

平成 28 年度

安来市水防計画

安来市

目 次

第1章	総則	1～3
	1-1	水防計画の目的及び定義
	1-2	安来市地域防災計画との関係
	1-3	用語の解説
	1-4	水位概念図
第2章	水防組織と責任	4～11
	2-1	島根県下の水防組織
	2-2	安来市の水防組織
	2-3	水防関係機関一覧表
	2-4	水防の責任等
	2-5	水防訓練等
第3章	重要水防区域及び危険な箇所	12～14
	3-1	重要水防区域
	3-2	危険な箇所
第4章	水防体制	15～16
	4-1	安来市水防本部の体制
	4-2	警察署及びその他関係機関との連絡
第5章	水防活動	17～41
	5-1	気象状況の連絡
	5-2	雨量及び水位の観測と通報及び公表
	5-3	ダム、水門、樋門、堰の操作
	5-4	洪水予報（国土交通省管理河川）
	5-5	洪水予報（県管理河川）
	5-6	水位周知（国土交通省管理河川）
	5-7	水位周知（県管理河川）
	5-8	水防警報（国土交通省管理河川）
	5-9	水防警報（県管理河川）
	5-10	河川等の巡視
	5-11	水防機関の出動と出動後の水防活動
	5-12	水防協力団体
	5-13	決壊に際しての措置
	5-14	避難のための立退
	5-15	水防資材器具等の整備並びに輸送
	5-16	記録、報告

附 則

別表 1	安来市水防隊組織図	42
別表 2	安来市水防団組織図	43
別表 3	重要水防区域	44
別表 4	危険な箇所一覧、危険箇所に準じた箇所	45～47
別表 5	管内雨量観測所一覧	48
別表 6	管内水位観測所一覧	49
別表 7	河川増水状況表	50
別表 8	管内堰一覧	51
別表 9	管内水門・樋門一覧	52～54
別表 10	管内ダム機能表	55
別表 11	管内ダム関係通報系統図	56～57
別表 12	飯梨川洪水予報文	58
別表 13	水位周知（国土交通省管理河川）発表様式	59～60
別表 14	水位周知（県管理河川）発表様式	61～64
別表 15	水防警報（国土交通省管理河川）発表様式	65～67
別表 16	水防警報（県管理河川）発表様式	68～69
別表 17	信号	70
別表 18	優先通行標識	70
別表 19	出水様式	71～74
別表 20	水防活動実施報告書	75
別表 21	公用負担命令諸様式	76
別表 22	河川決壊・漏水等の通報系統図	77
別表 23	避難所開設施設	78～81
別表 24	災害時等要援護者支援施設	82～83
別表 25	浸水想定区域図	
	斐伊川水系斐伊川（中海）浸水想定区域図	84
	斐伊川水系飯梨川浸水想定区域図（山佐川含）	85～88
	斐伊川水系伯太川浸水想定区域図	89～91
別表 26	水防倉庫並びに資材器具一覧	92
別表 27	水防輸送車輛配置一覧	93～94

付 属 資 料

- ・ 安来市防災会議条例
- ・ 安来市防災会議役員名簿
- ・ 安来市水防図
- ・ 安来市水防警戒区域分担図

第1章 総 則

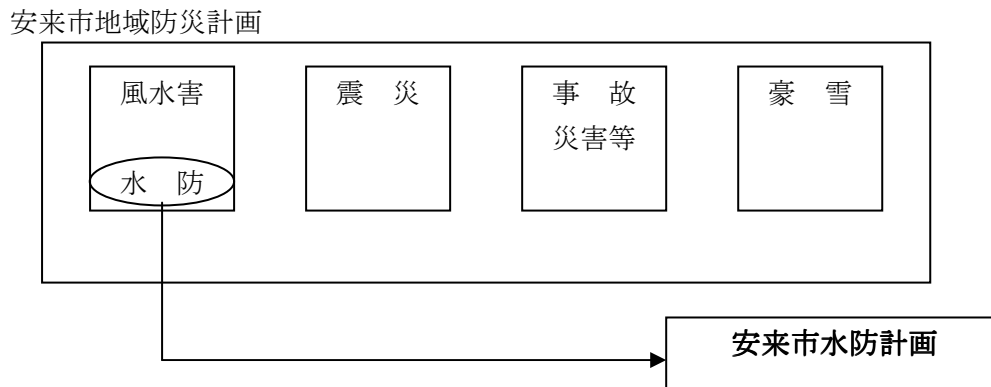
1.1 水防計画の目的及び定義

この計画は、水防法第33条並びに島根県水防計画に基づき、安来市内の水防業務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって河川の洪水、高潮による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減することを目的とするものである。

この水防計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを変更しその要旨を公表するよう努める。(法33①、33③)

1.2 安来市地域防災計画との関係

安来市地域防災計画は、風水害予防計画を定めているが、このうち水防に関する具体的事項については、本計画において定めるものと規定されている。



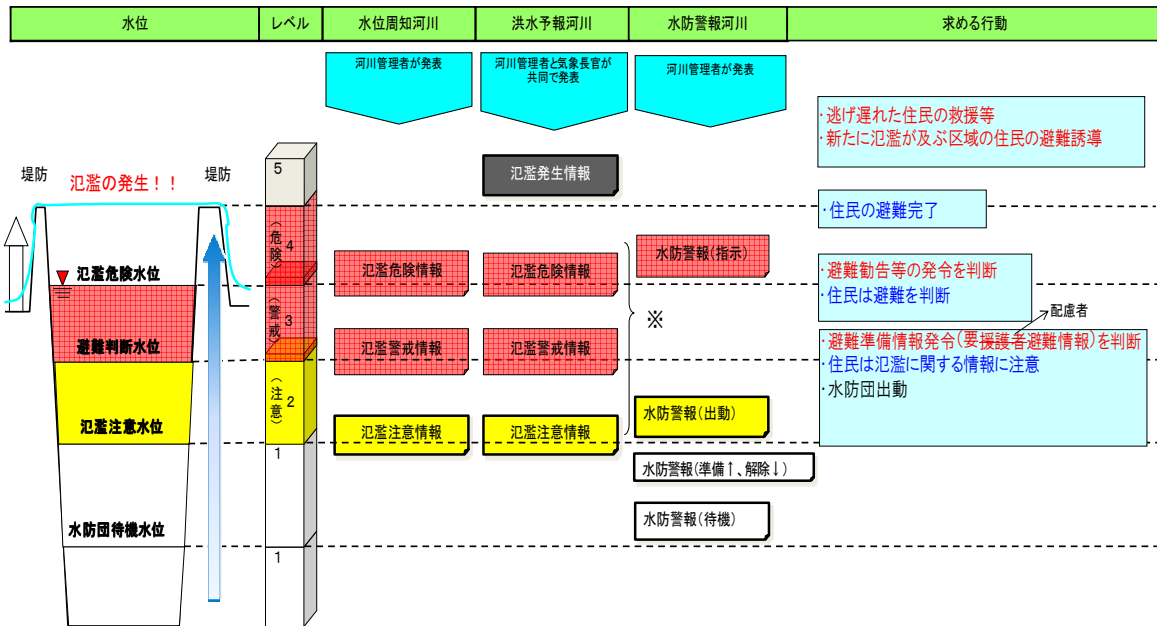
1.3 用語の解説

水防上、基本的かつ重要な用語について、次のとおり解説する。

水防本部	島根県における水防を総括するため県土木部河川課内に常置している機関で、知事を本部長としている。
水防支部	1. 水防本部の出先機関として各県土整備事務所(局)内に常置している機関で、事務所(局)長を支部長としている。 2. 土木事業所を所管する水防支部においては、土木事業所長を地区長とし、地区長は当該地区内の水防業務を担当する。
水防管理団体	市町村。(法2②)
水防管理者	水防管理団体である市町村の長。(法2③)
指定水防管理団体	水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるもので知事の指定した水防管理団体。(法4)
消防機関の長	消防本部を置く市町村にあつては消防長、消防本部を置かない市町村にあつては消防団長。(法2⑤)
消防職員	消防本部員、消防署員。
水防団	水防活動に従事する消防団について、本書では便宜上、水防団と記述している。
水防団員	水防活動に従事する消防団員について、本書では便宜上、水防団員と記述している。
重要水防区域	過去の増水により甚大な被害があり今後もそのおそれ大きい河川の区間、又は堤防が決壊した場合、その背後地及び下流に甚大な被害を与えると予想される河川の区間。
危険な箇所	洪水及び高潮に伴う水が溢れる箇所、漏水、深掘れ等により決壊が予想される箇所。
浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川整備の計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は知事が指定した区域。
洪水予報河川	国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。(法10②、法11①、気象業務法14の2②、③)
氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるときに発表される。市町村は避難準備情報等の発令の判断の参考とする。
氾濫警戒情報	一定時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるときに発表される。市町村は避難勧告等発令の判断の参考とする。
氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、市町村は避難していない住民への対応が必要である。またこの後に避難勧告を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。
氾濫発生情報	氾濫が発生したときに発表される。市町村はあらたに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
水防警報	国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸(水防警報河川等)について、国土交通省又は県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。(法2⑧、法16)
水位周知河川	国土交通大臣又は知事が洪水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。(法13①、②)
水位到達情報	国土交通大臣又は知事が指定した水位周知河川において、下記(通報水位、警戒水位、避難判断水位)のあらかじめ定めた氾濫危険水位の到達に関する情報。
水防団待機水位(通報水位)	洪水又は高潮のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位。(法12①)
氾濫注意水位(警戒水位)	水防団待機水位(通報水位)を超える水位であつて、洪水又は高潮による被害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位。水防団の出動の目安となる水位である。この水位を超えるときは、この計画で定めるところにより、公表しなければならない。(法12②)
避難判断水位	氾濫注意水位(警戒水位)を超える水位であつて、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。市町村長の避難準備情報発表の目安となる水位である。
氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)	洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じ、氾濫のおそれがある水位。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。 ※河川計画や事業実施においては、堤防設計水位である計画高水位を使用。

※斐伊川(中海)、飯梨川、伯太川を指す(水防松江支部広瀬地区管内)

1.4 水位概念図



水位決定根拠

氾濫危険水位

検討 計画高水位もしくは天端からリードタイムを考慮した水位のいずれか低い方の水位
※リードタイム：避難勧告の発令、情報伝達及び避難等に要する時間

避難判断水位

検討 氾濫危険水位に達するまでの間に避難所を開設するのに必要な時間を考慮した水位

氾濫注意水位

1) 改修済み河川
検討① その水位に対する流量が計画高水流量の約5割の水位
検討② 平均低水位から計画高水位までの下から6割の水位
検討③ 約3年に1回起こる程度の水位

2) 未改修部の河川
検討① 平均低水位から堤防天端までの5割程度の水位
検討② 約3年に1回起こる程度の水位

水防団待機水位

1) 改修済み河川
検討① その水位に対する流量が計画高水流量の約2割の水位
検討② 1年に5～10回起こる程度の水位

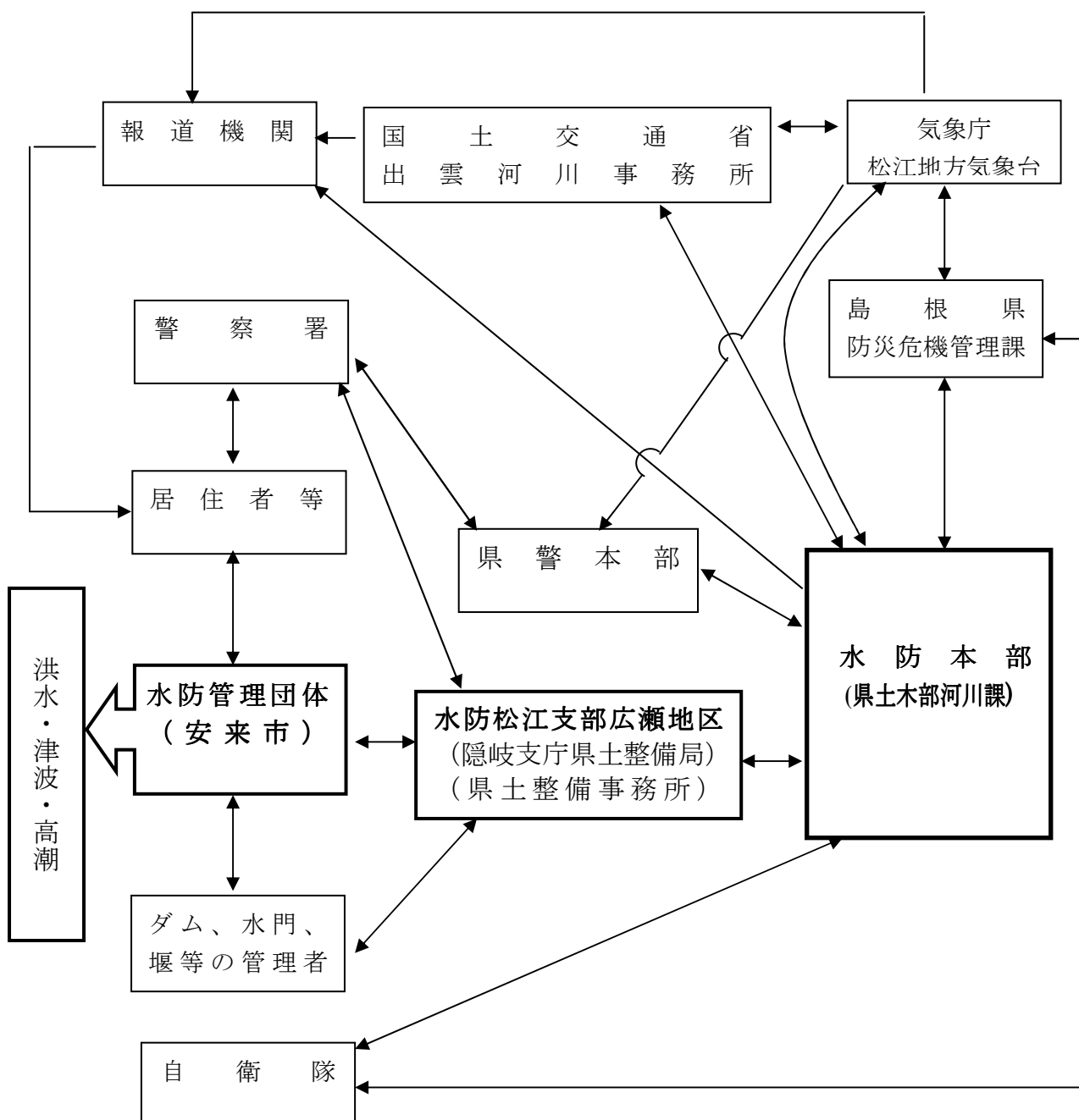
融雪洪水河川、急流河川等災害の起こるおそれがある地域特性や既往洪水の被害発生状況等も考慮して、総合的に定める。

水防団待機水位から氾濫注意水位に到達時間を考慮して定める

第2章 水防組織と責任

2.1 島根県下の水防組織

洪水又は高潮の際には、島根県、水防管理団体、国土交通省、気象庁、警察署等関係機関をはじめ住民の参加も得て水防に当たるものとする。

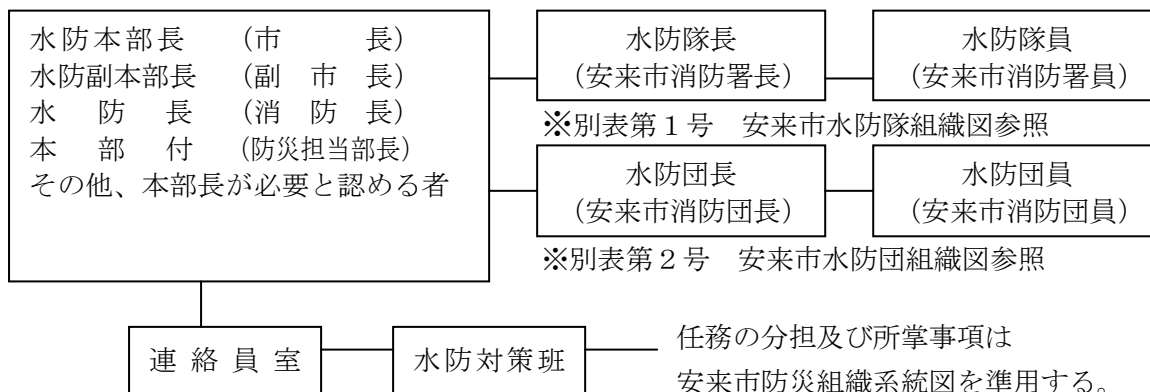


* 1 : 中海については国土交通省出雲河川事務所において鳥取県とも情報を交換している。

2.2 安来市の水防組織

水防管理団体である安来市は、水防に関係のある気象等の予報、注意報、警報等発表により、洪水及び高潮のおそれがあると認められたときから、洪水等の危険がなくなったと認められるまで、次の組織で業務を行う。

水防本部機構



水防本部事務分掌

水防本部長 (市長) 水防本部の事務を統括する。

水防副本部長 (副市長) 本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、これに代わる。

水防長 (消防長) 本部長及び副本部長を補佐し、その命を受けて各班を指揮監督する。

本部付 (防災担当部長) 水防長を補佐し、その命を受けて分掌事務に従事する。

水防隊長 (安来市消防署長) 水防隊員を総括し、水防業務を遂行する。

水防団長 (安来市消防団長) 水防団員を総括し、水防業務を遂行する。

2.3 水防関係機関一覧表

1. 水防本部、水防支部等 (県関係)

名称	所在地	担当部課 グループ名	電話番号 防災行政無線 番号	FAX番号 防災行政無線 FAX	備考
島根県水防本部	松江市殿町1	土木部河川課	0852-22-6363 300-2-6363	0852-22-6356 300-2-6356	
水防松江支部	松江市東津田町 1741-1	業務部 総務課	0852-32-5720 321-2-5720	0852-32-5763 321-2-5763	
水防松江支部 広瀬地区	広瀬町石原 357-1	広瀬土木事業所 業務課	0854-32-4142 330-4142	0854-32-2825 330-4277	
島根県防災危機管 理課	松江市殿町1	防災グループ	0852-22-5885 300-2-5885	0852-22-5930 300-2-5930	
布部ダム管理所	広瀬町布部 2845-18		0854-36-0050 340-211	0854-36-0051 340-230	体制時
松江県土整備事務所	広瀬町石原 357-1	広瀬土木事業所 布部ダム管理課	0854-32-4153 330-4153	0854-32-2825 330-4277	通常時
山佐ダム管理所	広瀬町上山佐 3036-11		0854-35-0156 341-211	0854-35-0141 341-230	体制時
松江県土整備事務所	広瀬町石原 357-1	広瀬土木事業所 管理課	0854-32-4204 330-4204	0854-32-2825 330-4277	通常時
安来警察署	安来市今津町 674-1	警備課	0854-22-0110 444-5	0854-22-6565	内線 291

2. 水防管理団体関係

名称	所在地	担当部課 グループ名	電話番号 防災行政無線 番号	F A X番号 防災行政無線 FAX	備考
安来市水防本部	安来町 878-2		0854-23-3074 411-5	0854-23-3152 411-1	
安来市消防本部	安来町 917-28	消防総務課	0854-23-3410 423-3	0854-23-1987 423-1	
安来市消防署	安来町 917-28	消防署	0854-22-0119 423-5	0854-23-1987 423-1	

3. 国の機関

名称	所在地	担当部課 グループ名	電話番号 防災行政無線 番号	F A X番号 防災行政無線 FAX	備考
国土交通省 出雲河川事務所	出雲市塩治有原町 5-1	防災情報課	0853-21-1850 731-282	0853-21-2878 731-359	
出雲河川事務所 中海出張所	東赤江町 1637		0854-23-7433	0854-23-0789	
第八管区海上保安 本部境海上保安部	境港市昭和町 9-1	警備救難課	0859-42-2531 447-5	0859-42-2531 447-1	
松江地方气象台	松江市西津田 7-1-11		0852-21-4958 435-5	0852-21-6656 325-866	
陸上自衛隊 第13偵察隊	出雲市松寄下町 1142-1	警備	0853-21-1045 526-5	0853-21-1045 526-1	

4. 鉄道、通信、電力事業者

名称	所在地	担当部課 グループ名	電話番号	F A X番号	備考
西日本旅客鉄道 (株)米子支社	米子市弥生町 2	施設課	0859-32-8105 夜・休日(施設指 令)32-6383	0859-31-5830 夜・休日(施設指令)31-5378	
西日本電信電話 (株)島根支店	松江市朝日町 102	災害対策室	0852-20-7695	0852-20-7921	
中国電力(株) 島根支社	松江市母衣町 115	総務担当グループ	0852-27-1113	0852-32-0620	
中国電力(株) 松江営業所	松江市東朝日町 5番地 1	総務課	0852-32-0252	0852-32-0390	

5. 報道機関

名称	所在地	担当部課 グループ名	電話番号 防災行政無線番号	FAX番号 防災行政無線 FAX	備考
NHK	松江市灘町 1-21	松江放送局 ニュース	0852-26-4511 437-5	0852-27-5856 437-1	
山陰放送	松江市殿町 111	松江支社	0852-21-4306 448-5	0852-21-4307 448-1	
日本海テレビ	松江市袖師町 2-38-201	松江本社 報道部	0852-26-3151 438-5	0852-27-8880 438-1	
山陰中央テレビ	松江市西川津町 721	本社報道部	0852-23-3434 439-5	0852-22-4490 439-1	
テレビ朝日	松江市御手船場町 54 9-1 損保ジャパンビル 4F	松江支局	0852-59-5421	0852-59-5425	
エフエム山陰	松江市殿町 383	放送部	0852-27-9887 440-5	0852-27-5130 440-1	
共同通信社	松江市殿町 383	松江支局	0852-22-0101	0852-27-8149	
時事通信社	松江市末次町 23	松江支局	0852-21-3594	0852-21-3597	
朝日新聞社	松江市南田町 32	松江総局	0852-23-3330	0852-27-2308	
毎日新聞社	松江市母衣町 83-3	松江支局	0852-23-3121	0852-27-1548	
読売新聞社	松江市母衣町 95-1	松江支局	0852-23-1411	0852-23-1413	
産経新聞社	松江市千鳥町 15 コープビル 2F	松江支局	0852-21-3169	0852-32-5318	
日本経済新聞社	松江市殿町 126	松江支局	0852-21-2198	0852-26-5720	
中国新聞社	松江市内中原町 24	松江支局	0852-23-3322	0852-23-3324	
山陰中央新報社	松江市殿町 383	松江本社 報道部	0852-32-3320	0852-32-3520	
新日本海新聞社	松江市殿町 111	松江支社	0852-25-3385	0852-25-3392	
島根日日新聞社	松江市内中原町 230	松江支社	0852-31-1041	0852-31-9205	
島根県政記者会	松江市殿町 1		0852-22-5465	0852-22-5466	県広聴広報課
山陰ケーブルビジョン	松江市学園 1-2-27	制作部	0852-23-2522	0852-24-9111	県CATV協議会 事務局

2. 4 水防の責任等

1. 水防本部（県庁）の責任（法 3 の 6、法 7④⑤、法 10、法 11、法 13、法 14、法 16、法 33、法 47、法 48）
 - (1) 県内における水防体制と組織の確立及び強化を図るとともに、各水防管理団体が行う水防が十分に行われるように努めなければならない。
 - (2) 水防事務の調整及びその円滑な実施のため島根県の水防計画を毎年増水期までに検討を加え必要があるときは、これを変更しなければならない。またその水防計画の要旨を公表するよう努めるものとする。
 - (3) 国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表する洪水予報の通知を受けた場合は、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。（洪水予報河川）
 - (4) 知事が指定した河川について、気象庁長官（松江地方気象台長）と共同し

て洪水予報を公表し、水防関係機関及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(洪水予報河川)

- (5) 国土交通大臣が発表する水位到達情報の通知を受けたときは、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。(水位周知河川)
- (6) 水防支部が発表する水位到達情報の通知を受けたときは、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- (7) 国土交通大臣が発表する水防警報の通知を受けたときは、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。
- (8) 水防支部が発表する水防警報の通知を受けたときは、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。
- (9) 指定水防管理団体が水防計画を定め、及び水防計画に変更を加えた時に届け出を受けなければならない。
- (10) 知事が指定した洪水予報河川及び水位周知河川について、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定しなければならない。また、指定した区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

2. 島根県水防松江支部の責任

- (1) 現地における状況を的確に把握し、水防本部、水防管理団体及びその他の水防関係機関と密接な連絡を保つとともに、水防管理団体が実施する水防活動の報告を求め助言・勧告を行うなど指導応援をしなければならない。
※注 斐伊川(中海)、飯梨川、伯太川
- (2) 知事が指定した河川について、この水防計画の定めるところにより氾濫危険水位等に達した場合、水位到達情報を水防関係機関及び関係市町村長に通知しなければならない。
- (3) 知事が指定した河川について、この水防計画の定めるところにより水防警報を公表し、かつその警報事項等を水防関係機関に通知しなければならない。
- (4) 知事と気象庁長官が共同して発表する洪水予報の通知を受けた場合は、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関及び関係市町村長に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。
- (5) ダム、水門、樋門等の施設について、自ら管理する施設の管理を十分に行うとともに、許可工作物の管理者に対しては適宜水防情報を連絡し、開

閉等の操作状況を把握しなければならない。

- (6) 水防倉庫の資機材については、毎年増水期までに備蓄状況を確認し整備しなければならない。

3. 水防管理団体（安来市）の責任（法 3,法 9,法 17,法 33①②③④）

- (1) 区域内における水防を十分に果すべき責任を有する。
- (2) 指定水防管理団体の水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を定めなければならない。
- (3) 指定水防管理団体の水防管理者は、毎年増水期^{※注}までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- (4) 指定水防管理団体の水防管理者は、(2)により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会を設置する指定水防管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第 16 条第 1 項 に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定水防管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮るとともに、遅延なく知事に届け出なければならない。
- (5) 指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め又は変更したときはその要旨を公表するよう努めなくてはならない。
- (6) 指定水防管理団体の水防計画は、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- (7) 区域内の河川堤防等を巡視し水防上危険であると認められる箇所がある時は、直ちに当該河川海岸堤防管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。
- (8) 水防警報の発表があつたとき又は水防活動が必要と認められたときは、水防団及び水防機関に出動の準備をさせなければならない。
- (9) 水防倉庫の資機材については、毎年増水期までに備蓄状況を確認し、整備しなければならない。
- (10) 知事から浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
- ①洪水予報、水位到達情報の伝達方法
 - ②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ③災害対策基本法第 4 8 条第 1 項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水、又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
 - ④浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- イ 地下街等
 - ロ 要配慮者利用施設
 - ハ 大規模な工場その他の施設（申出があつた施設に限る）
- また、浸水想定区域をその区域に含む市町村の長はこれらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）の配布その他必要な措置を講じなければならない。

4. 気象庁(松江地方気象台)の責任 (法 10,11)

- (1) 気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ、報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。
- (2) 国土交通大臣が指定した河川について、国土交通大臣（国土交通省関係事務所長）と共同して洪水予報を公表し、知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- (3) 知事が指定した河川について、知事（島根県土木部河川課長）と共同して洪水予報を公表し、水防関係機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

5. 国土交通省(出雲河川事務所)の責任 (法 10②, 法 13①②, 法 16)

- (1) 国土交通大臣が指定した河川について、水防警報を公表するとともに直ちに、その警報事項を知事に通知しなければならない。
- (2) 国土交通大臣が指定した河川について、気象庁長官(松江地方気象台長)と共同して洪水予報を公表し、知事及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- (3) 国土交通大臣が指定した河川について、氾濫危険水位等に達した場合、知事及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

6. 報道、通信機関の責任 (法 10, 法 13, 法 27)

- (1) 報道機関は、国土交通大臣と気象庁長官が共同して公表した洪水予報、知事と気象庁長官が協同して公表した洪水予報及び国、県が公表した、氾濫警戒情報等を一般に周知することに努めなくてはならない。
- (2) 通信機関は、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

7. ダム設置者の責任 (河川法 46)

- (1) ダムの設置者は、洪水が発生し又は発生するおそれがある場合には、水位、流量等の観測結果及び当該ダムの操作状況を河川管理者及び関係都道府県知事に通報しなければならない。

8. 居住者等の義務 (法 24)

- (1) 当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者、又は消防機関の長から出勤の要請があればこれに協力し、水防

に従事しなければならない。

2. 5 水防訓練等

1. 水防訓練

指定水防管理団体は、毎年増水期前に1回以上、水防訓練を行うものとする。なお、演習要領は所轄水防支部長と協議の上、水防管理者が定めるものとする。

2. 連絡協議会等

水防支部は、毎年増水期前に、管内水防管理団体及び関係機関との連絡協議会等を開催し、危険箇所の現地確認を行うものとする。

第3章 重要水防区域及び危険な箇所

3.1 重要水防区域(別表第3号)

重要水防区域は、過去の増水により甚大な被害があり今後もそのおそれの大きい区間、又は、堤防が決壊した場合その背後地、及び下流に甚大な被害を与えると予想される区間で次の(1)～(7)を基準として定めている。

- (1) 既往水害で被災し未復旧の区間。
- (2) 未改修河川で過去に水があふれた箇所、浸水した区間。
- (3) 既設堤防護岸が低く、日雨量100mm又は時間雨量30mm以上となった場合、溢水、浸水のおそれがある区間。
- (4) 土石流の顕著な河川で、河床埋没のため決壊のおそれがある区間。
- (5) 水衝部であって、洪水時急激に基礎部が深堀され、決壊のおそれがある区間。
- (6) 改修済及び復旧済であるが、万一決壊すれば重大な被害をもたらすことが予想される区間。
- (7) 堤防兼用の重要道路で、被災すれば交通上重要な支障をもたらすことが予想される区間。

水防管理団体は、常に当該箇所の現況把握に努め、その水防対策を確立しておかなければならない。

3.2 危険な箇所(別表第4号)

危険な箇所は、洪水及び高潮にともなう水があふれる箇所、漏水、深堀れ等により決壊のおそれがある箇所で、国土交通省管理河川については次表(1)、県管理河川については次表(2)の基準により定めている。

水防管理団体は、島根県水防計画別表第5号表に示す危険箇所の位置、危険な理由、水防工法等を熟知し、洪水時には適切な水防活動を実施するよう努めなければならない。

(1) 国土交通省管理河川

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは上端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の上端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは上端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の上端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴はないが、堤防の決壊跡又は旧川跡の堤防であること。あるいは基礎地盤及び堤体の工質等からみて漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・深掘れ	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に深掘れされているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が、計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			増水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で、築造後3年以内の箇所。堤防の決壊跡又は旧川跡の箇所。
りくこう 陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

(国土交通省重要水防箇所評定基準(案)より)

(2) 県管理河川

種 別	重 要 度		
	A	B	C
河 積	通水断面の不足によって例年水が溢れる危険がある箇所。	通水断面の不足によって、3～5年に1回以上水が溢れる危険があり、水があふれた場合には相当の被害を被ると予想される箇所。	
堤防断面	計画堤防断面に対して一連の堤防のうち、部分的に狭小であり、天端幅も狭いもの。(一般的に刃堤といわれるもので堤防断面面積あるいは天端幅が、計画の2分の1以下のもの)	計画堤防断面に対して堤防断面が不足して、天端幅も計画より狭いもの。(一般に暫定断面で施工されたもので、堤防断面面積が計画の3分の2以下の区間)	計画堤防断面に対して、堤防断面が不足していて、天端幅も計画より狭いもので、かつ重要度の少ない区間。
堤体強度	堤体あるいは基礎地盤の土質の軟弱等により、堤防斜面崩れ、急激な沈下等の実績があつてなお予想される箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質の軟弱等で、堤防斜面崩れ、沈下等が予想される箇所。完成後1年以内の新堤で、堤体の安定性が懸念される箇所。	A、B以外で堤防斜面崩れ等のおそれがある箇所。完成後2年以内の新堤で、堤体の安定性が懸念される箇所。
漏 水	堤体あるいは基礎地盤から漏水の実績があるもの、またそのおそれが十分あるもの。	従来漏水の実績があり、これに対して暫定的に措置を講じたが、なお、対策を講ずる必要がある箇所。	A、B以外で漏水、堤防斜面崩れのおそれがある箇所。
水 衝	洪水時に水衝部となり、低水護岸、高水護岸等が度々破損し、又は、堤防の決壊又は決壊寸前程度までの実績がある箇所。	洪水時に水衝部となり、低水護岸、高水護岸があるが不完全な箇所。護岸等が古くなりその効用が著しく低下している箇所。	
深 掘 れ	河岸が洗掘され堤脚護岸の根固、水制等が破損し危険が予想される箇所。工作物の突出による堤体の深掘れが予想される箇所。	河岸が深掘れされているか、又は護岸の根固、水制等が一部破損して危険の生ずることが予想される箇所。	
背 水	海域、河川、湖沼の高潮・洪水による背水によって例年水が溢れる危険がある箇所。	通年海域、河川、湖沼の高潮・洪水による背水によって、3～5年に1回以上水が溢れる危険があり、水が溢れた場合には相当の被害を被ると予想される箇所。	
工 事	諸事情によって、増水期中に堤体工事(特に開削する場合)を施工する場合、一時的ではあるが危険が予想される箇所。		
工 作 物	堤防横断工作物の老朽化によって不等沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所。		

(3) 海岸

本市においては該当がないため削除

第4章 水防体制

4.1 安来市水防本部の体制

1. 業務の開始

水防本部は、松江地方気象台から水防に関する気象等予警報を受けたとき、状況に応じて必要な水防業務を開始する。

2. 業務の体制

水防本部は、次の体制に区分して水防業務を行う。

風水害等配備区分・基準

区分	警戒本部		災害対策本部		特別体制
	準備体制	第1次体制	第2次体制	第3次体制	
時期	①風、大雨・高潮等の警報が発表され、災害が発生する危険がある場合 ②連続雨量が70mmを超え、引き続き相当の雨量が見込まれる場合	①連続雨量が100mmを超え、引き続き相当の雨量が見込まれる場合 ②河川が水防団待機水位を超え、引き続き相当の雨量が見込まれる場合 ③災害が発生し、更に災害が発生する危険がある場合	①連続雨量が180mmを超え、災害が発生する危険が極めて増大した場合 ②河川の水位が氾濫注意水位を超える等、災害が発生する危険が極めて増大した場合 ③各所で災害が発生した場合	①各所で災害が発生し、更に被害が増大する恐れがある場合 ②大規模な災害の発生により、集落等が孤立し、又は人的被害が発生した場合 ③特別警報が発令された場合	突発的に事故及び災害が発生した場合で必要と認めるとき
決定者	関係者と協議の上、統括危機管理監が決定	関係者と協議の上、統括危機管理監が進言し、総務部長が決定	関係者と協議の上、総務部長が進言し、市長が決定	市長が決定	総務部長の進言により、市長が決定
体制内容・処理事項	①危機管理課の人員で情報を収集する。 ②第1次体制に移行する際の召集・連絡体制の確認 ③状況に応じ、広瀬・伯太地域センター単位でも体制を執る	独自展開班は状況に応じ現場巡視	①安来庁舎には各部長 ②広瀬・伯太両庁舎にはセンター長及び次長	災害対策本部に関係ある職員は全員防災業務に従事	その都度、市長が指示する

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">動員区分・担当部課</p>	<p>①危機管理課職員及び統括危機管理監が必要と認められた部課員</p> <p>②第1次体制担当部課は常時連絡がとれる体制とする</p>	<p>①警戒本部事務局員（危機管理課、総務課、その他本部長が必要と認められた部課員）</p> <p>②独自展開班 広瀬・伯太地域センター、建設部、農林水産部、健康福祉部、上下水道部など、消防本部、市立病院</p>	<p>災害対策本部及び現地対策室による組織配置。それ以外の職員は自宅待機。</p>	<p>全職員による組織配置。</p>	<p>その都度、市長が指示する。</p>
--	--	--	---	--------------------	----------------------

4.2 警察署及びその他関係機関との連絡

1. 警察署との連絡

水防管理団体及び水防支部は、所轄警察署と綿密な連絡をとり、あらかじめ水防に関して必要な協議をしておくものとする。

2. その他関係機関との連絡

水防管理団体である安来市は、第2次災害体制（災害対策本部設置）になった場合及びその他必要がある場合は、その旨関係各機関に通報するものとする。

第5章 水防活動

5.1 気象状況の連絡

1. 気象等警報・注意報の発表

松江地方気象台は、次の基準に達すると予想した場合、気象等警報及び注意報を発表する。

(1) 水防に関する気象注意報の種類と発表基準

大雨注意報：大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合。			
地区	市町村	雨量基準 (mm)	土壌雨量指数基準
松江地区	松江市	R3=40	99
	安来市	平地：R3=40 平地以外：R3=50	97
出雲地区	出雲市	R3=40	85
雲南地区	雲南市	R1=30	96
	奥出雲町	R1=40 あるいは R3=50	85
	飯南町	R1=40	102
大田邑智地区	大田市	平地：R1=25 平地以外：R1=30	88
	川本町	R1=30	91
	美郷町	R1=30	92
	邑南町	R1=40	89
浜田地区	浜田市	平地：R3=40 平地以外：R1=30	92
	江津市	R1=30	94
益田地区	益田市	平地：R1=25 平地以外：R3=60	92
	津和野町	R1=30	100
	吉賀町	R1=50	101
隠岐地区	海士町	R3=60	101
	西ノ島町	R3=50	97
	知夫村	R1=30	96
	隠岐の島町	R3=40	97

※雨量基準若しくは土壌雨量指数基準に達すると予想した場合に注意報を発表。

※R1は1時間雨量、R3は3時間雨量を示す。

※土壌雨量指数とは降雨による土砂災害発生の危険性を示す指数である。

※平地とは概ね傾斜が30パーセント以下で都市化率が25%以上の地域。

平地以外とは平地以外の地域。

洪水注意報：洪水によって災害が起こるおそれがある場合。 具体的には次の基準に達すると予想した場合。					
地区	市町村	①雨量基準 (mm)	②流域雨量指数基準	③複合基準	④指定河川洪水予報による基準
松江地区	松江市	R3=40	意宇川流域=17	—	—
	安来市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R3=50	飯梨川流域=18 伯太川流域=8	—	飯梨川（矢田）
出雲地区	出雲市	R3=40		—	斐伊川（木次・新伊萱・上島・ 大津・灘分 神戸川（馬木・古志橋）
雲南地区	雲南市	R1=30	三刀屋川流域=18 赤川流域=8	—	斐伊川（木次・新伊萱・上島・ 大津・灘分
	奥出雲町	R1=40 あるいは R3=50	斐伊川流域=15	—	—
	飯南町	R1=40	神戸川流域=15	—	—
大田地区	大田市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	三瓶川流域=10 静間川流域=11	—	—
川本地区	川本町	R1=30	祖式川流域=5	—	江の川下流（大津・都賀・川 本・谷住郷・川平）
	美郷町	R1=30	角谷川流域=6	—	江の川下流（大津・都賀・川 本・谷住郷・川平）
	邑南町	R1=40	出羽川流域=9	—	江の川下流（大津・都賀・川 本・谷住郷・川平）
浜田地区	浜田市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R1=30	浜田川流域=6 周布川流域=13 三隅川流域=23	—	周布川（中場）
	江津市	R1=30	八戸川流域=11	—	江の川下流（大津・都賀・川 本・谷住郷・川平）
益田地区	益田市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R3=60	—	平坦地：R3=20 かつ益田川流 域=8	高津川（神田・高角） 匹見川（横田） 益田川（染羽）
	津和野町	R1=30	高津川流域=19 津和野川流域=14	—	—
	吉賀町	R1=50	高津川流域=15	—	—
隠岐地区	海士町	R3=60	—	—	—
	西ノ島町	R3=50	—	—	—
	知夫村	R1=30	—	—	—
	隠岐の島町	R3=40	—	—	—

※①～④のいずれかの基準に達すると予想した場合に注意報を発表。

※R1は1時間雨量、R3は3時間雨量を示す。

※流域雨量指数とは流域の雨量による洪水災害発生の危険性を示す指数である。

高潮注意報：台風等による海面の異常上昇により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の基準に達すると予想した場合		
地区	市町村	潮位基準
松江	松江市	0.8m
	安来市	
出雲	出雲市	0.8m
大田	大田市	0.8m
	浜田市	
浜田	江津市	0.8m
	益田市	
隠岐	海士町	0.6m
	西ノ島町	
	知夫村	
	隠岐の島町	

(2) 水防に関する気象等警報の種類と発表基準

大雨警報：大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の基準に達すると予想した場合。			
地区	市町村	雨量基準 (mm)	土壌雨量指数基準
松江地区	松江市	R3=80	151
	安来市	平坦地：R3=70 平坦地以外：R3=80	147
出雲地区	出雲市	R3=70	129
雲南地区	雲南市	R1=80	146
	奥出雲町	R1=60 あるいは R3=80	130
	飯南町	R1=70	155
大田邑智地区	大田市	平坦地：R1=45 平坦地以外：R1=50	147
	川本町	R1=50	153
	美郷町	R1=50	154
	邑南町	R1=70	149
浜田地区	浜田市	平坦地：R3=70 平坦地以外：R1=50	154
	江津市	R1=50	157
益田地区	益田市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R3=120	154
	津和野町	R1=50	168
	吉賀町	R1=80	169
隠岐地区	海士町	R3=110	141
	西ノ島町	R3=80	136
	知夫村	R1=50	134
	隠岐の島町	R3=90	136

※雨量基準若しくは土壌雨量指数基準に達すると予想した場合に警報を発表。

※R1は1時間雨量、R3は3時間雨量を示す。

※土壌雨量指数とは降雨による土砂災害発生の危険性を示す指数である。

※平坦地とは概ね傾斜が30パーセント以下で都市化率が25%以上の地域。

平坦地以外とは平坦地以外の地域。

洪水警報：洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次基準に達すると予想した場合。					
地区	市町村	①雨量基準 (mm)	②流域雨量指数基準	③複合基準	④指定河川洪水予報による基準
松江地区	松江市	R3=90	斐伊川流域=42	—	—
	安来市	平坦地：R3=70 平坦地以外：R3=80	飯梨川流域=23 伯太川流域=13	—	飯梨川（矢田）
出雲地区	出雲市	R3=70	神戸川流域=24	—	斐伊川（木次・新伊萱・上島・ 大津・灘分 神戸川（馬木・古志橋）
雲南地区	雲南市	R1=80	三刀屋川流域=22 赤川流域=15	—	斐伊川（木次・新伊萱・上島・ 大津・灘分
	奥出雲町	R1=60 あるいは R3=80	斐伊川流域=30	—	—
	飯南町	R1=70	神戸川流域=29	—	—
大田邑智地区	大田市	平坦地：R1=45 平坦地以外：R1=50	三瓶川流域=17 静間川流域=14	—	—
	川本町	R1=50	祖式川流域=7	—	江の川下流（大津・都賀・川 本・谷住郷・川平）
	美郷町	R1=50	角谷川流域=12	—	江の川下流（大津・都賀・川 本・谷住郷・川平）
	邑南町	R1=70	出羽川流域=17	—	江の川下流（大津・都賀・川 本・谷住郷・川平）
浜田地区	浜田市	平坦地：R3=70 平坦地以外：R1=50	浜田川流域=9 周布川流域=16 三隅川流域=29	平坦地：R3=45 かつ浜田川流 域=8	周布川（中場）
	江津市	R1=50	八戸川流域=17	—	江の川下流（大津・都賀・川 本・谷住郷・川平）
益田地区	益田市	平坦地：R1=50 平坦地以外： R3=120	—	平坦地：R3=30 かつ益田川流 域=8	高津川（神田・高角） 匹見川（横田） 益田川（染羽）
	津和野町	R1=50	高津川流域=24 津和野川流域=17	—	—
	吉賀町	R1=80	高津川流域=29	—	—
隠岐地区	海士町	R3=110	—	—	—
	西ノ島町	R3=80	—	—	—
	知夫村	R1=50	—	—	—
	隠岐の島町	R3=90	—	—	—

※①～④のいずれかの基準に達すると予想した場合に警報を発表。

※R1 は 1 時間雨量、R3 は 3 時間雨量を示す。

※流域雨量指数とは流域の雨量による洪水災害発生の危険性を示す指数である。

高潮警報：台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の基準に達すると予想した場合。		
地区	市町村	潮位基準
松江	松江市	1.2m
	安来市	
出雲	出雲市	
大田	大田市	
浜田	浜田市	
	江津市	
益田	益田市	
隠岐	海士町	0.8m
	西ノ島町	
	知夫村	
	隠岐の島町	

波浪警報：風波、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
 具体的には次の基準に達すると予想された場合である。
 波高（有義波高）が6m以上になると予想される場合。

※「有義波高」とは、ある地点で連続する波を観測したとき、波高の高いほうから順に全体の3分の1の個数の波（例えば20分間で100個の波が観測されれば、おおきい方から33個の波）を選び、これらの波高及び周期を平均したもの。

（3）水防に関する気象等特別警報の種類と発表基準（参考）

特別警報	警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、特別警報を発表する。 なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。	
	現象の種類	基準
	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
	波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合

2. 気象等情報の発表

松江地方気象台は、気象の予報等について、気象等警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や気象等警報や注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に情報を発表する。

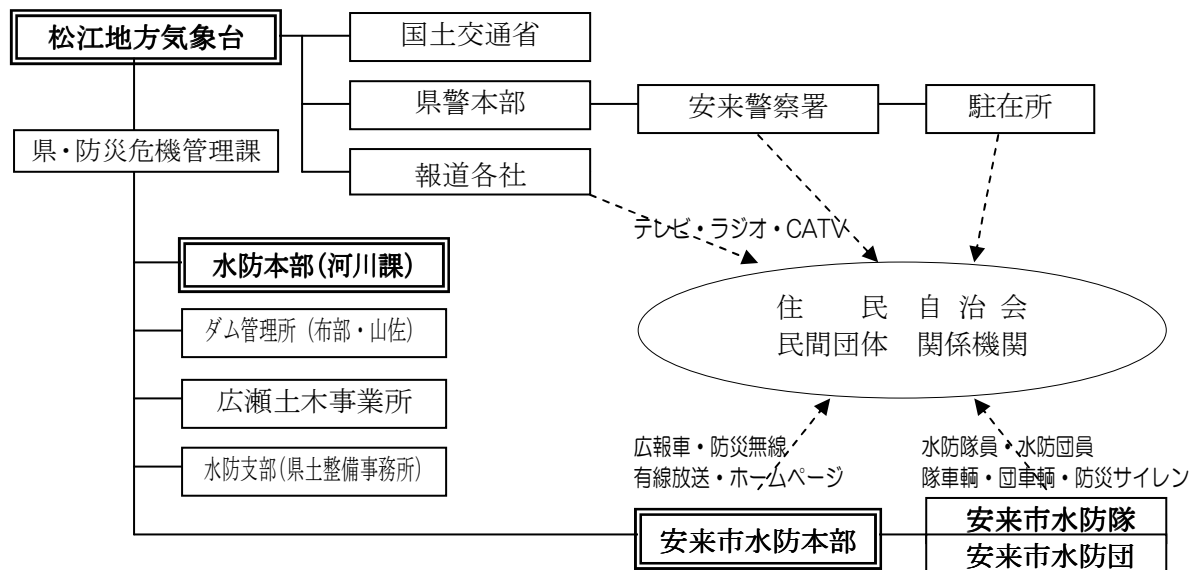
なお、「島根県記録的短時間大雨情報」は、アメダス雨量、及び島根県の観測雨量、又は解析雨量で1時間降水量が100mm以上の雨量を観測又は解析した場合に発表する。

3. 気象等の予警報情報の伝達

安来市水防本部は、水防に関する気象等の予警報情報を受け必要があると認めら

れた場合は、水防団を始めとする水防関係者及び住民へ速やかに周知徹底を図る。

4. 気象等注意報・警報・情報伝達系統図



5.2 雨量及び水位の観測と通報及び公表

1. 雨量・水位の観測システム及び利用可能な関係機関

関係機関は、県内の雨量・河川水位のテレメータ観測所を次の表で示す観測システムにより監視できる。これらデータは、最短10分毎に速報値として更新される。このうちインターネットと携帯電話については一般に公表する。

利用機関	雨量・水位の観測システム	所管	情報の内容	レーダ	時間	*1	国管理	県管理	県	気象等
				雨量	雨量	累計雨量	河川水位	河川水位	ダム諸量	
行政	島根県総合防災情報システム	島根県 消防総務課 防災危機管理課	島根県水防情報システム、島根県土砂災害予警報システム	◎	○	○		○		◎
	島根県水防情報システム	島根県 河川課	河川課及び農地整備課所管データ (国土交通省が管理する河川水位の一部情報有り)		◎	◎	○	◎	◎	○
一般	インターネット 【しまね防災情報】 (PC版) http://www.bousai-shimane.jp (携帯版) http://www.bousai-shimane.jp/m/	島根県 消防総務課 防災危機管理課	島根県水防情報システムで収集する情報	◎	○	○				◎
	インターネット 【島根県水防情報】 http://www.bousai-shimane.jp/uryousui/pc/ssim0101g.html	島根県 河川課	島根県水防情報システム		◎	◎	○	◎	◎	○
	メールシステム※登録者のみ 【しまね防災メール】	島根県 消防総務課 防災危機管理課	島根県水防情報システムで収集する情報				○	○		○
	携帯電話 【国土交通省提供 川の防災情報】 http://i.river.go.jp/	国土交通省	島根県水防情報システム、島根県土砂災害予警報システム及び国土交通省が管理する河川の一部情報	○	○	○	◎	○	○	

その他、県内雨量・河川水位を観測するシステムは次の表で示すものがある。

雨量・水位の観測システム	所管	利用可能な関係機関等	情報の内容
島根県土砂災害予警報システム	島根県 砂防課	水防支部	土砂災害が発生する恐れをしらせる危険度情報
インターネット 【島根県砂防課土砂災害リアルタイム雨量】 http://www1.pref.shimane.lg.jp/contents/sabo_uryou/www/uryou/index.html	島根県 砂防課	全機関、一般	土砂災害が発生する恐れをしらせる危険度情報
インターネット 【国土交通省ホームページ】 http://www.river.go.jp/	国土交通省	全機関、一般	斐伊川、江の川、高津川に関する国土交通省が管理する河川の情報 (島根県河川課ホームページからリンクしている)
インターネット 【気象庁ホームページ】 http://www.jma.go.jp/	気象庁	全機関、一般	島根県内の気象庁管理(アメダス)の雨量
インターネット 【防災情報提供センター】 http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/	国土交通省	全機関、一般	国土交通省(河川局・気象庁・道路局)管理の雨量
インターネット 【安来市災害情報】 http://www.city.yasugi.shimane.jp/saigai/ (携帯電話用) http://www.city.yasugi.shimane.jp/saigai/	安来市	全機関、一般	安来市管内で発生中の災害情報、避難所一覧、防災情報へのリンク(島根県防災・危機管理情報、松江地方気象台ホームページ、島根県冬季道路情報ホームページ、斐伊川浸水想定区域図、飯梨川・伯太川浸水想定区域図)

*1：土砂の発生を予測するための雨量情報は、雨が降り止んでから24時間経過するとリセット(ゼロ)となるが、他のシステムでは12時間経過するとゼロとなる。但し、水防情報システムのダム所管テレメータについては、ダムごとにリセット時間が異なる。

2. 雨量及び水位の観測

- (1) 管内雨量及び水位観測は別表第5号に記載する箇所にて実施し、正確な情報の把握に努めると共に、気象予報、警報を受信したとき、又は増水のおそれがあると認められたときは水防長にその状況を報告するものとする。
- (2) 観測は、降雨量が10mm/時以上となる見込みのときは1時間毎に測定し、10mm/時以下の場合は3時間毎に測定するものとする。
- (3) 管内水位観測は、別表第6号に記載する箇所にて実施し、大雨注意報、警報等発表時において、増水水位が1mを越える場合又は越えるおそれがあると認められるときは、1時間毎に観測し、各河川が氾濫危険水位に達する時刻を予知するため、各河川増水状況表(別表第7号)により作成し、水防長に報告する。
- (4) 島根県水防松江支部から、水防団待機水位を超過した場合など、水位情報に関する情報を受けたときは、速やかに情報と状況の把握に努めることとする。

3. 水位の通報

水防本部は、必要に応じ他の水防機関が入手した水位観測結果の通報を受けるものとする。

4. ダムからの通報

布部ダム、山佐ダムより次の事項について水防関係機関へ向けて通報がある。

- (ア) ダム操作規則に定める通報。
- (イ) ダム操作規則に定められている洪水時となった場合、洪水が終了するまでの1時間(毎正時)ごとの下記の事項についての通報。
 - (A) 雨量、流入量、放流量、貯水位
 - (B) ダムの管理状況

5. 3 ダム、水門、樋門、堰の操作

各施設の管理者は、操作規則等に基づき管理及び操作を行うものとする。

また、操作規則等を定めていない施設の管理者は、常に施設が十分に機能できるように整備しておくとともに、水防時には適正な操作を行い水害の防止に万全を期するものとする。

水防管理者は、これらの施設の規模、能力等を熟知するとともに、施設管理者との連絡を密にし、緊急時に対応できる対策を確立しておくものとする。

堰一覧表	・・・・・・・・・・・・・・・・	別表第 8号
水門・樋門一覧表	・・・・・・・・・・・・・・・・	別表第 9号
ダム機能表	・・・・・・・・・・・・・・・・	別表第10号
ダム関係通報系統図	・・・・・・・・	別表第11号

5.4 洪水予報(国土交通省管理河川)

国土交通大臣（国土交通省関係事務所長）と気象庁長官（松江地方気象台長）は、2以上の県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、共同して洪水予報を発表する。

なお、該当河川として「斐伊川」「神戸川」「江の川(下流)」「高津川」「匹見川」の5河川があげられるが、本市に関連した河川ではないため、詳細な記述はここでは省略する。

5.5 洪水予報(県管理河川)

知事と気象庁長官（松江地方気象台長）は、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、次により共同して洪水予報を発表する。

なお、ここでは該当の「飯梨川」「周布川」「益田川」3河川の内、本市に関連する飯梨川を抜粋し記載する。

1. 洪水予報を行う河川及びその範囲

河川名	区 域	基準地点
飯梨川	左岸：安来市広瀬町（新宮川合流点）から 安来市赤江町（河口）まで 右岸：安来市古川町（新宮川合流点）から 安来市東赤江町（河口）まで	矢田

2. 洪水予報の種類と発表基準

種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」又は「氾濫発生情報（氾濫水の予報）」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したとき ・ 氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき（一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき） ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警戒解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

注1：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

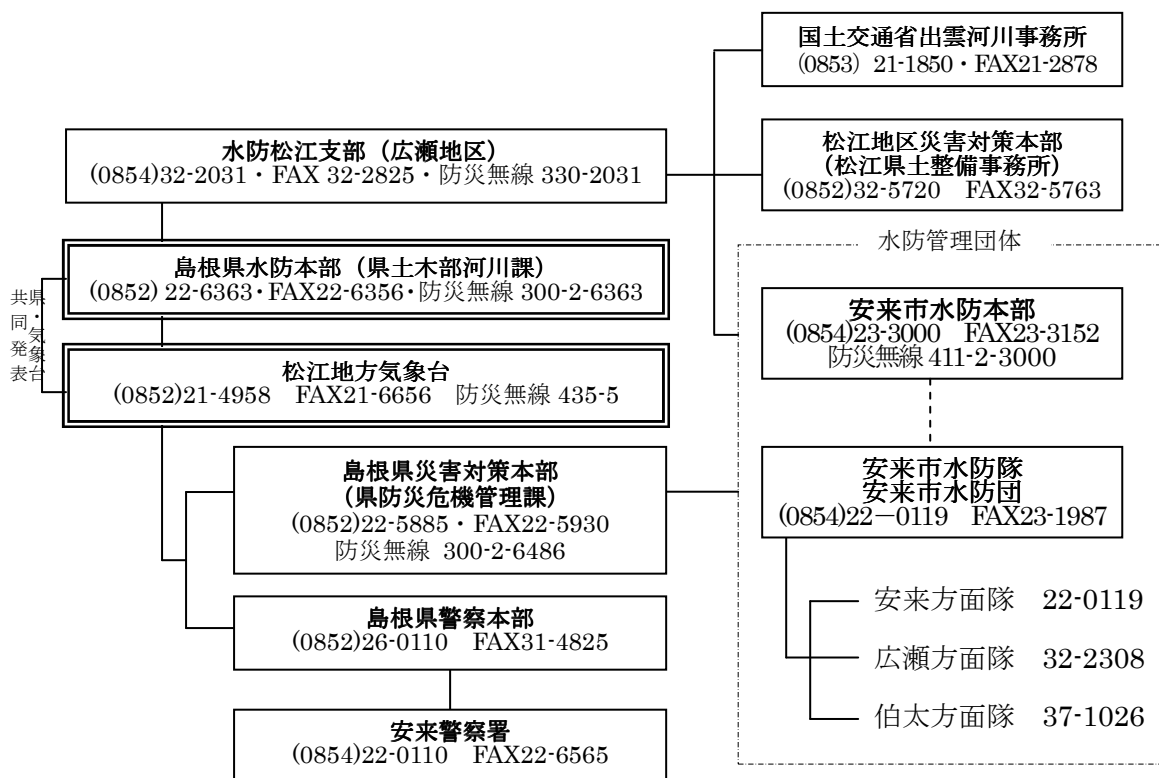
3. 発表の様式

飯梨川洪水予報・・・・・・・・・・別表第12号

4. 洪水予報河川(県管理河川)対象水位観測所及び対象市町村

河川名	観測所 名称	所在地	堤防高(m) 上段：左岸 下段：右岸	氾濫 危険 水位 (特別警 戒水位)	避難 判断 水位	氾濫 注意 水位	水防団 待機 水位	平 常 水 位	関係水防 支部名	対 象 水 防 市町村名
飯梨川	矢田	安来市 矢田町	9.83 10.08	6.40	5.70	5.10	3.70	0.90	松江 (広瀬)	安来市

5. 飯梨川洪水予報伝達系統図



5.6 水位周知(国土交通省管理河川)

国土交通大臣は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により重大又は相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川（以下「水位周知河川」という）において、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位に到達した場合は、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関に通知しなければならない。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

なお、ここでは該当の「斐伊川(中海)」「高津川(派川含)」「白上川」3河川のうち、本市に関連する「斐伊川(中海)」を抜粋し記載する。

1. 水位到達情報(国土交通省管理河川)の発表、伝達方法

- (1) 水位周知河川(国土交通省管理河川)、区域及び発表者は次表①のとおりとする。
- (2) 水位到達情報の発表の基準になる水位観測所及び、対象市町村は次表②のとおりとする。
- (3) 水位到達情報の伝達は次表③に示す伝達系統により行うものとする。
- (4) 発表の様式は、別表13号【斐伊川 中海】のとおりとする。

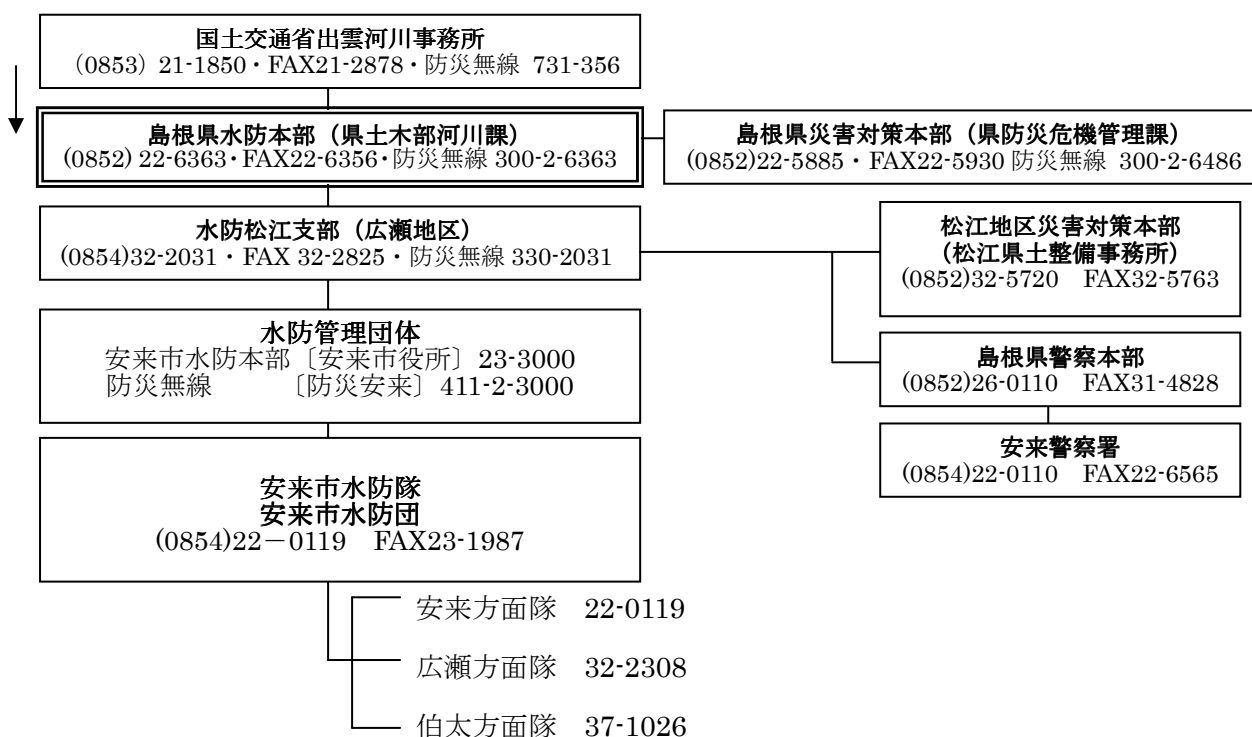
①水位周知河川（国土交通省管理河川）区域及び発表担当者

水系	河川名	区域	発表担当者	受報者
斐伊川	斐伊川	左岸：出雲市出島町 19 番地 3 地先から海まで	国土交通省出雲河川事務所長	島根県河川課長
		右岸：出雲市島村町 373 番地 6 地先から海まで		
			連絡方法	0852-22-6363

②水位周知河川（国土交通省管理河川）対象水位観測所及び対象市町村

河川名	観測所名称	所在地	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難判断水位	氾濫注意水位	水防団待機水位	関係水防支部名	対象市町村名
斐伊川 (境水道) (中海)	中海湖心	松江市 八束町八束	0.90	0.90	0.90	0.70	松江 (広瀬)	松江市 安来市

③水位周知（国土交通省管理河川）通報系統図



5.7 水位周知(県管理河川)

県が、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により重大又は相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川（以下「水位周知河川」という）において、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位に到達した場合は、直ちにこの水防計画に定める水防関係機関にその旨を通知しなければならない。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

ここでは該当する15河川の中から、本市に関連する「飯梨川」「伯太川」を抜粋し記載する。

1. 水位到達情報（県管理河川）の発表、伝達方法

- (1) 水位周知河川（県管理河川）区域及び発表者は次表①のとおりとする。
- (2) 水位到達情報の発表の基準になる水位観測所及び対象市町村は次表②のとおりとする。
- (3) 水位到達情報の伝達は次図③に示す伝達系統により行うものとする。
- (4) 水防支部は、次表②の氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位に達した場合、水防関係機関へ速やかに発表し周知させる。
発表の様式は別表第14号のとおりとする。

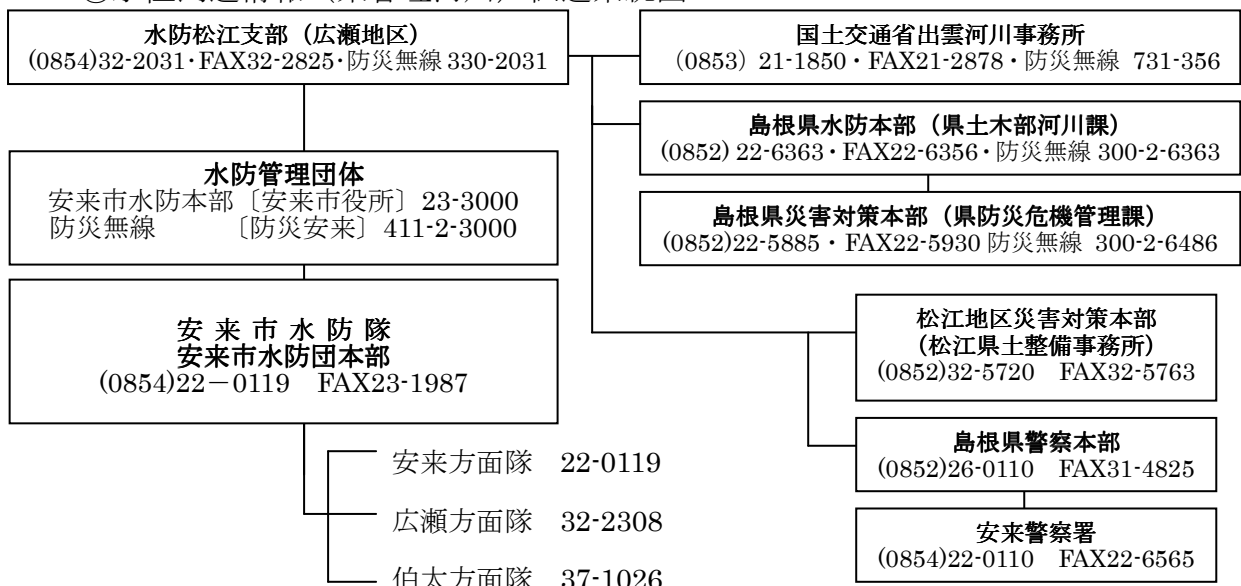
①水位周知河川（県管理河川）、区域及び発表担当者

水系	河川名	区 域	発表担当者
斐伊川	飯梨川	左岸：安来市広瀬町布部（上布部橋）から安来市広瀬町（新宮川合流点）まで 右岸：安来市広瀬町布部（上布部橋）から安来市古川町（新宮川合流点）まで	水防松江支 部 長
〃	伯太川	左岸：安来市伯太町井尻（母里界）から安来市安来町（河口）まで 右岸：安来市伯太町井尻（福富川合流点）から安来市安来町（河口）まで	〃

②水位周知河川（県管理河川）対象水位観測所及び対象市町村

河川名	観測所名	所在地	堤防高(m) 上：左岸 下：右岸	氾 濫 危 険 水 位 (特別警 戒水位)	避 難 判 断 水 位	氾 濫 注 意 水 位	水防団 待 機 水 位	関係水防 支 部 名 (地区名)	対象市町 村 名
飯梨川	大 渡	安来市 広瀬町川平	5.60 6.20	2.80	2.60	2.40	1.50	松江 (広瀬)	安来市
伯太川	弘 鶴 橋	安来市 伯太町東母里	4.60 5.00	2.80	2.60	2.40	1.50	〃	〃
〃	安 来 大 橋	安来市 安来町	4.40 4.30	2.30	2.00	1.80	1.10	〃	〃

③水位到達情報（県管理河川）伝達系統図



5.8 水防警報(国土交通省管理河川)

国土交通大臣(国土交通省関係事務所長)は、洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼について、水防警報を発表する。

1. 安全確保の原則

水防警報は、洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者は安全の確保を第一に図ること。

2. 水防警報の種類

発表段階	種類	内容
第1段階	待機	増水あるいは水位の再上昇が懸念される場合、状況に応じ直ちに水防機関が出動できるよう待機する必要がある旨を警告し、又は水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。
第2段階	準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保、堤防の巡視等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
第3段階	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
適宜	指示	増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な水のあふれる箇所・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。
第4段階	解除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

(ただし、待機、準備の2段階は状況により省略することができる。)

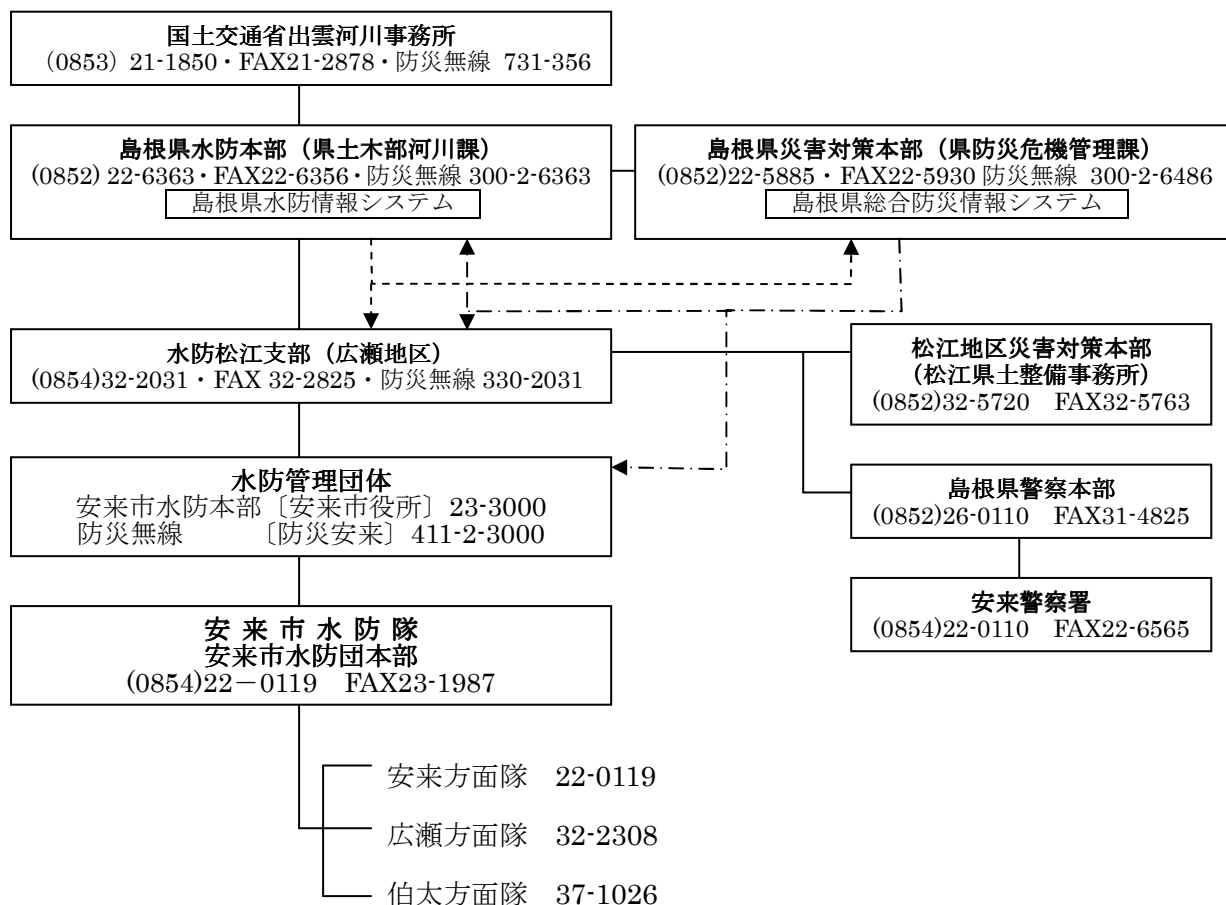
3. 水防警報(国土交通省管理河川)の発表、伝達等の方法

- (1) 水防警報の指定河川、区域及び発表担当者は次表①のとおりとする。
- (2) 水防警報の伝達は次図②に示す伝達系統により行うものとする。
- (3) 警報の発表の基準となる水位観測所及び、活動対象水防管理団体は次表③のとおりとする。
- (4) 発表の条件は水位観測所ごとに次表④のとおりとする。
- (5) 発表の様式は別表第15号のとおりとする。

①水防警報(国土交通省管理河川)河川、区域及び発表担当者

水系	河川名	区域	発表担当者	受報者
斐伊川	斐伊川	左岸：雲南市木次町下熊谷 126 番の 5 地先から海まで 右岸：雲南市木次町西日登 2452 番の 3 地先から海まで	国土交通省 出雲河川事務所長	島根県 河川課長
			連絡 方法	

②水防警報（国土交通省管理河川）伝達系統図



③水防警報（国土交通省管理河川）対象水位観測所及び活動対象水防管理団体

河川名	観測所名	所在地	計画水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難断水	氾注水位	水防団待機水位	関係水防支部名 (地区名)	活動対象管理団体名
斐伊川 (境水道) (中海)	中海湖心	松江市 八束町八束	1.30	0.90	0.90	0.90	0.70	松江 (広瀬)	松江市 安来市

④水防警報（国土交通省管理河川）発表の条件

発表の条件		待機	準備	出動	指示	解除
		水防団待機水位を突破し、降雨状況及び河川状況等により必要と認められるとき。	降雨状況等により氾濫注意水位を越えたと見込まれるときで、氾濫注意水位に達する前にその時の水位上昇速度により判断する。	氾濫注意水位に達し、なお水位上昇が見込まれ、災害の生れのおそれがあるとき。	氾濫危険水位に達し、災害の起こる恐れのあるとき、その他水防活動上必要な情報。(適宜)	水位が氾濫注意水位以下に下降し、降雨状況及び河川状況等により水防活動の必要がなくなったとき。
河川名	水位観測所	水位 (m) (水防団待機水位)	—	水位 (m) (氾濫注意水位)	水位 (m) (氾濫注意水位)	
国土交通省出雲河川事務所発表						
斐伊川 (境水道) (中海)	中海湖心	0.70	—	0.90	0.90	—

5.9 水防警報(県管理河川)

知事は、国土交通大臣が指定した以外の河川、湖沼で洪水又は高潮により相当地な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて水防警報を発表する。

1. 安全確保の原則

5. 8. 1に同じ。

2. 水防警報の種類

5. 8. 2に同じ。

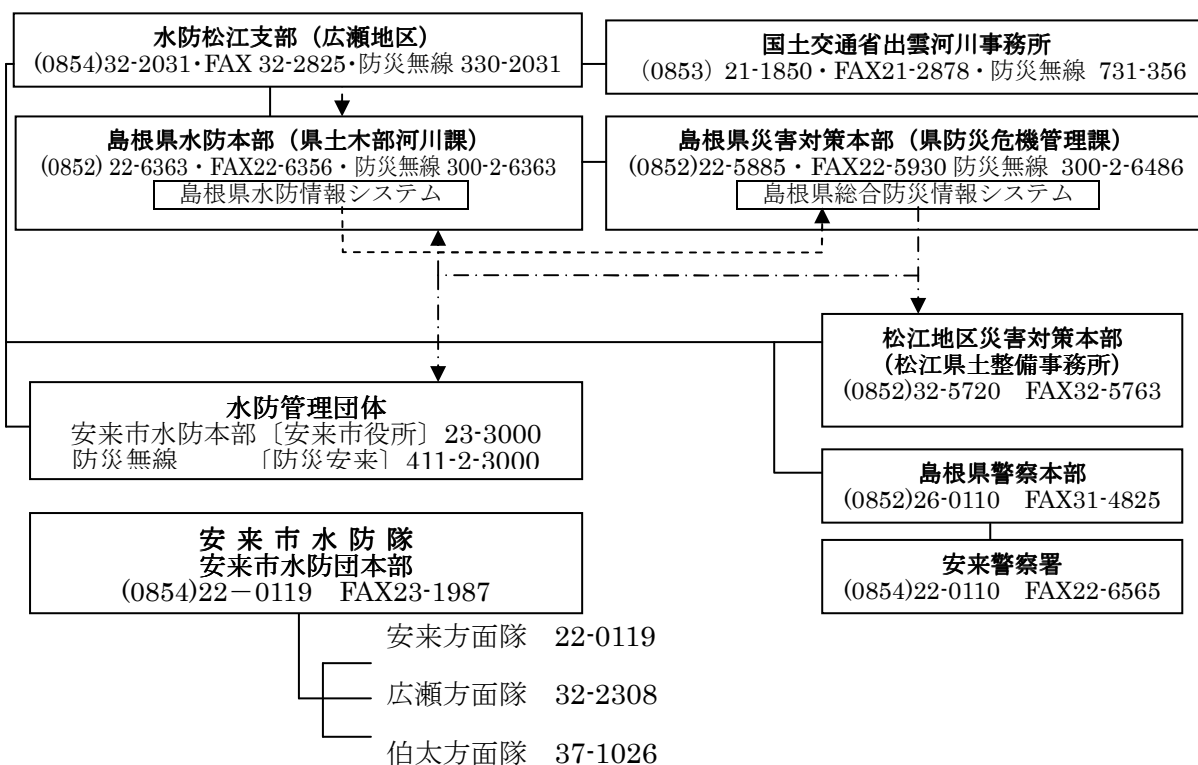
3. 水防警報(県管理河川)の発表、伝達等の方法

- (1) 水防警報の指定河川、区域及び発表担当者等は次表①のとおりとする。
- (2) 水防警報の伝達は次図②に示す伝達系統により行うものとする。
- (3) 警報の発表の基準となる水位観測所及び、活動対象水防管理団体は次表③のとおりとする。
- (4) 発表の条件は水位観測所ごとに次表④のとおりとする。
- (5) 発表の様式は別表第16号のとおりとする。

①水防警報河川(県管理河川)、区域及び発表担当者

水系	河川名	区 域	発表担当者
斐伊川	飯梨川	左岸：安来市広瀬町布部(上布部橋)から安来市赤江町(河口)まで 右岸：安来市広瀬町布部(上布部橋)から安来市東赤江町(河口)まで	水防松江 支 部 長
〃	伯太川	左岸：安来市伯太町井尻(母里界)から安来市安来町(河口)まで 右岸：安来市伯太町井尻(福富川合流点)から安来市安来町(河口)まで	〃

②水防警報(県管理河川)伝達系統図



③水防警報（県管理河川）対象水位観測所及び活動対象水防管理団体

河川名	観測所名	所在地	堤防高(m) 上：左岸 下：右岸	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	避難 判 断 水 位	氾濫注 意 水 位	水防団 待 機 水 位	関係水防 支 部 名 (地区名)	活動対象 管理団体
飯 梨 川	大 渡	安来市 広瀬町川平	5.60 6.20	2.80	2.60	2.40	1.50	松江 (広瀬)	安来
〃	矢 田	安来市 矢田町	9.83 10.08	6.40	5.70	5.10	3.70	〃	〃
伯 太 川	弘 鶴 橋	安来市 伯太町東母里	4.60 5.00	2.80	2.20	2.00	1.50	〃	〃
〃	安 来 大 橋	安来市 安来町	4.40 4.30	2.30	2.00	1.80	1.10	〃	〃

④水防警報（県管理河川）発表の条件

発表の条件		待機	準備	出動	指示	解除
		水防団待機水位を突破し、降雨状況及び河川状況等により必要と認められるとき。	降雨状況等により氾濫注意水位を越えると見込まれる時、氾濫注意水位に達する前にその時の水位上昇速度により判断する。	氾濫注意水位に達し、なお水位上昇が見込まれ災害の生ずるおそれがあるとき、又は河川状況等により災害のおそれのあるとき。	氾濫危険水位に達し、災害の起こる恐れのあるとき、その他水防活動上必要な情報。(適宜)	
河川名	水 位 観測所	水 位 (m) (水防団待機水位)	水 位 (m)	水 位 (m) (氾濫注意水位)	水 位 (m) (氾濫危険水位)	
飯 梨 川	大 渡	1.50	2.00	2.40	2.80	—
〃	矢 田	3.70	4.40	5.10	6.40	—
伯 太 川	弘 鶴 橋	1.50	1.80	2.00	2.80	—
〃	安 来 大 橋	1.10	1.50	1.80	2.30	—

5. 10 河川等の巡視

水防管理者、消防機関の長は毎年増水期前に区域内の河川堤防等を巡視しなければならない。

巡視にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (ア) 危険な箇所(point)の点検、確認をすること。
- (イ) 上記以外に維持、小修繕等の応急的に措置を要する箇所があるときは直ちに河川・海岸堤防等の管理者に連絡して、必要な措置を求めること。(法9)

5. 11 水防機関等の出動と出動後の水防活動

1. 安来市水防活動

- (1) 水防管理団体は、水防に関する気象等予警報を受けたとき、又は洪水の危険が予測される時は、あらかじめ定められた計画により、堤防の監視及び警戒配置につく。
- (2) 水防警報又は気象警報が発表されたとき、又は氾濫注意水位に達したときは、計画された人員で配置につくとともに、何時でも全員が出動で

きるように準備を整える。

- (3) 水防署員及び水防団員は別表第17号の第1信号で出動を予期し、第2信号で出動する。
- (4) 水防署員及び水防団員は河川、海岸の状況、水防活動状況を水防管理者に報告すること。特に河川、海岸に被害が生じている場合はその範囲を速やかに水防管理者に報告する
- (5) 水防署員及び水防団員から報告があった場合は、水防管理団体は別表第19号1、2、3、4、第20号（出水様式—総括、2（1）、2（2）、3、水防活動報告書）により水防支部へ報告する。
- (6) 水防活動に従事する者は、自身の安全を確保した上で、活動にあたること。

2. 水防団等に対する伝達、出動及び活動

(1) 連絡ならびに広報伝達の方法、出動

水防管理者からの出動準備要請を受けたとき、水防団長は直ちに、水防第1信号の発令または他の連絡方法により水防出動のための準備に入るよう水防団員に指示するものとする。

(2) 出動

水防管理者から出動命令が発令された場合は、水防団長は水防第2信号の発令または他の連絡方法により直に出動させ、水防活動に入るものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(3) 活動

水防作業は指揮者の指示に従い、規律統制ある団体行動の下に、水防資材を最大限に活用し、迅速確実に行わなければならない。

(4) 水防配備の解除

水防管理者から水防配備解除の命令が発令された場合は、水防団長は速やかに各水防方面隊長に伝達する。

3. 国の水防活動

国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮による災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは水防活動を行うことができる（特定緊急水防活動）また、特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨通知しなければならない。活動を終了するときも同様とする。（法32）

4. 優先通行

- (1) 別表第18号に定める標識を付けた車両が、水防のために出動するとき、車両及び歩行者はこれに進路を譲らなければならない。（法18）
- (2) 警察官は災害時に県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、自動車等が水防用の車両の通行の妨害となる場合は、その所有者に対して、自動車等を付近の道路外へ移動することを命令することができる。（災害対策基本法第76条の3第1項）
- (3) 警察官は上記（2）の措置を命令しようとしても、自動車等の所有者が拒んだときや、所有者がいない場合は、自分でその自動車等を付近の道路外の場所へ移動することができる。（同法第76条の3第2項）
- (4) 警察官がその場にはいない場合、消防職員、自衛官には水防用の車両の通行のため、上記（2）、（3）と同じ権限が与えられる。（同法第76条の3第3項、第4項）

5. 緊急通行（法19）

消防職員及び水防団員が、水防上緊急の必要がある場所に赴くときには、一般交通の用に供しない空地、水面を通行することが許される。

6. 警戒区域の設定（法21）

水防上緊急の必要がある場所においては、消防職員及び水防団員（これらの者がいないとき又はこれらの者から要求があったときには、警察官）は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の立入りの禁止、制限又は退去命令をすることができる。

7. 居住者に対する水防従事命令（法24）

水防管理者又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

8. 公用負担（法28）

水防管理者又は消防機関の長は、水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の権限を行使することができる。

1. 必要な土地の一時使用。
2. 土石、竹木、その他の資材の使用又は収用。
3. 車両、その他の運搬用機器又は器具の使用。
4. 工作物、その他の障害物の処分。

ただし、これらの権限を行使する者は、その身分証明書を、また委任を受けた者は、別表第21号1に示す証明書を呈示し、原則として別表第21号2の命令票を目的物の所有者、管理人又はこれらに準ずる者に交付してから行使する。

なお、水防管理団体は、これにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

9. 通信優先利用（法27）

水防に関する通信の方法は、島根県防災行政通信施設及び日本電信電話株式会社の加入電話の普通利用によるが、国土交通大臣、知事、水防管理者、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、下記の専用通信施設を使用することができる。

1. 警察通信施設
2. 気象官署通信施設
3. 鉄道通信施設
4. 電気事業通信施設

1 0. 河川管理者の協力（法 7 条 3 項、河川法 2 2 条の 2）

河川管理者（中国地方整備局長又は島根県知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に必要な協力をを行う。

河川管理者の協力が必要な事項は、あらかじめ河川管理者に協議し、その同意を得たうえで、水防管理団体の水防計画に記載する。

1 1. 援助・応援（法 2 2、2 3）

水防管理者は、そのもとにある消防機関のみでは対処しきれないときには、警察署長に対して警察官の出動を求め、又は他の水防管理者、又は消防長に応援を求めることができる。

応援のために派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

1 2. 水防活動に対する自衛隊の災害派遣（自衛隊法 8 3）

水防管理者は、水防活動に対して自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、知事（県防災危機管理課）にその旨を依頼するものとする。

なお、詳細は「安来市地域防災計画」による。

1 3. 費用負担（法 4 1、4 2、4 3 の 2）

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体への応援のために要した費用、又は水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときには、被応援団体又は利益を受ける市町村が費用の一部を負担する。

この場合の負担額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとする。

なお、5. 1 1. 3 に規定する国が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

1 4. 水防の解除

水防管理者は、気象等予警報が解除されたとき、水位が水防団待機水位以下に低下して警戒の必要がなくなったとき、又は関係水防支部から水防警報解除の通知を受けたとき等、一連の水防活動が終了したときは、これを一般に周知することとする。

5. 12 水防協力団体

1. 水防協力団体の指定（法 3 6）

水防管理者は、法 3 7 に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2. 水防協力団体の業務（法 3 7）

(1) 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動

に協力すること。

- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- (3) 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (4) 水防に関する調査研究を行うこと。
- (5) 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2. 1 想定される水防協力団体の業務

- (1) 「水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力」として、河川巡視や水防工法の実施、避難支援などの水防団等が行う水防活動に対する協力業務。
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供等。
- (3) 「水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供」として、水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供等。
- (4) 「水防に関する調査研究」として、水防に関する意識調査、実態調査等水防に関する調査及び研究等。
- (5) 「水防に関する知識の普及や啓発」として、講習会や研修などの実施等水防に関する知識の普及や啓発等。
- (6) 「前号に掲げる業務に付帯する業務」として、水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等。

3. 水防団体との連携（法38）

水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に業務を行わなければならない。

4. 監督等（法39）

水防管理者は、水防協力団体に対し、

- (1) 必要があると認めるときはその業務に関し報告させることができる。
- (2) 業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- (3) (2)の命令に違反したときは、指定を取り消すことができる。

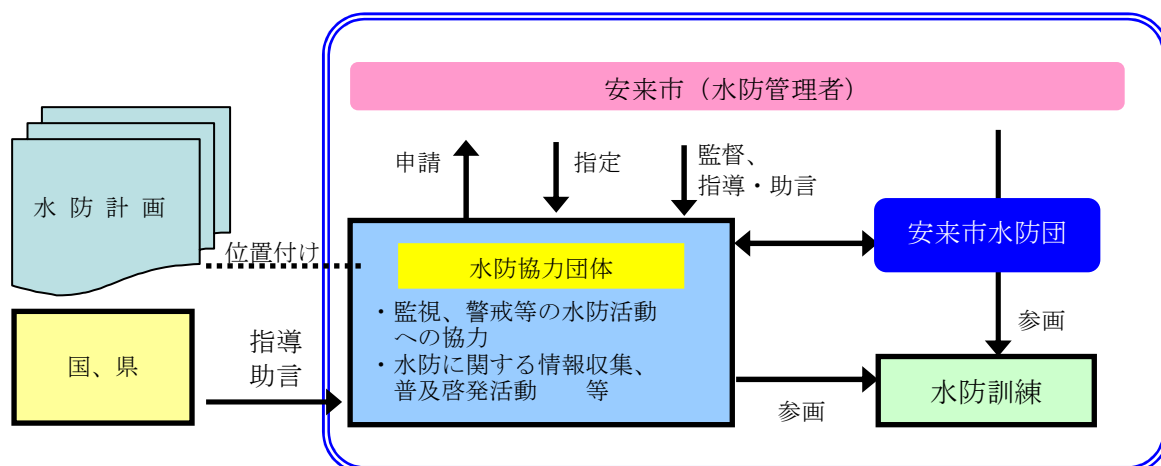
5. 情報の提供（法40）

国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

6. 水防訓練（法32条の2）

指定水防管理団体は、毎年水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

7. 協力団体制度の水防概念図



5. 13 決壊に際しての措置

1. 決壊の通知 (法 25)

堤防等が決壊したとき、又は超水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、又は消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに住民、所轄水防支部長、所轄警察署長、及び隣接水防管理者等に通報しなければならない。(別表第22号による。)

2. 決壊後の措置 (法 26)

堤防等が決壊したとき、又は超水若しくは異常な漏水が発生したときでも、水防管理者、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

5. 14 避難のための立退

1. 指示 (法 29)

洪水又は高潮の氾濫による著しい危険が切迫し、必要と認める区域の居住者が避難のため立ち退く必要があるときは、水防管理者は、迅速、确实

に居住者に対して指示する。ただし、水防管理者が指示する場合には所轄警察署長にその旨を通知しなければならない。

なお、避難の勧告・指示などを行う際は安来市地域防災計画風水害等対策編第2章風水害等応急対策計画第16節「避難、救出・救助」「第1 避難の勧告・指示の実施」による。

2. 避難場所及び避難経路

- (1) 避難所を開設する施設は、別表第23号のとおりとする。浸水想定区域図（別表第25号）に照らし、区域内の施設については浸水しない階層までを避難所として使用する。その他、状況に応じて地域集会所や寺院等の建物について避難所開設（の依頼）を行う。
- (2) 避難経路は、浸水深のほか、アンダーパス箇所や側溝部分などを考慮し、指定の避難所まで最短で安全な経路を選択する。
- (3) 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者（要配慮者）が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称、所在地及び洪水予報等の伝達手段（法15条第1項第3号、第2項）については、別表第24号のとおりとし、迅速な避難措置ができるよう、避難準備情報の伝達手段やその経路、福祉避難所設置施設の確保に努める。
- (4) 要配慮者及びその関連施設等への避難支援施策として、内閣府の示す「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、要配慮者・関連施設個別に、実態に即した避難支援プランの策定を進める。

5. 15 水防資材器具等の整備並びに輸送

1. 国土交通省の水防資材器具等

- (1) 水防管理者は国土交通省出雲河川事務所の備蓄資材器具等の使用を必要とする場合には、直接事務所に要請するものとする。
- (2) 島根県内において大規模な災害が発生した場合において、中国地方整備局所管災害対策用機械等の応援を必要とする場合は、「中国地方における災害時の支援に関する申し合わせ」により要請する。

2. 県の水防資材器具等

- (1) 水防管理者は、県有備蓄資材器具の使用を必要とする場合には、水防松江支部長に要請するものとする。
- (2) 水防松江支部長は、水防管理者の要請に基づき資材の提供を決定するものとする。
- (3) 県水防本部長は、県有備蓄資材等の配置を調整し、水防松江支部長に対して必要な指示を行うものとする。
- (4) 水防管理者は災害が発生し又はそのおそれがある場合において、県所有の排水ポンプ車の応援を必要とする場合は水防支部を經由し、水防本部へ出動を要請する。

3. 水防資材器具の整備

(1) 水防用設備資材及び器具

水防用設備資材及び器具は、別表第26号のとおりとし、常時水防倉庫等に備蓄しておくものとする。

(2) 水防資材の補充

各水防倉庫の備蓄資材を活用し、かつ多量の資材が必要とする災害の場合を考慮して、国、県に要請しかつ、市内の特定業者と事前に協定等し、非常時資材確保に努めるものとする。

(3) 水防資材の分散

河川が氾濫し、資材の輸送に困難な場合を想定し水防倉庫以外の適切な場所へ分散しておくものとする。なお、備蓄の困難な土砂、竹木等についてはあらかじめ採取箇所を選定しておくものとする。

4. 水防資材器具等の輸送の確保

- (1) 水防資材器具等を保有する各機関は、その輸送上緊急を要する場合には、適宜現地の輸送機関に対して協力を求めるものとする。
- (2) 水防支部は、管内水防管理団体との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送経路について非常事態を考慮して定めておくものとする。
- (3) 輸送のための県、水防管理団体の保有する車両の配置状況は、別表第27号のとおりである。

5. 16 記録、報告

1. 記録

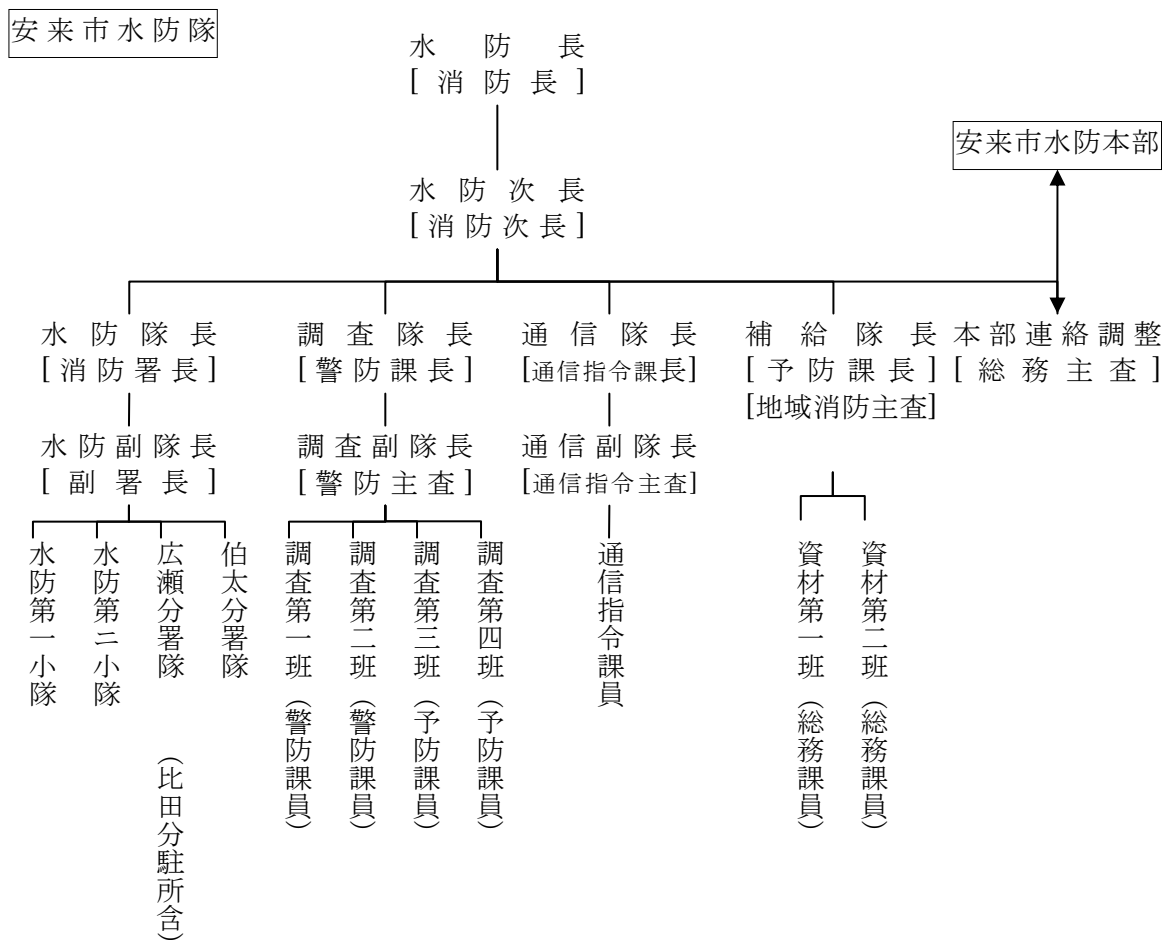
水防管理者は消防職員又は水防団員が水防のために出動したときは、次に掲げる事項を記録して保管するものとする。

- (1) 警戒の出動及び解散命令の時刻並びに出動時刻。
- (2) 出動水防作業員の氏名。
- (3) 堤防等水防対象物の箇所、種類、延長及びこれに対する処置、結果。
- (4) 使用資材及び数量。
- (5) 破損した器具資材及び数量。
- (6) 警戒中の観測水位。
- (7) 水防法第17条の規定により水防に従事させた者の住所、氏名、出動時間及びその事由。
- (8) 公用負担又は購入した資材、器具及びその数量、使用場所、並びに使用の事由。
- (9) 処分した障害物の数量、除去場所及びその理由。
- (10) 土地を一時使用したときは、その箇所、所有者氏名及びその事由。
- (11) 水防作業中、死傷又は疾病にかかった者の氏名及び手当の状況。
- (12) 避難を指示した時刻及び事由。
- (13) 支出費の明細。
- (14) その他記録を必要とする事項。

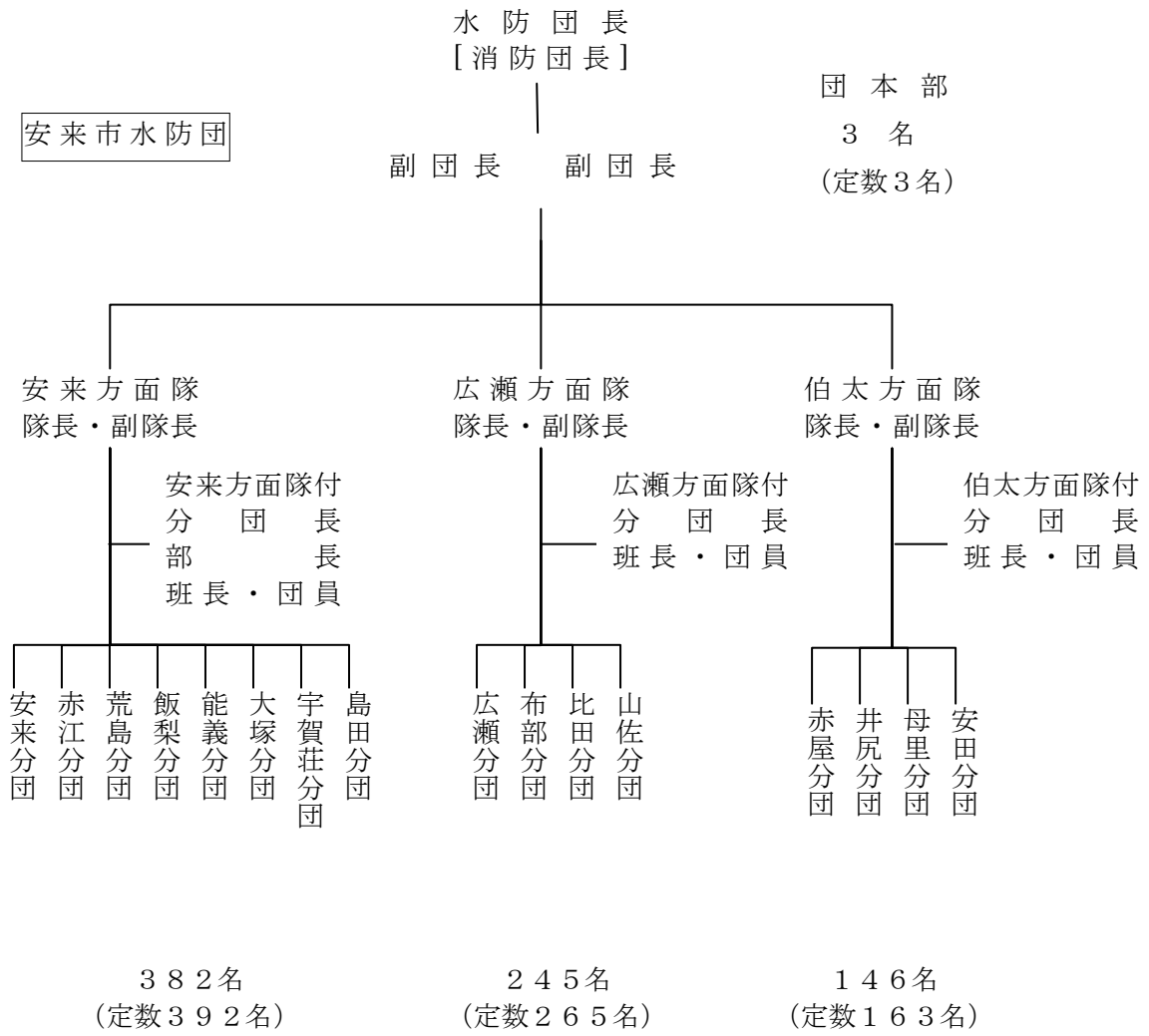
2. 報告

水防管理者は、水防が終了したときは速やかに、別表第20号に必要な事項を記入して、島根県水防松江支部広瀬地区を經由して島根県水防本部長に報告するものとする。

別表 第1号 安来市水防隊組織図



別表 第2号 安来市水防団組織図



別表 第3号 重要水防区域

(1) 国土交通省関係

水系名	河川名	区 域	左右岸別	延 長 (m)	備 考
斐伊川	斐伊川 (中海)	自：安来市荒島町 至：安来市吉佐町(県境)	右	23,750	
計	1			23,750	

(2) 島根県関係

水系名	河川名	区 域	左右岸別	延 長 (m)	備 考
斐伊川	飯梨川	自：安来市広瀬町布部 (布部ダム) 至：安来市赤江町(河口)	左	25,000	
〃	〃	自：安来市広瀬町布部 (布部ダム) 至：安来市東赤江町(河口)	右	25,000	
〃	伯太川	自：安来市伯太町西母里 (八幡原橋) 至：安来市飯島町(河口)	左	13,000	
〃	〃	自：安来市伯太町井尻 (福富川合流点) 至：安来市飯島町(河口)	右	14,000	
計	4			77,000	

別表 第4号

危険な箇所一覧表

(1) 国土交通省管理区間

県 番号	市 番号	河川名	地先名	区 間		種別	重要 度	重要理由	水防工法	整備局 担当	県担当 事務所
				左右岸	延長(m)						
119-1	1	中海	安来市 島田町	左	-	工作物	A	空洞化	(安来1号 排水樋門)	中海 出張所	広瀬土木 事業所
123	2	"	"	"	260	堤防高	B	高さ不足	積土のう	"	"
125	3	"	"	"	240	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	"	"	"
126	4	"	"	"	290	堤防高	B	高さ不足	"	"	"
129	5	"	"	右	1,080	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	"	"	"
129-1	6	"	"	"	590	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	"	"	"
129-2	7	"	安来市 恵乃島町	"	470	堤防高	B	高さ不足	"	"	"
142	8	"	安来市 安来町	"	230	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	"	"	"
144	9	"	"	"	290	堤防断面	B	断面不足	"	"	"
144-1	10	"	"	"	860	堤防高	B	高さ不足	"	"	"
145	11	"	"	"	140	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	"	"	"
148	12	"	"	"	600	堤防高	B	高さ不足	"	"	"
148-1	13	"	安来市 亀島町	"	370	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	"	"	"
148-2	14	"	安来市 亀島町	"	770	堤防高	B	高さ不足	"	"	"
151	15	"	安来市 安来町	"	120	"	B	"	"	"	"
152	16	"	"	"	200	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	"	"	"
153	17	"	安来市 飯島町	"	340	堤防高	B	高さ不足	"	"	"
154-1	18	"	安来市 東赤江町	"	200	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	"	"	"
154-2	19	"	"	"	1,490	堤防高	B	高さ不足	"	"	"
154-3	20	"	"	"	800	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	"	"	"
155-2	21	"	"	"	-	工作物	A	空洞化	(別石役場 排水樋門)	"	"
157	22	"	"	"	1,210	堤防高	B	高さ不足	積土のう	"	"
158	23	"	安来市 荒島町	"	1,080	堤防高 堤防断面	B	高さ不足 断面不足	"	"	"
159	24	"	"	"	1,270	"	B	"	"	"	"
160	25	"	"	"	80	"	B	"	"	"	"
161	26	"	"	"	370	堤防高	B	高さ不足	"	"	"
163-1	27	"	安来市 西荒島町	"	140	堤防高	B	高さ不足	"	"	"
163-2	28	"	安来市 西荒島町 ～松江	"	1,190	堤防高 堤防断面	A	高さ不足 断面不足	"	"	"
計			28箇所		14,680						

(2) 島根県管理区間

県 番号	市 番号	河川名	地先名	区 間		種別	重要 度	危険理由	水防工法	県担当 事務所
				左右岸	延長(m)					
広-1	29	伯太川	飯島町	左	300	漏水	A	漏水	月の輪工 釜段工	広瀬土木 事業所
広-2	30	〃	安来町	左	50	深掘れ	B	深掘れ	むしろ張工 木流工	〃
広-3	31	〃	清瀬町	左	250	漏水	B	漏水	月の輪工 杭打積土のう工	〃
広-4	32	〃	伯太町西段里 (西市下流) ～西段里(城 下)	左	1,200	深掘れ	B	深掘れ	木流工	〃
広-5	33	〃	伯太町東段里 (井戸上流) ～安田(横 山)	右	1,200	〃	A	〃	〃	〃
広-6	34	〃	伯太町東段里 (岩居頭首 工)	右	300	堤防断面	B	断面不足	杭打積土のう工 積土のう工	〃
広-7	35	〃	宮内町 東加茂	左	100	漏水	C	漏水	巡回監視 月の輪工	〃
広-8	36	蛇喰川	伯太町 安田	左	200	河積	A	河積不足	積土のう工	〃
広-9	37	〃	〃	右	200	〃	A	〃	〃	〃
広-10	38	〃	伯太町安田 ～ 伯太町東段里	左	3,800	〃	B	〃	巡回監視 積土のう工	〃
広-11	39	〃	〃	右	3,800	〃	B	〃	〃	〃
広-12	40	飯梨川	赤江町	左	200	漏水	A	漏水	巡回監視、月の 輪工、釜段工	〃
広-13	41	〃	〃	左	590	〃	A	〃	巡回監視、月の 輪工、積土のう	〃
広-14	42	〃	〃	左	50	〃	B	〃	〃	〃
広-15	43	〃	〃	左	50	〃	A	〃	〃	〃
広-16	44	〃	〃	左	300	〃	B	〃	巡回監視、月の 輪工、釜段工	〃
広-17	45	〃	東赤江町	右	100	〃	A	〃	〃	〃
広-18	46	〃	〃	右	852	〃	B	〃	〃	〃
広-19	47	〃	〃	右	648	〃	A	〃	〃	〃
広-20	48	〃	東飯梨	左	1,200	〃	A	〃	月の輪工 むしろ張工	〃
広-21	49	〃	古川町	左	200	深掘れ	A	深掘れ	積土のう工 木流工	〃
広-22	50	新宮川	広瀬町 町帳	左	300	河積	B	河積不足	〃	〃
広-23	51	西の谷川	広瀬町 布部	左	200	深掘れ	B	深掘れ	積土のう工 木流工	〃
広-24	52	〃	〃	右	200	〃	B	〃	〃	〃
広-25	53	市原川	広瀬町西比田 (宝来橋上下 流)	左	100	水衝	B	水衝	〃	〃

県 番号	市 番号	河川名	地先名	区 間		種別	重要 度	危険理由	水防工法	県担当 事務所
				左右岸	延長(m)					
広-26	54	津田平川	西赤江町(合流点)～西赤江町	左	165	河 積	A	河 積 不 足	積土のう工	〃
広-27	55	久白川	荒島町	左	400	〃	A	〃	〃	〃
広-28	56	〃	〃	右	400	〃	A	〃	〃	〃
広-29	57	木戸川	安来町	左	100	背 水	A	背 水	積土のう工	広瀬土木 事業所
広-30	58	〃	〃	右	100	〃	A	〃	〃	〃
広-33	61	日白川	西荒島町	左	30	背 水	A	背 水	〃	〃
広-34	62	田頼川	中津町	左	300	河 積	B	河 積 不 足	巡回監視 積土のう工	〃
広-35	63	〃	〃	右	100	〃	B	〃	〃	〃
広-36	64	〃	飯梨町	左	150	〃	B	〃	〃	〃
広-37	65	吉田川	折坂町 ～ 鳥木町	左	1,100	〃	B	〃	〃	〃
広-38	66	〃	鳥木町	右	1,100	〃	B	〃	〃	〃
広-39	67	疵川	大塚町	右	200	〃	B	〃	〃	〃
広-40	68	万才川	九重町	右	200	〃	B	〃	〃	〃
広-41	69	安田川	清瀬町	右	200	〃	B	〃	〃	〃
広-42	70	〃	伯太町 安田関	左	50	〃	B	〃	〃	〃
広-43	71	卯月川	伯太町東母里 ～ 伯太町西母里	右	1,000	〃	B	〃	〃	〃
計			4 1 箇所		21,985					

(3) 危険箇所に準じた区間

県 番号	市 番号	河川名	地先名	区 間		種別	重要 度	危険理由	水防工法	担 当 事業所
				左右岸	延長(m)					
-	72	伯太川	伯太町 井尻	右	400	深 掘 れ	A	漏 水	杭打土のう工	広瀬土木 事業所
-	73	田頼川	荒島町 川原	左	60	漏 水	A	〃	杭打土のう工	〃
-	74	〃	赤江町 越前	右	100	深 掘 れ	A	〃	杭打土のう工	〃
-	75	〃	赤江町 越前	〃	115	漏 水	B	水 衝	積土のう工	〃
-	76	安田川	伯太町 安田中	左	500	河 積	A	河 積 不 足	積土のう工	〃
計			5 箇所		1,175					

別表 第5号

管内雨量観測所一覧

(1) 国土交通省関係

水防支部 (地区名)	水系名	観測所名	所在地	管理者名	観測者名	電話番号	観測方法	備考
—	斐伊川	上口	広瀬町上山佐	出雲河川 事務所	出雲河川 事務所	0853-21-1850	テレメーター	
—	〃	広瀬	広瀬町富田	〃	〃	〃	〃	
—	〃	赤屋	伯太町赤屋	〃	〃	〃	〃	
—	〃	中海湖心	松江市八束町	〃	〃	〃	〃	

(2) 島根県水防情報システム関係 (河川課所管)

水防支部 (地区名)	水系名	観測所名	所在地	管理者名	観測者名	電話番号	観測方法	備考
松江 (広瀬)	斐伊川	広瀬	広瀬町石原	松江県土整 備事務所	広瀬土木 事業所	0854-32-4134	テレメーター	
〃	〃	安来	飯島町	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	母里	伯太町母里	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	布部ダム	広瀬町布部	〃	布部ダム 管理所	0854-36-0050	〃	
〃	〃	比田	広瀬町比田	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	山佐ダム	広瀬町上山佐	〃	広瀬土木事業所 山佐ダム管理所	0854-32-4134 0854-35-0156	〃	
〃	〃	奥田原	広瀬町奥田原	〃	〃	〃	〃	

(3) 島根県土砂災害予警報システム関係 (砂防課所管)

水防支部 (地区名)	水系名	観測所名	所在地	管理者名	観測者名	電話番号	観測方法	備考
松江 (広瀬)	斐伊川	広瀬土木	広瀬町石原	松江県土整 備事務所	広瀬土木 事業所	0854-32-4148	テレメーター	
〃	〃	西比田	広瀬町西比田	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	布部	広瀬町布部	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	上山佐	広瀬町上山佐	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	安来	飯島町	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	母里	伯太町東母里	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	小竹	伯太町下小竹	〃	〃	〃	〃	

(4) 気象庁、その他

水防支部 (地区名)	水系名	観測所名	所在地	管理者名	観測者名	電話番号	観測方法	備考
—	斐伊川	伯太	伯太町母里	松江地方 気象台	松江地方 気象台	0852-21-4958	アメダス	

別表 第6号 管内水位観測所一覽

(1) 国土交通省関係

水防支部 (地区名)	河川名	観測所 名	所在地	堤防高 上段:左岸 下段:右岸	氾 危 水	濫 険 位	避 難 判 断 水 位	氾 注 水	濫 意 位	水 防 団 機 待 水 位	管理者名	観測者名	電話 番号	観測方 法
—	斐伊川 (中海)	中海湖心	松江市 八束町	—	0.90	0.90	0.90	0.90	0.70		出雲河川 事務所	出雲河川 事務所	0853 21-1850	テレメ ーター
—	〃	米子湾	安来市 島田町	—	—	—	—	—	—		〃	〃	〃	〃

(2) 島根県水防情報システム関係

水防支部 (地区名)	河川名	観測所 名	所在地	堤防高 上段:左岸 下段:右岸	氾 危 水	濫 険 位	避 難 判 断 水 位	氾 注 水	濫 意 位	水 防 団 機 待 水 位	管理者名	観測者名	電話 番号	観測方 法
松江 (広瀬)	伯太川	安来大橋	飯島町	4.40 4.30	2.30	2.00	1.80	1.10			松江県土整 備事務所	広瀬土木 事業所	0854 32-4134	テレメ ーター
〃	〃	弘鶴橋	伯太町 東母里	4.60 5.00	2.80	2.20	2.00	1.50			〃	〃	〃	〃
〃	吉田川	吉田橋	飯島町	3.00 3.00	—	—	1.80	1.00			〃	〃	〃	〃
〃	飯梨川	布部	広瀬町 布部	5.50 4.70	—	—	1.90	1.60			〃	布部ダム 管理所	0854 36-0050	〃
〃	〃	大渡	広瀬町 広瀬	5.60 6.20	2.80	2.60	2.40	1.50			〃	〃	〃	〃
〃	〃	矢田	矢田町	9.83 10.08	6.40	5.70	5.10	3.70			〃	〃	〃	〃
〃	〃	飯梨橋	赤江町	5.60 5.50	—	—	2.20	1.30			〃	広瀬土木 事業所	0854 32-4134	〃
〃	山佐川	下山佐	広瀬町 下山佐	5.00 4.20	—	—	1.90	1.30			〃	山佐ダム 管理所	0854 35-0156	〃
〃	祖父谷川	祖父谷川	広瀬町 広瀬	2.25 2.25	—	—	1.00	0.50			〃	広瀬土木 事業所	0854 32-4134	〃

別表 第7号 河川増水状況表 (曲線)

平成	年	月	日	河川名	水防団待機水位	m	氾濫注意水位	m	備	考								
				(m)														
				5.00														
				4.50														
				4.00														
				3.50														
				3.00														
				2.50														
				2.00														
				1.50														
				1.00														
				0.50														
水位				1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24														
時間																		

別表 第8号 堰一覧表

番号	河川名	名称	位置	高さ m	長さ m	門数	管理者	連絡先	備考
1	田頼川	山根可動堰	西赤江町	1.50	19.80	2			
2	久白川	寺井堰	荒島町	1.00	8.25	1			
3	吉田川	飯島可動堰	安来町	2.50	23.50	4			
4	〃	今村水門	安来町	4.30	41.80	4			
5	〃	沢可動堰	沢町	2.45	27.60	1			
6	安田川	宇賀荘可動堰	宇賀荘町	7.25	11.30	3			
7	吉田川	下吉田第一堰	上吉田町	1.80	8.90	1			
8	飯梨川	逆調整池	広瀬町原菅	2.00	48.00	3	東部事務所	22-2748	島根県企業局
9	木戸川	平成大水門	宮内町	2.00	17.60	1			
10	津田平川	神塚水門	西赤江町	1.60	8.00	1			
11	燕谷川	宮の下井堰	広瀬山佐下	1.35	7.90	1			
12	蛇喰川	大亀崎堰	伯東太母里	1.25	16.50	1			

別表 第9号 水門・樋門一覧表

番号	河川名	位置		種別	左 右 岸 別	高さ×幅・径	門 数	操作 種類	管理者	施設名
		町	通称名							
1	中海	島田	番之木	簡易 ゲート	右岸	φ 0.60	1	手動	国土交通省	安来10号排水樋管
2	"	"	濱田	"	右岸	φ 0.60	1	"	"	安来6号排水樋管
3	"	"	番之木 濱田	樋門	右岸	2.00×2.00	2	電動	"	安来2号排水樋門
4	"	"	瀬崎	"	右岸	1.75×2.00	2	"	"	安来1号排水樋門
5	"	新十神		"	右岸		2	手動	安来市	新十神第1排水樋門
6	"	"		"	右岸		2	"	"	新十神第2排水樋門
7	"	亀島		"	右岸	1.50×3.90	1	電動	国土交通省	安来港第1排水樋門
8	"	"		"	右岸	1.50×5.30	1	"	"	安来港第2排水樋門
9	"	飯島		"	右岸	1.50×1.75	1	"	"	飯島排水樋門
10	"	東赤江		"	右岸	1.50×1.75	1	"	"	福井中川排水樋門
11	"	"		"	右岸	1.25×1.25	1	"	"	福井三間川排水樋門
12	"	"		"	右岸	1.00×1.25	1	電動	"	福井松浦新田排水樋門
13	"	"		"	右岸	1.25×1.00	1	"	"	福井後川排水樋門
14	"	"		"	右岸	1.75×3.50	2	"	"	別石灘排水樋門
15	"	"		"	右岸	1.75×2.00	1	"	"	別石役場排水樋門
16	"	"		"	右岸	1.75×2.00	1	"	"	松崎樋門
17	"	赤江		"	右岸	1.00×1.25	1	"	"	赤江排水樋門
18	"	"	新武嶺	"	右岸	2.30×2.00	1	"	"	遠藤川樋門
19	"	"	"	"	右岸	2.50×2.00	1	"	"	宮須樋門
20	"	黒井田		"	右岸		1		安来市	排水樋門
21	"	上荒島		"	右岸		1		"	乙井排水樋門
22	"	荒島	論田	"	右岸	1.50×1.10	1	電動	国土交通省	論田第5排水樋門
23	"	"	"	"	右岸	φ 0.80	1	"	"	論田第4排水樋門

番号	河川名	位置		種別	左 右 岸 別	高さ×幅・径	門 数	操作 種類	管理者	施設名
		町	通称名							
24	中海	荒島	論田	樋門	右岸	φ 0.80	1	電動	国土交通省	論田第3排水樋門
25	"	"	"	"	右岸	φ 0.80	1	"	"	論田第2排水樋門
26	"	"	"	"	右岸	φ 0.80	1	"	"	論田第1排水樋門
27	"	"	上荒島	"	右岸	φ 1.00	1	"	"	荒島5号排水樋門
28	"	"	"	"	右岸	φ 1.00	1	"	"	荒島4号排水樋門
29	中海	荒島	上荒島	樋門	右岸	1.40×2.00	1	"	"	荒島2号排水樋門
30	中海	荒島	上荒島	樋門	右岸	φ 0.70	1	"	"	荒島1号排水樋門
31	伯太川	清瀬	外代	"	左岸	2.20×1.50	1	手動	若宮樋掛り水利組合	天の前150m上
32	"	清井	中矢田	"	左岸	2.70×0.85	1	"	宇賀荘水利組合	清瀬橋50m下
33	伯太川	伯太町	西母里	水門	左岸	6.50×8.50	1	"	土地改良区連合	
34	"	"	"	"	左岸	1.90×2.80	1	"	"	
35	"	"	"	樋門	左岸	3.20×2.45	2	"	"	
36	"	"	井尻	"	右岸	3.90×2.20	1	"	平松水利組合	
37	安田川	清瀬		"	右岸	8.40×3.60	1	"	堂の前樋掛り水利組合	堂の前川水門
38	"	"	安田中	"	右岸	1.20×1.20	1	"	安田中灌漑排水組合	排水樋門
39	"	"	"	"		1.50×1.37	1	"	島根県	安田第3号排水樋門
40	"	"	安田中	"		1.00×1.00	1	"	"	安田第4号排水樋門
41	卯月川	"	西母里	"	左岸	3.00×2.00	1	"	西市水利組合	西市用水樋門
42	吉田川	安来		水門		6.70×4.20	1	電動	飯島大水門水利組合	飯島大水門
43	"	鳥木	樋口	樋門	右岸	2.10×1.20	1	手動	鳥木町内会	掛田尻堰
44	"	"	"	水門		3.90×9.50	1	"	"	鳥木水門
45	"	下吉田		樋門	左岸	1.85×2.60	1	"	柿谷町内会	新井手水門
46	"	折坂		水門		3.85×7.30	1	"	折坂用水組合	一本松頭首工
47	"	野方		"		4.45×8.30	1	"	高樋水門灌漑組合	

番号	河川名	位置		種別	左 右 岸 別	高さ×幅・径	門 数	操作 種類	管理者	施設名
		町	通称名							
48	吉田川	赤 崎		樋門	右岸	2.50×1.10	1	手動	島根県(広瀬土木事務所)	赤崎排水樋門
49	"	切 川		"	左岸	3.25×2.00	1	"	東切川町内会	
50	"	"		"	左岸	2.65×1.30	1	"	新井田組合	大井堰水門
51	飯梨川	広瀬町	広 瀬	"	左岸	2.00×2.50	1	電動	飯梨川沿岸農業水利組合	富田頭首工
52	"	矢 田		"	右岸	3.65×1.60	1	手動	東割灌漑組合	矢田樋取水口
53	"	中 津		"	右岸	2.10×2.10	1	"	切川樋飯島川灌漑組合	矢田樋取水口
54	"	西松井		"	右岸	26.0×1.20	1	"	西松井用水灌漑組合	矢田樋取水口
55	"	中 津		"	左岸	4.00×1.40	1	"	赤江樋管掛り灌漑組合	矢田樋取水口
56	"	今 津		"	右岸	3.60×1.20	1	"	飯島樋掛り水利組合	矢田樋取水口
57	"	下坂田		"		5.95×1.20	1	"	福井樋掛り水利組合	矢田樋取水口
58	"	東赤江		"	右岸	5.55×1.20	1	"	別石樋掛り水利組合	矢田樋取水口
59	田頼川	西赤江		"	左岸		1	"	上荒島水利組合	安来三中裏
60	"	"	樋ノ口	"	右岸		1	"	越前水利組合	安来三中対岸
61	"	田 頼		水門	左岸		1	"	田頼用水灌漑組合	田中前橋上
62	"	西松井		"			2	"	西中津用水組合	池田酒店上
63	"	西中津		"			1	"	中津用水組合	池田酒店上
64	"	上坂田		"			1	"	庄夫水路組合	赤砂川合流点
65	久白川	荒 島	松 崎	"		1.60×7.84	1	"	江川用水灌漑組合	江川水門
66	"	"	上荒島	樋門	右岸	1.55×1.13	1	"	島根県	荒島3号排水樋門
67	道尻川	沢		"	左岸	1.40×1.07	1	"	"	沢排水樋門
68	中 海	赤 江		"	右岸	1.25×2.00	1	電動	国土交通省	中島川排水樋門
69	中 海	赤 江		水門	右岸	9.00×5.00	2	"	"	中海三間川水門

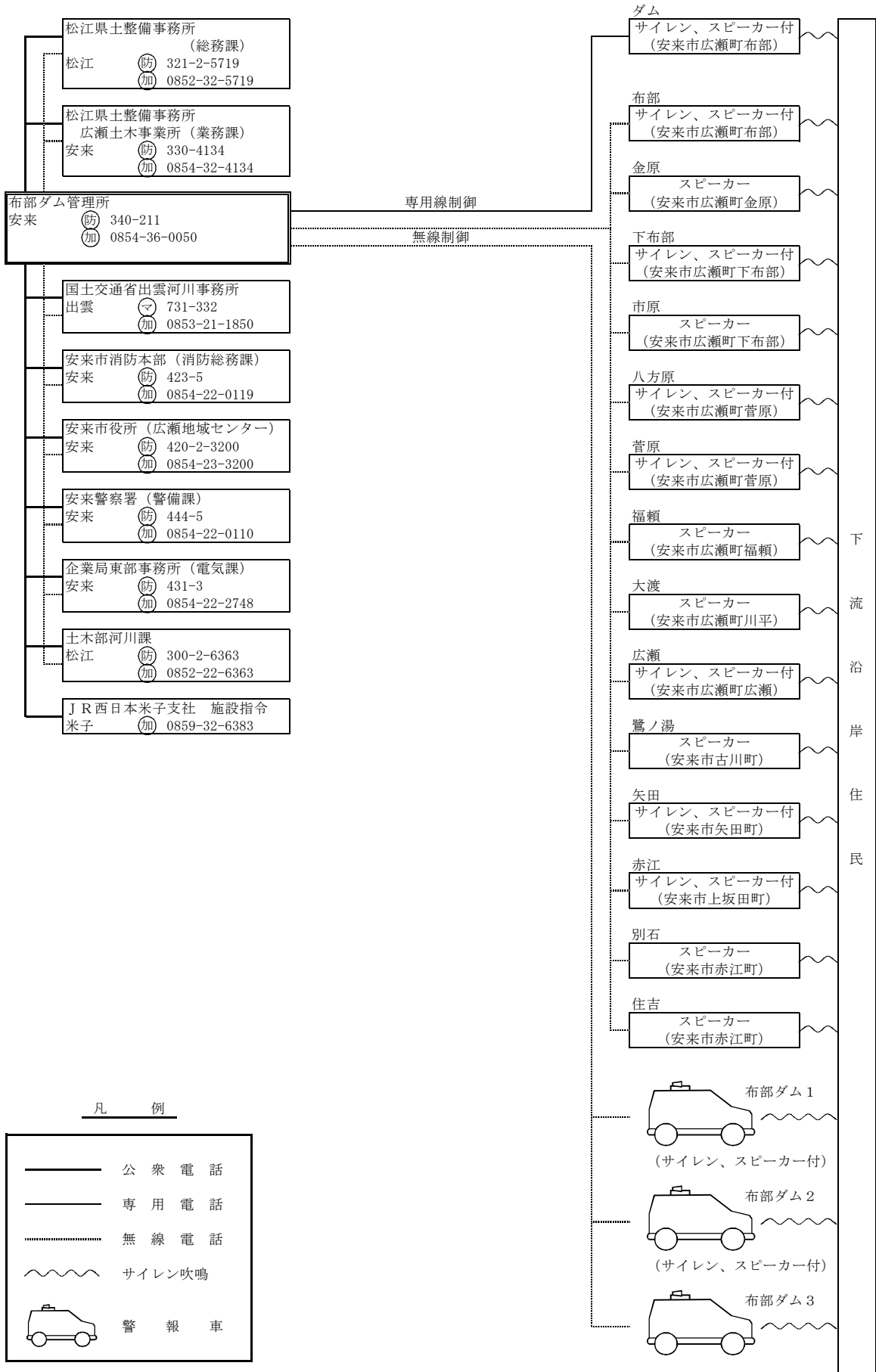
別表 第10号

ダム機能表

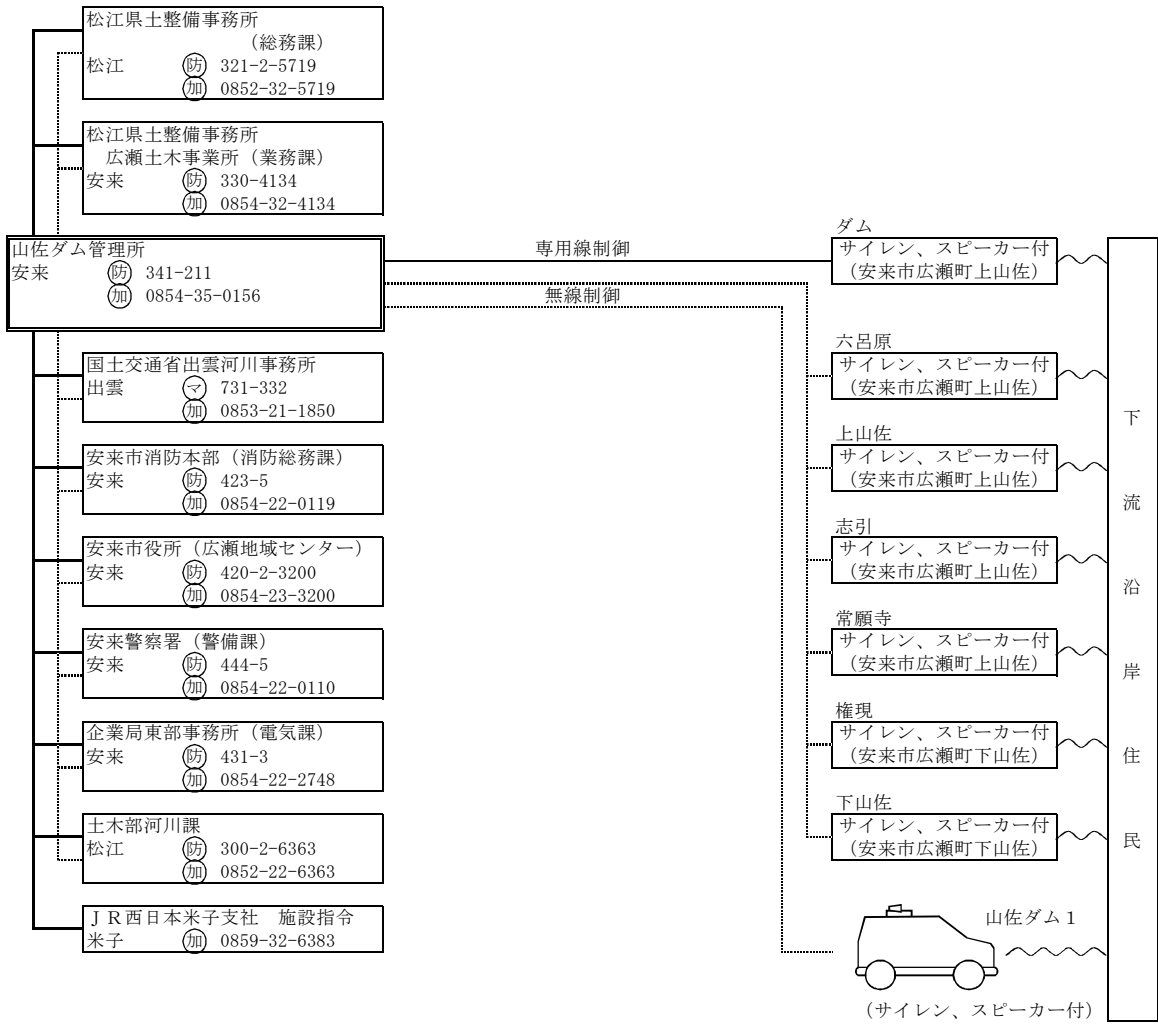
区分	名称		布部ダム	山佐ダム
	項目			
概要	水系及び河川名		斐伊川水系飯梨川	斐伊川水系山佐川
	所在地		安来市広瀬町布部	安来市広瀬町上山佐
	管理者		島根県土木部（松江県土整備事務所広瀬土木事業所）	
	目的		洪水調節、上水道 工業用水、発電	洪水調節、上水道
	型式		重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム
	通信方法		NTT (0854) 36-0050 防災行政無線 340-211	NTT (0854) 35-0156 防災行政無線 341-211
	自動電話応答	NTT (0854) 36-0101 貯水位、流入量、時間雨量、 累計雨量に関する情報	NTT (0854) 35-0213 貯水位、流入量、放流量、時 間雨量、河川水位、河川流量 に関する情報	
堰堤貯水池諸元	集水面積 <small>平方キロ</small>		70.0	19.2
	堤高 m		55.9	56.0
	堤頂長 m		190.0	220.0
	洪水時操作ゲート		クレストゲート 1門 オリフィスゲート 2門	コジットゲート（ラジアル） 1門 コースターゲート（ローラー） 1門 （予備ゲート） クレストゲート 2門
	常時満水位 m		EL 194.6	EL 191.2
	洪水時満水位 m		EL 196.6	EL 207.0
	総貯水容量 千 m^3		7,100.0	5,050.0
	有効貯水容量 千 m^3		5,000.0	4,450.0
治水	制限水位 m		EL 188.4	—
	洪水調節容量 千 m^3		3,700.0	3,350.0
	計画高水量 m^3/s		690.0	260.0
	最大放水量 m^3/s		375.0	40.0

別表 第11号 ダム関係通報系統図

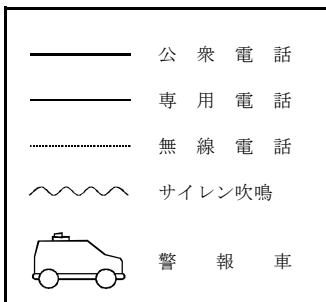
布部ダム (県土木部)



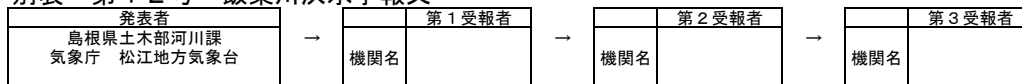
山佐ダム (県土木部)



凡 例



別表 第12号 飯梨川洪水予報文



正規

斐伊川水系飯梨川氾濫危険情報

斐伊川水系飯梨川洪水予報第3号
洪水警報
平成26年03月26日 18時10分
島根県土木部・松江地方気象台 共同発表

(見出し)

斐伊川水系飯梨川では当分の間氾濫危険水位（レベル4）を超える水位が続く見込み

(主文)

飯梨川の矢田水位観測所（安来市）では、当分の間氾濫危険水位（レベル4）を超える水位が続く見込みです。川沿いの安来市のうち堤防の無い、または堤防の低い箇所などでは氾濫のおそれがありますので、洪水予報に十分注意して下さい。

(雨量)

現在、雨は小降りになりました。
この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	26日15時00分～26日18時00分 までの流域平均雨量	26日18時00分～26日20時00分 までの流域平均雨量の見込み
飯梨川	50ミリ	20ミリ

(水位)

斐伊川水系飯梨川の水位観測所における水位又は流量は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
矢田 水位観測所 (安来市)	10日 18時00分	7.50				
	10日 18時30分	7.60				
	10日 19時00分	7.70				
	10日 19時30分	7.80				
	10日 20時00分	7.90				
	10日 20時30分	8.10				
	10日 21時00分	8.20				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。
なお、水位の予測値は前30分間の最大値を示しています。

(注意事項)

(参考資料)

(単位：水位(m))

観測所名	矢田水位観測所		
	安来市		
レベル4 氾濫危険水位※	7.90		
レベル3 避難判断水位※	6.40		
レベル2 氾濫注意水位	5.10		
レベル1 水防団待機水位	3.70		
受け持ち区間	飯梨川 左岸 安来市広瀬町（新宮川合流点）から安来市赤江町（河口）まで 右岸 安来市赤江町（河口）から安来市東赤江町（河口）まで		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	島根県安来市-		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 気象庁ホームページ	http://www.bousai-shimane.jp/uryousui/pc/ssim0101g.html http://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省島根県土木部河川課
気象関係：気象庁松江地方気象台

電話：0852-22-6363 (内線)
電話：0852-21-4958 (内線)

特別警戒水位【到達】情報

平成 年 月 日

時 分発表

国土交通省 出雲河川事務所

中海 避難判断水位に到達 水位はさらに上昇するおそれ

【主文】

中海は（ ）時（ ）分に中海湖心観測所で、避難勧告等の目安のひとつとなる水位である避難判断水位 0.9m に達し、水位危険度レベル3に移行しました。

中海湖心観測所では（ ）時～（ ）時の1時間に約（ ）m水位が上昇し、今後とも水位上昇が見込まれます。

中海湖心観測所の水位が、あと（ ）m上昇すると、中海湖心観測所の受け待ち区間のうち、地盤の低い地図で氾濫のおそれがあります。

各市町長が発する避難情報に注意するとともに、周囲の状況の確認や避難準備をお願いします。

【参考】

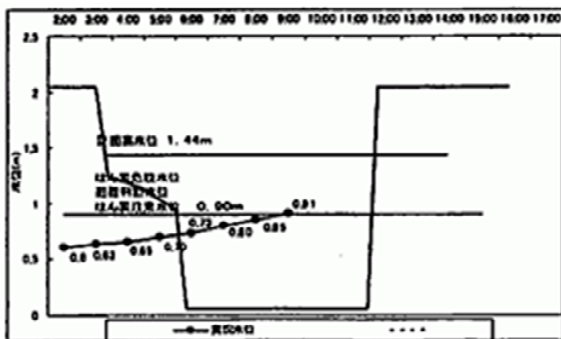
中海 中海湖心観測所（松江市八束町地先）

（受け待ち区間は境水道下流端～中海）

計画高水位	1. 4 4 m
氾濫危険水位	0. 9 m
避難判断水位	0. 9 m
氾濫注意水位	0. 9 m
水防団待機水位	0. 7 m

水位危険度レベル

- レベル5 氾濫の発生
- レベル4 氾濫危険水位超過
- レベル3 避難判断水位超過
- レベル2 氾濫注意水位超過
- レベル1 水防団待機水位超過



中海湖心観測所の水位は、ホームページで10分間毎に更新しています。

インターネットホームページ <http://www.river.go.jp/>

携帯端末ホームページ <http://i.river.go.jp/>

問い合わせ先

国土交通省 出雲河川事務所 調査設計家

TEL 0853-21-1850

水位下降中

中海 氾濫警戒情報

特別警戒水位【到達】情報

平成 年 月 日

時 分発表

国土交通省 出雲河川事務所

中海 避難判断水位を下回り 水位はさらに下降する見込み

【主文】

中海は（ ）時（ ）分に中海湖心観測所で、避難判断水位 0.9m を下回り、水位危険度レベル 2 に移行しました。

中海湖心観測所では（ ）時～（ ）時の1時間に約（ ）m水位が低下していますが、（ ）地区では今後も引き続き十分な注意をしてください。

【参考】

中海 中海湖心観測所（松江市八束町地先）

（受け待ち区間は境水道下流端～中海）

計画高水位 1.44 m

氾濫危険水位 0.9 m

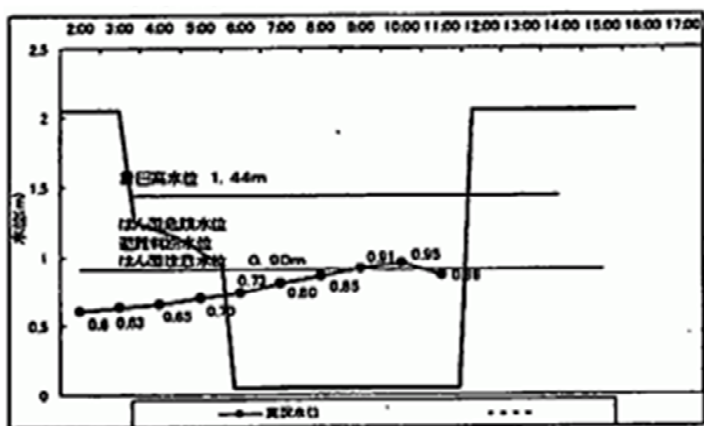
避難判断水位 0.9 m

氾濫注意水位 0.9 m

水防団待機水位 0.7 m

水位危険度レベル

- レベル5 氾濫の発生
- レベル4 氾濫危険水位超過
- レベル3 避難判断水位超過
- レベル2 氾濫注意水位超過
- レベル1 水防団待機水位超過



中海湖心観測所の水位は、ホームページで10分間毎に更新しています。

インターネットホームページ <http://www.river.go.jp/>

携帯端末ホームページ <http://i.river.go.jp/>

問い合わせ先

国土交通省 出雲河川事務所 調査設計家

TEL 0853-21-1850

水位上昇中

（ ） 氾濫注意情報

水位【到達】情報

平成 年 月 日
時 分発表

島根県 県土整備事務所

（ ） 氾濫注意水位に到達

【主文】

（ ）は、（ ）時（ ）分に、（ ）の（ ）水位観測所で氾濫注意水位（ ）mに達し、水位危険レベル2に移行しました。

（ ）水位観測所では、（ ）時（ ）分までの1時間に約（ ）m水位が上昇しました。

また、（ ）水位観測所の水位が、あと（ ）m上昇すると、避難準備情報発令の目安のひとつとなる避難判断水位に達し水位危険度レベル3に移行します。

今後の情報についても注意してください。

【参考】

（ ）（ ）水位観測所（ ）

受け待ち区間は、（ ）市（ ）～（ ）町（ ）

水位危険レベル

■レベル5 氾濫の発生

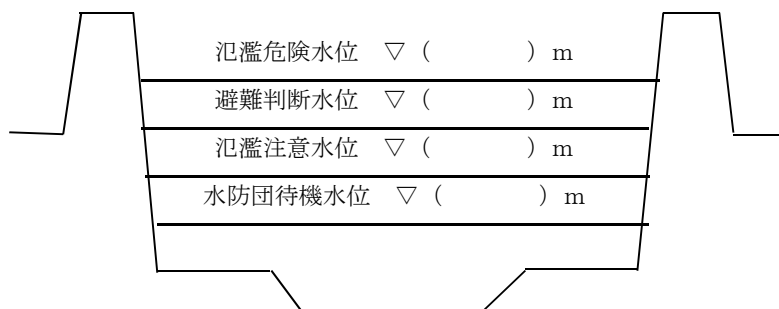
氾濫危険水位 ^{※1} （ ）m	■レベル4 氾濫危険水位 ^{※1} 超過
避難判断水位（ ）m	■レベル3 避難判断水位超過
氾濫注意水位 ^{※2} （ ）m	■レベル2 氾濫注意水位 ^{※2} 超過
水防団待機水位（ ）m	■レベル1 水防団待機水位超過

左岸堤防天端高

▽（ ）m

右岸堤防天端高

▽（ ）m



※1：本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警戒水位と同様

※2：本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様

※3：本文中の受け待ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

（ ）水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。

インターネットホームページ <http://www.bousai-shimane.jp/uryousui/pc/ssim0101g>.

携帯端末ホームページ <http://www.bousai-shimane>.

水位上昇中

() 氾濫警戒情報

水位【到達】情報

平成 年 月 日

時 分発表

島根県 県土整備事務所

() 避難判断水位に到達

【主文】

() は、() 時 () 分に、() の () 水位観測所で避難判断水位 () m に達し、水位危険レベル3に移行しました。

() 水位観測所では、() 時 () 分までの1時間に約 () m 水位が上昇しました。

また、() 水位観測所の水位が、あと () m 上昇すると、避難勧告等発令の目安のひとつとなる氾濫危険水位に達し水位危険度レベル4に移行します。

市町村長が発する避難情報に注意するとともに、周囲の状況の確認や避難の準備をお願いします。

【参考】

() () 水位観測所 ()

受け待ち区間は、() 市 () ~ () 町 ()

水位危険レベル

■ レベル5 氾濫の発生

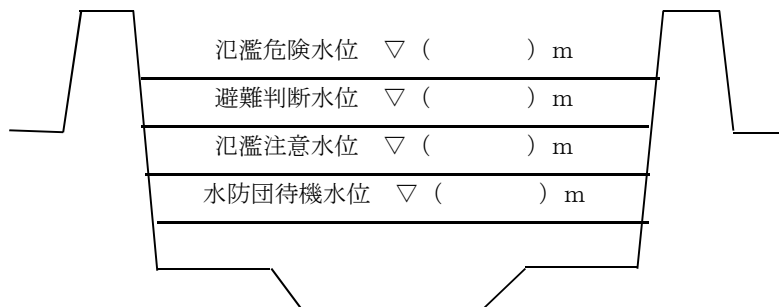
氾濫危険水位 ^{※1} () m	■ レベル4 氾濫危険水位 ^{※1} 超過
避難判断水位 () m	■ レベル3 避難判断水位超過
氾濫注意水位 ^{※2} () m	■ レベル2 氾濫注意水位 ^{※2} 超過
水防団待機水位 () m	■ レベル1 水防団待機水位超過

左岸堤防天端高

▽ () m

右岸堤防天端高

▽ () m



※1：本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警戒水位と同様

※2：本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様

※3：本文中の受け待ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

() 水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。

インターネットホームページ <http://www.bousai-shimane.jp/uryousui/pc/ssim0101g>.

携帯端末ホームページ <http://www.bousai-shimane>.

水位上昇中

() 氾濫危険情報

水位【到達】情報

平成 年 月 日

時 分発表

島根県 県土整備事務所

() 避難判断水位に到達 氾濫のおそれあり

【主文】

() は、() 時 () 分に、() の () 水位観測所で避難勧告発令の目安のひとつとなる水位である氾濫危険水位 () m に達し、水位危険レベル4に移行しました。

() 水位観測所では、() 時 () 分までの1時間に約 () m 水位が上昇しました。

() 水位観測所の受け持ち区間では、氾濫発生のおそれがあります。

市町村長が発する避難情報に注意するとともに、周囲の状況の確認や避難の準備をお願いします。

【参考】

() () 水位観測所 ()

受け持ち区間は、() 市 () ~ () 町 ()

水位危険レベル

■ レベル5 氾濫の発生

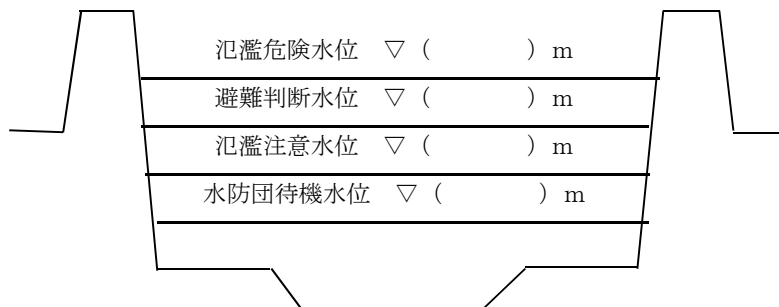
氾濫危険水位 ^{※1} () m	■ レベル4 氾濫危険水位 ^{※1} 超過
避難判断水位 () m	■ レベル3 避難判断水位超過
氾濫注意水位 ^{※2} () m	■ レベル2 氾濫注意水位 ^{※2} 超過
水防団待機水位 () m	■ レベル1 水防団待機水位超過

左岸堤防天端高

▽ () m

右岸堤防天端高

▽ () m



※1：本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警戒水位と同様

※2：本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様

※3：本文中の受け持ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

() 水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。

インターネットホームページ <http://www.bousai-shimane.jp/uryousui/pc/ssim0101g>.

携帯端末ホームページ <http://www.bousai-shimane>.

水位下降中

（ ） 氾濫警戒情報

水位情報

平成 年 月 日

時 分発表

島根県 県土整備事務所

（ ） 氾濫危険水位を下回る

【主文】

（ ）は、（ ）時（ ）分に、（ ）の（ ）水位観測所で氾濫危険水位（ ）mを下回り、水位危険度レベル3に移行しました。

（ ）水位観測所では、（ ）時（ ）分までの1時間に約（ ）m水位が低下していますが、（ ）では今後も引き続き十分な注意をしてください。

【参考】

（ ）（ ）水位観測所（ ）

受け待ち区間は、（ ）市（ ）～（ ）町（ ）

水位危険レベル

■ レベル5 氾濫の発生

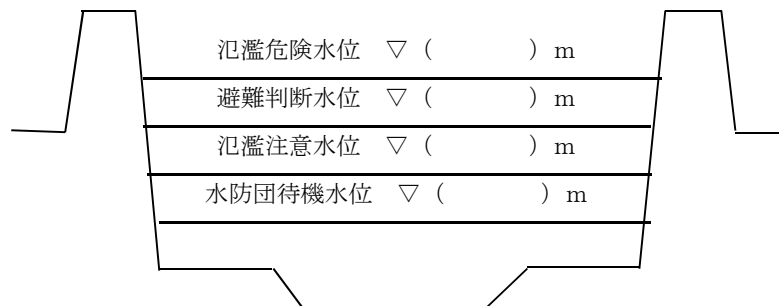
氾濫危険水位 ^{※1} （ ） m	■ レベル4 氾濫危険水位 ^{※1} 超過
避難判断水位 （ ） m	■ レベル3 避難判断水位超過
氾濫注意水位 ^{※2} （ ） m	■ レベル2 氾濫注意水位 ^{※2} 超過
水防団待機水位 （ ） m	■ レベル1 水防団待機水位超過

左岸堤防天端高

▽（ ） m

右岸堤防天端高

▽（ ） m



※1：本文中の氾濫危険水位は水防法13条で規定される洪水特別警戒水位と同様

※2：本文中の氾濫注意水位は水防法17条で指定される警戒水位と同様

※3：本文中の受け待ち区間とは当該水位観測所の水位を代表値として危険度を判断できる区間

（ ）水位観測所の水位は、ホームページで10分毎に更新しています。

インターネットホームページ <http://www.bousai-shimane.jp/uryousui/pc/ssim0101g>.

携帯端末ホームページ <http://www.bousai-shimane>.

表 別		水防警報発表				平成 年 月		
水防警報		通知日時		通知日時		備考		
水防警報		通知日時		通知日時		備考		
水防警報		通知日時		通知日時		備考		
水防警報		通知日時		通知日時		備考		
月	日	時	分	日	時	分	備考	備考
1	()	()	()	に	に	に		
2	()	()	()	に	に	に		
3	()	()	()	に	に	に		
4	()	()	()	に	に	に		
5	()	()	()	に	に	に		
6	()	()	()	に	に	に		
7	()	()	()	に	に	に		
*								
9	()	()	()	に	に	に		
10	()	()	()	に	に	に		
11	()	()	()	に	に	に		
12	()	()	()	に	に	に		
13	()	()	()	に	に	に		
14	()	()	()	に	に	に		
15	()	()	()	に	に	に		
16	()	()	()	に	に	に		

表 別		水防警報発表				平成 年 月		
水防警報		通知日時		通知日時		備考		
水防警報		通知日時		通知日時		備考		
水防警報		通知日時		通知日時		備考		
月	日	時	分	日	時	分	備考	備考
1	()	()	()	に	に	に		
2	()	()	()	に	に	に		
3	()	()	()	に	に	に		
4	()	()	()	に	に	に		
5	()	()	()	に	に	に		
6	()	()	()	に	に	に		
7	()	()	()	に	に	に		
8	()	()	()	に	に	に		
9	()	()	()	に	に	に		
10	()	()	()	に	に	に		
11	()	()	()	に	に	に		
12	()	()	()	に	に	に		
13	()	()	()	に	に	に		
14	()	()	()	に	に	に		
15	()	()	()	に	に	に		
16	()	()	()	に	に	に		

出 席

水防警報用紙

平成 年 月

水防警報免状				通知日時	
水防警報		(種 別)	(所 川)	通知	日 時 分
川 名		川 名	川 名	川 名	(警報番号)
日	時	分	国土地交通省	事務所	住所
1	()	の	()	に	よ
2	()	の	出	は	()
3	()	の	上	段	の
4	今	出	ま	だ	()
5	()	の	水	位	()
6	()	で	は	()	m
7	和	兵	上	等	し
8	1	時	刻	に	()
9	()	の	水	位	()
10	()	で	は	()	時
11	()	で	は	()	時
12	大	正	な	水	位
13	()	の	水	位	()
14	は	人	間	水	位
15	()	の	水	位	()
16	水	防	警	報	は
17	水	防	警	報	は
18	な	お	、	今	後

出 席

水防警報用紙

平成 年 月

水防警報免状				通知日時	
水防警報		(種 別)	(所 川)	通知	日 時 分
川 名		川 名	川 名	川 名	(警報番号)
日	時	分	国土地交通省	事務所	住所
1	()	の	水	位	()
2	()	の	水	位	()
3	()	の	水	位	()
4	()	で	は	()	m
5	()	の	水	位	()
6	()	の	水	位	()
7	()	で	は	()	m
8	水	位	は	少	し
9	()	の	水	位	()
10	水	位	は	高	く
11	水	位	は	今	後
12	堤	防	の	水	位
13	堤	防	の	水	位
14	()	の	水	位	()
15	()	の	水	位	()
16	()	の	水	位	()
17	()	の	水	位	()
18	上	段	で	()	m
19	水	防	警	報	は
20	水	防	警	報	は
21	水	防	警	報	は
22	水	防	警	報	は
23	各	氏	に	お	き

水防警報発令				通知日時	
				通知日	時分
				通知日	時分
水防警報	(河川)	(河川)	(警報番号)		
月	日	時分	通知場所	発令	
1	()	の水位は () 日 () 時 () 時にははんぱ水位より低くなりました。			
2	()	の水位は () 日 () 時 () 時にははんぱ水位より低くなりました。			
3	まもなくはんぱ水位より低くなるものと見られます。				
4	水防警報を必要とする状況は解消したものと認められます。				
5	洪水による危険は一応去ったものと認められます。				
6	() の水防警報を解除します。				
7	ただし、洪水のあった所は必ず作業を続けて下さい。				
8	ただし、今後も洪水危険の発生に十分注意して下さい。				

水防警報発令				通知日時	
				通知日	時分
				通知日	時分
水防警報	(河川)	(河川)	(警報番号)		
月	日	時分	通知場所	発令	
1	水位が上昇しました。				
2	危険が危険になりました。				
3	() の水位は () 日 () 時にははんぱ水位より高くなりました。				
4	() の水位は () 日 () 時にははんぱ水位より高くなりました。				
5	() の水位は () 日 () 時にははんぱ水位より高くなりました。				
6	今後まだ () 程度のおそれがあります。				
7	() の水位は () 日 () 時にははんぱ水位より高くなりました。				
8	上層中です。				
9	上層部では非常に大きな洪水になりました。				
10	水位は低下していますが				
11					
12	水位は再び上昇する見込みです。				
13	洪水危険は再び見込みです。				
14	洪水危険は急に増大する見込みです。すぐ避難できるように準備して下さい。				
15	洪水危険は、状況の変化に応じて、すぐ避難できるように、準備して下さい。				
16	洪水危険は、避難員を速に避難させ、準備して荒れかたを減らすと見込まれます。				

水防警報発令				通知日時	
水防警報		(河川)	(河川)	通知日	時 分
水防警報		(河川)	(河川)	通知日	時 分
水防警報		(河川)	(河川)	通知日	時 分
月	日	時	分	島田川水防	支那橋
1	()	の水位は () 日 () 時 () 分に () m です。			
2	()	の水位は () 日 () 時に () 水位を越えました。			
3	()	川口水 () 欄によれば			
4	()	では () 程度の高水が予想されます。			
5	()	の最高水位は () 日 () 時ごろに () くらいに達するものと予想されます。			
6	()	の水位は () 日 () 時 () 分に () m に達しました。			
7	()	では () 日 () 時ごろ () m くらいに達するものと予想されます。			
8	()	水位は少し下がっていますが			
9	()	ので、水位は再び上がるおそれがあります。			
10	()	高い水位が続くおそれがあります。			
11	()	水位は今後次第に下がるものと予想されますが			
12	()	堤防は () が越えりやすい状態になりました。			
13	()	堤防の低い所では水がふれるおそれがあります。			
14	()	による被害が起るおそれがあります。			
15	()	はまた () されていきますので。			
16	()	地元の () は特に危険です。			
17	()	地元の () に () が発生しました。			
18	()	上段で () が倒れました。			
19	()	本防固は崩壊に警戒して下さい。			
20	()	本防固に出勤は強化して下さい。			
21	()	本防固は出勤人員を増して本防固を強化して下さい。			
22	()	本防固はひきつづき警戒して下さい。			
23	()	本防固は警戒の変化に十分注意し警戒を続けて下さい。			

水防警報発令				通知日時	
水防警報		(河川)	(河川)	通知日	時 分
水防警報		(河川)	(河川)	通知日	時 分
水防警報		(河川)	(河川)	通知日	時 分
月	日	時	分	島田川水防	支那橋
1	()	の水位は () 日 () 時 () 分に () m に () 程度より低くなりました。			
2	()	の水位は () 日 () 時に () 程度に () m に下がりました。			
3	()	ともなくはんぱな水位より低くなるものと見られます。			
4	()	水防形を必要とする状況は解除したものと認められます。			
5	()	川水による危険は一応去ったものと認められます。			
6	()	の水防形を解除します。			
7	()	ただし、被害のあった所は緊急対策を続けて下さい。			
8	()	ただし、今後も気象状況の変化に十分注意して下さい。			

別表 第17号 信号

	警 鐘 信 号	サイレン 信 号
第1信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	○(約5秒)休止(約15秒)○休止○休止
第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	○(約5秒)休止(約6秒)○休止○休止
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	○(約10秒)休止(約5秒)○休止○休止
第4信号	乱 打	○(約1分)休止(約5秒)○

備考 1 信号は適宜の時間継続すること。

2 必要があれば警鐘信号とサイレン信号を併用できること。

3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

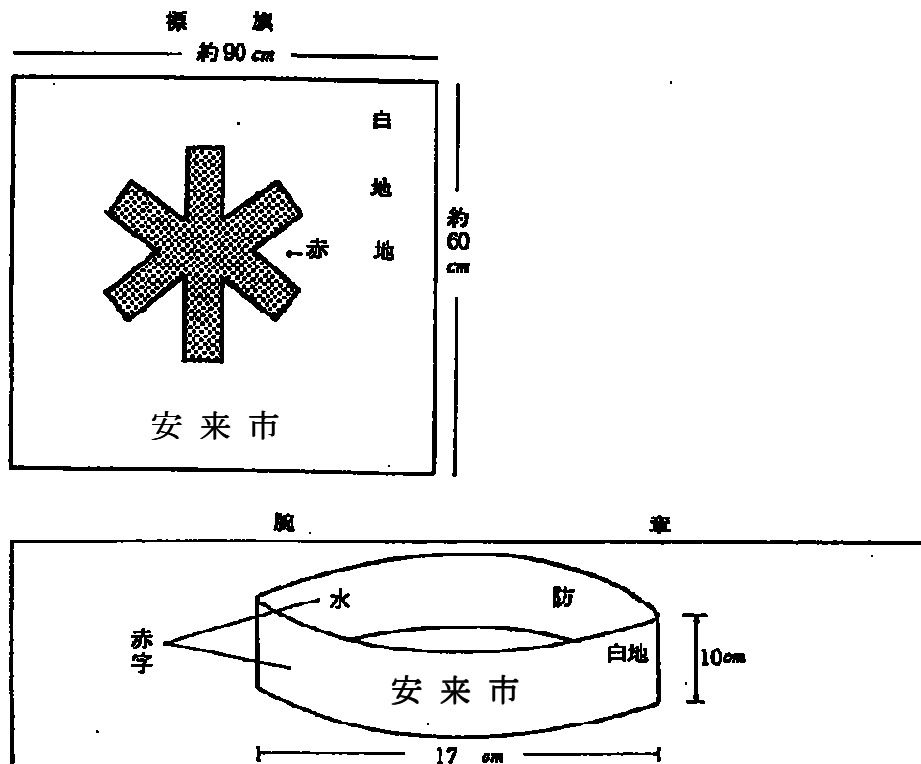
註 第1信号 河川の水位がはん濫注意水位に達したことを知らせるもの。

第2信号 水防機関に属する者が直ちに出動すべきことを知らせるもの。

第3信号 当該水防関係団体の区域内に居住する者が出動すべき事を知らせるもの。

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの。

別表 第18号 優先通行標識



第19号-1
出水様式一総括（水防管理団体→水防支部→水防本部用）

※修正箇所は赤書き

平成〇〇年〇月〇日〇〇〇（出水名）による出水状況報告【第〇報】

〇〇 月 〇〇 日 〇 : 〇〇 現在

■ **被害状況**

1) 一般被害

※浸水家屋数は、河川に係わる沿川の浸水被害について河川管理者が把握したものであり、市町村の集計する市町村全体の浸水家屋数とは異なる。

<都道府県管理河川>

都道府県	水系	河川	市町村	浸水家屋数		家屋損壊数		田畑等浸水		被害状況
				床上 (戸)	床下 (戸)	全壊 (戸)	半壊 (戸)	原因	面積 (約ha)	

2) 河川管理施設等被害

<都道府県管理河川>

都道府県	水系	河川	市町村	地点		被害状況		対策状況
				左右岸	KP	状態	数量 (約m)	

■ **避難勧告及び避難指示状況**

<都道府県管理河川に関わる避難勧告及び避難指示状況>

都道府県	水系	河川	市町村	避難状況			発令日時	解除日時	備考
				類型	世帯数	人数			

■ **国交省所有排水ポンプ車等による水防活動状況**

<都道府県管理河川>

都道府県	水系	河川	市町村	地点		排水P車出動状況		水防団等活動状況
				左右岸	KP	出動数 (台)	稼働 状況	

※適宜行を挿入し必要事項を記載

※前回報告からの追加・変更箇所は赤字とする。

第19-2号表

治水課 (マイクロ 80-35694、35695、35696)	宛
------------------------------------	---

課 (氏名:) (マイクロ)

(月 日 時 分)

出水様式-2(1) 被害情報 (国・都道府県管理河川)

(整備局等名: 中国地整)

(都道府県名: 島根県)

出水名	台風〇〇号 (第 報)			
水系名	2級河川 <small>ふりがな</small> 〇〇〇川	河川名	<small>ふりがな</small> 〇〇〇川	
出水状況 現状 (見込み)				
被害状況 現状 (予測)	発生日時	H . . 〇〇 : 〇〇	発生場所	〇〇県 ^{ふりがな} 〇〇町
	原因	破堤 <u>越水</u> 溢水 内水: 未確認	距離標	<u>左</u> : 右 〇.〇~〇.〇km
【記入例】	〇〇月〇〇日〇〇時現在 < <u>速報値</u> : 確定値 >			
	(<u>拡大中</u> : 変化なし : 縮小中 : 解消)			
	(1) 浸水面積	< <u>有</u> : 無 : 調査中 : 未確認 >		
	〇〇町 〇〇町	〇〇ha (予測 ha)	(予測 ha)	
(2) 人的被害	< <u>有</u> : 無 : 調査中 : 未確認 >			
〇〇町	死者 人 行方不明者 人			
(3) 家屋被害	< <u>有</u> : 無 : 調査中 : 未確認 >			
〇〇町	床下浸水 戸 (予測 戸) 床上浸水 戸 (予測 戸) 軒下浸水 戸 (予測 戸) 家屋流出 戸			
(4) その他	< <u>有</u> : 無 : 調査中 : 未確認 >			
〇〇町 (予測)	国道〇号線 通行止め 〇〇町 JR〇〇線 通行止め)			

注) ・平面図を添付 (破堤等被害発生箇所及び浸水状況等を記載)
・現地状況写真を添付

第19-3号表

治水課 (マイクロ 80-35694、35695、35696)	宛
------------------------------------	---

課 (氏名 :) (マイクロ)

(月 日 時 分)

出水様式-2(2) 被害情報 (国・都道府県管理河川)

(整備局等名 : 中国地整)

(都道府県名 : 島根県)

被害への 対応状況 現状 (予定)	〇〇月〇〇日〇〇時現在
	(1) 実施済み (2) 今後の対応
避難状況 等	〇〇月〇〇日〇〇時現在 < 速報値 : 確定値 >
	(1) 自主避難状況 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > (2) 避難勧告発令状況 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > (3) 孤立住民の発生状況等 < 有 : 無 : 調査中 : 未確認 > (4) 自衛隊出動要請状況等
水防活動 状況 現状 (予定)	〇〇月〇〇日〇〇時現在 < 速報値 : 確定値 >
	(1) 〇〇町 ①水防工法 ②延長等 ③進捗状況 ④災害対策車稼働状況 (2) 〇〇町

第19-4号表

治水課 (マイクロ 80-35694、35695、35696)	宛
------------------------------------	---

課 (氏名 :) (マイクロ)

(月 日 時 分)

出水様式-3 緊急復旧情報 (国・都道府県管理河川)

(整備局等名 : 中国地整)

(都道府県名 : ○○県)

出水名	台風○○号 (第 報)		
水系名	級河川 ○○○川	河川名	○○○川
時点	○月○日○時現在	発生日時	H○. ○. ○
発生場所	○○県○○町	距離標	左 : 右 ○.○~○.○ km
被災状況	破堤 : 堤防洗掘 : 河岸洗掘 漏水 : その他 ()	状況	拡大中 : 変化なし 減少中
	被災数量 延長 m 洗掘土砂量 m ³		
復旧状況	(1) 全体量 (2) 復旧工法 (3) 着手日時 (4) 完成予定日時 (5) 進歩状況 (6) 作業員 (人) (7) 資機材の確保状況		

注) ・平面図、横断図を添付 (全体計画及び進歩状況が分かる図面)

・写真を添付

市町村名 _____									
水防活動実施報告書									
平成 年 月									
作成責任者 _____									
出水の概況	m)	水 位 m (氾濫注意水位) 川 雨 量 mm							
水防実施箇所	左 川 岸 地先 m 右								
日時	月 日 時		～		月 日 時				
出動	消防職員	水防団	その他	合 計					
人員	人	人	人	人					
水防作業の概況及び工法	箇所 工法								
水防の結果	効果	堤防 m	田 m ²	畑 m ²	家 戸	鉄道 m	道路 m	人口 人	他
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使用器材	土のう袋				居住者の				
	むしろ				出動状況				
	なわ				水防関係				
	丸太				者の死傷				
	その他				雨量水位				
の状況									
その他特記事項									
(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。									

別表 第21号 公用負担命令諸様式

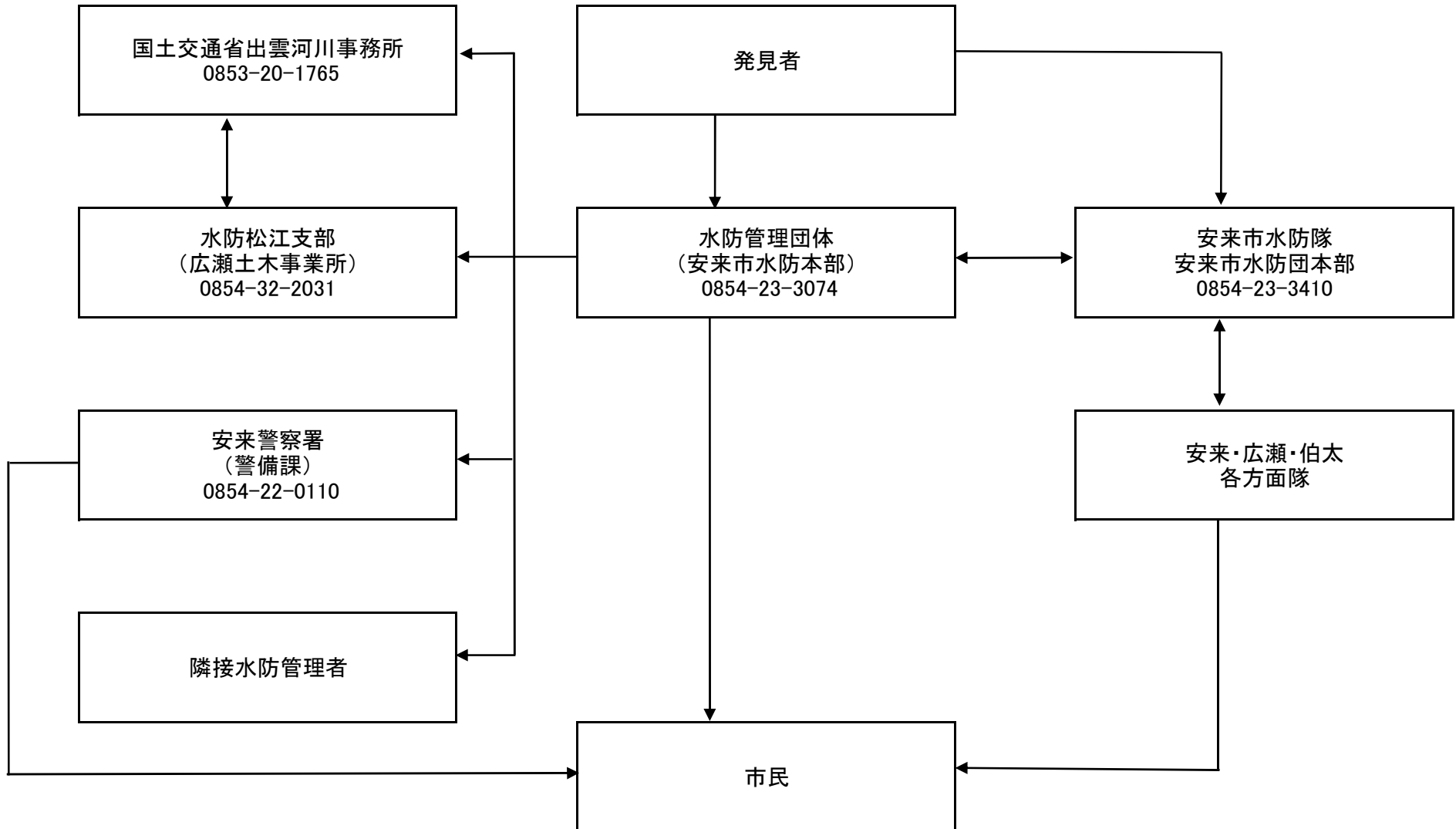
(1) 公用負担命令権限証

公 用 負 担 命 令 権 限 証	
職名 氏名	
上記の者に安来市の区域内における水防法 第21条第1項の権限行使を委任した事を証 明する。	
平成 年 月 日	
安来市水防管理者	㊟

(2) 公用負担命令票

第 号	
公 用 負 担 命 令 票	
1. 目的物名、種類、員数	
負担の内容、使用収用、処分(該当の文字を○で囲むこと。)	
平成 年 月 日	
安来市水防管理者	㊟
上委任者 職名 氏名	㊟

別表 第22号 河川決壊・漏水等の通報系統図



別表 第23号 避難所開設施設

安来地域

地区	施設名	電話番号	想定 収容 人員	住所	開設可否			備考
					水 害 時	地 震	火 災	
十 神	安来中央交流センター	23-1721	440人	安来町 896-1	△	△	○	浸水想定区域内
	安来市民会館	22-3308	520人	安来町 1337-1	△	×	○	浸水想定区域内
	第一中学校	22-2250	1480人	飯島町 792	△	○	○	浸水想定区域内
	第一中学校体育館	-	310人	飯島町 792	×	○	○	浸水想定区域内
	十神小学校	22-2010	460人	安来町 843-3	△	○	○	浸水想定区域内
	十神小学校体育館	-	220人	安来町 843-3	×	○	○	浸水想定区域内
	安来幼稚園	22-2129	30人	安来町 853	△	○	○	浸水想定区域内
	安来保育所	22-2219	20人	安来町 858-6	△	○	○	浸水想定区域内
	十神地区 学習等供用施設	23-0755	70人	安来町 1931-1	△	○	○	浸水想定区域・土砂 災害警戒区域内
	和鋼博物館	23-2500	820人	安来町 1058-1	△	○	○	浸水想定区域内
	安来市立図書館	22-2574	230人	安来町 1062-1	△	○	○	浸水想定区域内
	勤労青少年ホーム	22-4333	120人	南十神町 33	△	△	○	浸水想定区域内
	安来球場	-	—人	飯島町 744	×	○	○	屋外施設・浸水想定区域内
	安来港公園	-	—人	安来町	×	○	○	屋外施設・浸水想定区域内
	みさき親水公園	-	—人	亀島町 9-10	×	○	○	屋外施設・浸水想定区域内
社 日	安来市民体育館	23-1923	1340人	安来町 1337-1	△	×	○	浸水想定区域内・ 施設一部が土砂災害警戒区域内
	社日小学校	22-6345	470人	宮内町 101	△	○	○	浸水想定区域内
	社日小学校体育館	-	160人	宮内町 101	×	○	○	浸水想定区域内
	社日交流センター	23-2048	70人	安来町 1281-1	△	○	○	浸水想定区域内
	鴨来荘	22-2877	320人	月坂町 563	○	△	○	
	安来公園	-	—人	安来町 1365	×	○	○	屋外施設
赤 江	安来市学習訓練センター	23-1750	230人	今津町 532-2	△	○	○	浸水想定区域内
	赤江小学校	28-8009	300人	赤江町 1843	○	○	○	
	赤江小学校体育館	-	230人	赤江町 1843	○	○	○	
	赤江保育所	28-8634	20人	赤江町 1742	○	○	○	
	赤江交流センター	28-8982	70人	上坂田町 574	○	○	○	
	なかうみ農村公園	-	—人	東赤江町	×	○	○	屋外施設・浸水想定区域内
	安来学園体育館	28-8107	80人	赤江町 1768	×	○	○	浸水想定区域・土砂 災害警戒区域内
	西部球場	-	—人	上坂田町 280-2	×	○	○	屋外施設・浸水想定区域内
荒 島	荒島小学校	28-6186	390人	荒島町 2728	○	○	○	
	荒島小学校体育館	-	180人	荒島町 2728	○	○	○	
	第三中学校	28-8534	780人	西赤江町 395	△	○	○	施設一部が土砂災害警戒区域内
	第三中学校体育館	-	320人	西赤江町 395	○	○	○	
	荒島交流センター	28-6783	70人	荒島町 3353-5	△	○	○	浸水想定区域内
	日白公会堂	28-6702	10人	日白町	△	×	○	土砂災害警戒区域内
	久白公会堂	-	10人	久白町	△	×	○	土砂災害警戒区域内
	仲仙寺公園	-	—人	西赤江町	×	○	○	屋外施設
	王陵の丘 造山公園	-	—人	荒島町	×	○	○	屋外施設・土砂災害警戒区域内
	王陵の丘 宮山公園	-	—人	西赤江町	×	○	○	屋外施設・土砂災害警戒区域内
	王陵の丘 塩津山公園	-	—人	久白町	×	○	○	屋外施設
	うさぎ山児童公園	-	—人	西荒島町 121-2	×	○	○	屋外施設・浸水想定区域内

地区	施設名	電話番号	想定 収容 人員	住所	開設可否			備考
					水 害 時	地 震	火 災	
飯梨	飯梨小学校	28-6417	230人	植田町 398	○	○	○	
	飯梨小学校体育館	-	170人	植田町 398	○	○	○	
	認定こども園飯梨	28-6447	20人	飯梨町 447-2	○	○	○	
	飯梨交流センター	28-8346	80人	飯梨町 445-1	○	○	○	
	安来節演芸館	28-9500	420人	古川町 534	△	○	○	浸水想定区域内
	夢ランドしらさぎ	28-6300	720人	古川町 835	○	○	○	
	ふれあいプラザ	28-6477	330人	古川町 848	○	○	○	
能義	情報科学高等学校(併体育館)	23-2700	350人	能義町 310	△	○	○	浸水想定区域内
	能義小学校	22-2854	210人	飯生町 265	△	○	○	浸水想定区域内
	能義小学校体育館	-	220人	飯生町 265	×	○	○	浸水想定区域内
	能義幼稚園	22-2244	10人	飯生町 566-8	○	○	○	
	能義交流センター	23-0764	70人	飯生町 566-3	○	○	○	
大塚・吉田	南小学校	22-2807	390人	清瀬町 230	△	○	○	浸水想定区域内
	南小学校体育館	-	210人	清瀬町 230	×	○	○	浸水想定区域内
	下町集会所	-	10人	大塚町	○	×	○	
	認定こども園大塚	27-0051	10人	大塚町 399-1	○	○	○	
	大塚交流センター	27-0328	70人	大塚町 400-1	○	○	○	
	大塚ふれあいセンター	27-0860	40人	大塚町 350	○	△	○	
	殿川内公会堂	-	10人	大塚町	○	×	○	
	吉田交流センター	27-0325	70人	上吉田町 618-1	△	○	○	施設一部が土砂災害警戒区域内
宇賀荘	安来高等学校	22-2840	970人	佐久保町 115	△	○	○	浸水想定区域内
	安来高等学校体育館	-	410人	佐久保町 115	△	○	○	浸水想定区域内
	第二中学校	22-2859	620人	吉岡町 7	△	○	○	浸水想定区域内
	安来南体育館	-	210人	吉岡町 7	×	○	○	浸水想定区域内
	宇賀荘小学校	22-2364	230人	清井町 300	○	○	○	
	宇賀荘小学校体育館	-	190人	清井町 300	○	○	○	
	宇賀荘幼稚園	22-2118	10人	宇賀荘町 323-1	○	○	○	
	宇賀荘交流センター	23-0721	70人	宇賀荘町 98-1	○	○	○	
	市中公会堂	-	10人	宇賀荘町	○	×	○	
	安来運動公園	22-5911	—人	吉岡町 450	×	○	○	屋外施設・浸水想定区域内
	島田	島田小学校	22-2531	310人	穂日島町 485	○	○	○
島田小学校体育館		-	170人	穂日島町 485	○	○	○	
島田幼稚園		22-5325	10人	穂日島町 485	○	○	○	
島田交流センター		23-2891	70人	穂日島町 485	○	○	○	
吉佐公会堂		22-2434	10人	吉佐町	○	×	○	
門生公会堂		22-3690	10人	門生町	○	×	○	
汐彩公園		-	—人	汐手が丘 238	×	○	○	屋外施設

※避難所開設の可否の見方 ……△は災害の規模に応じて開設を行います。

広瀬地域

地区	施設名	電話番号	想定 収容 人員	住所	開設可否			備考
					水 害 時	地 震	火 災	
広瀬	広瀬保健センター	23-3210	210人	広瀬町広瀬 1930-1	○	○	○	
	広瀬中央交流センター	32-4138	410人	広瀬町広瀬 811	○	×	○	
	広瀬体育館	32-2678	170人	広瀬町広瀬 2548	○	×	○	
	町民会館	32-2214	60人	広瀬町広瀬 772-11	○	△	○	

地区	施設名	電話番号	想定 収容 人員	住所	開設可否			備考
					水 害 時	地 震	火 災	
	広瀬小学校	32-2388	300人	広瀬町広瀬 751	○	○	○	
	広瀬小学校体育館	-	110人	広瀬町広瀬 751	○	○	○	
	広瀬学園総合福祉専門学校	32-4196	150人	広瀬町広瀬 753-15	○	○	○	
	つどいの里ひろせ	32-9006	520人	広瀬町広瀬 1911-1	○	△	○	
	広瀬町総合体育館	23-3200	770人	広瀬町広瀬 307	○	×	○	
広瀬	広瀬社会福祉センター	32-3305	70人	広瀬町広瀬 754	○	△	○	
	広瀬幼稚園	32-2387	20人	広瀬町広瀬 754-22	△	○	○	施設一部が土砂災害警戒区域内
	旧広瀬中学校	-	530人	広瀬町広瀬 117	○	○	○	
	旧広瀬中学校体育館	-	110人	広瀬町広瀬 117	○	○	○	
	認定こども園広瀬	32-3807	30人	広瀬町広瀬 631-1	○	○	○	
	富田山荘	32-2271	190人	広瀬町富田 2656	○	△	○	
	安来市立広瀬中学校(新)	32-2389	530人	広瀬町富田 1470	△	○	○	土砂災害警戒区域内
	広瀬中学校(新)体育館	-	110人	広瀬町富田 1470	△	○	○	土砂災害警戒区域内
	川中島公園	-	—人	広瀬町広瀬 1952-4	×	○	○	屋外施設
	広瀬中央公園	32-2678	—人	広瀬町広瀬 307	×	○	○	屋外施設
下山	下山佐交流センター	32-3840	70人	広瀬町下山佐 498	△	×	○	土砂災害警戒区域内
	すぱーく広瀬	32-3305	—人	広瀬町下山佐 334-1	×	○	○	屋外施設・土砂災害警戒区域内
菅原	菅原交流センター	32-3298	40人	広瀬町菅原 604	△	△	○	土砂災害警戒区域内
	菅原農産物加工施設	-	10人	広瀬町菅原 604	△	○	○	土砂災害警戒区域内
比田	比田小学校	34-0014	190人	広瀬町西比田 1659	○	○	○	
	比田小学校体育館	-	110人	広瀬町西比田 1659	○	○	○	
	旧比田小学校	-	160人	広瀬町西比田 1636-3	△	×	○	施設一部が土砂災害警戒区域内
	旧比田小学校体育館	-	130人	広瀬町西比田 1636-3	○	○	○	
	比田交流センター	34-0001	150人	広瀬町西比田 1708-4	○	×	○	
	広瀬勤労者体育センター	34-0623	50人	広瀬町西比田 1441-2	○	△	○	
東比田	東比田交流センター	34-0211	180人	広瀬町東比田 950-11	△	×	○	施設一部が土砂災害警戒区域内
	旧東比田小体育館	-	80人	広瀬町東比田 950-11	△	×	○	施設一部が土砂災害警戒区域内
	湯田山荘	34-0240	250人	広瀬町東比田 1373	○	○	○	
	東比田運動広場	34-0211	—人	広瀬町東比田 2197-3	×	○	○	屋外施設・土砂災害警戒区域内
布部	布部交流センター	36-0001	90人	広瀬町布部 345-40	○	○	○	
	布部小学校	36-0200	160人	広瀬町布部 1152	△	○	○	施設一部が土砂災害警戒区域内
	布部小学校体育館	-	80人	広瀬町布部 1152	△	○	○	施設一部が土砂災害警戒区域内
	旧布部中学校体育館	-	20人	広瀬町布部 288	○	○	○	
	旧布部公民館	-	80人	広瀬町布部 1668-2	○	△	○	
	認定こども園布部	36-0227	10人	広瀬町布部 233-3	×	○	○	浸水想定区域内
西谷	西谷生活改善センター	36-0242	40人	広瀬町西谷 403	○	△	○	
	西谷交流センター	36-0376	220人	広瀬町西谷 376-6	△	○	○	施設一部が土砂災害警戒区域内
	旧西谷小体育館	-	80人	広瀬町西谷 376-6	△	○	○	施設一部が土砂災害警戒区域内
宇波	宇波交流センター	36-0852	210人	広瀬町宇波 48	△	△	○	施設一部が土砂災害警戒区域内
	旧宇波小体育館	-	80人	広瀬町宇波 48	△	×	○	施設一部が土砂災害警戒区域内
山佐	山佐小学校	35-0017	160人	広瀬町上山佐 608-2	△	○	○	施設一部が土砂災害警戒区域内
	山佐小学校体育館	-	160人	広瀬町上山佐 608-2	△	○	○	施設一部が土砂災害警戒区域内
	山佐交流センター	35-0129	80人	広瀬町上山佐 654-5	○	×	○	
	旧山佐小学校	-	240人	広瀬町上山佐	△	○	○	施設一部が土砂災害警戒区域内
奥田原	旧奥田原小学校	-	210人	広瀬町奥田原 479	△	○	○	施設一部が土砂災害警戒区域内
	旧奥田原小学校体育館	-	80人	広瀬町奥田原 479	△	○	○	土砂災害警戒区域内
	奥田原交流センター	35-0047	60人	広瀬町奥田原 602-1	○	○	○	

※避難所開設の可否の見方 ……△は災害の規模に応じて開設を行います。

伯太地域

地区	施設名	電話番号	想定 収容 人員	住所	開設可否			備考
					水 害 時	地 震	火 災	
安田	いきいきの郷はくた	37-1432	550人	伯太町安田 1687	×	○	○	浸水想定区域内
	伯寿の郷	37-1600	700人	伯太町安田 1705	×	○	○	浸水想定区域内
	安田小学校	37-0058	120人	伯太町安田 1213-1	△	○	○	施設一部が土砂災害警戒区域内
	安田小学校体育館	-	120人	伯太町安田 1213-1	△	○	○	土砂災害警戒区域内
	安田交流センター	37-0835	80人	伯太町安田中 158	△	×	○	浸水想定区域内
	安田老人福祉センター	37-0831	60人	伯太町安田中 159	×	○	○	浸水想定区域内
母里	わかさ会館	37-1558	220人	伯太町東母里 572-1	△	○	○	浸水想定区域内
	伯太町青年研修センター	37-1192	80人	伯太町西母里 239-1	×	△	○	浸水想定区域内
	伯太中学校	37-1007	700人	伯太町西母里 940-6	△	○	○	浸水想定区域内
	伯太中学校体育館	-	150人	伯太町西母里 940-6	×	○	○	浸水想定区域内
	伯太町民体育館	37-1262	460人	伯太町西母里 231-5	△	×	○	浸水想定区域内
	母里小学校	37-1099	140人	伯太町西母里 1040-1	△	○	○	浸水想定区域内
	母里小学校体育館	-	120人	伯太町西母里 1040-1	×	○	○	浸水想定区域内
	はくた文化学習館	37-0050	320人	伯太町母里 28	×	○	○	浸水想定区域内
井尻	井尻交流センター	37-0836	70人	伯太町井尻 77	△	×	○	浸水想定区域内
	井尻小学校	37-1032	240人	伯太町井尻 859-2	△	○	○	施設一部が土砂災害警戒区域内
	井尻小学校体育館	-	120人	伯太町井尻 859-2	△	○	○	土砂災害警戒区域内
	伯太運動広場	37-0620	—人	伯太町日次 537	×	○	○	屋外施設
赤屋	赤屋交流センター	38-0145	50人	伯太町赤屋 118-2	○	○	○	
	赤屋小学校	38-0004	130人	伯太町赤屋 123	○	○	○	
	赤屋小学校体育館	-	90人	伯太町赤屋 123	○	○	○	
	認定こども園赤屋	38-0210	10人	伯太町赤屋 122-1	○	○	○	

※避難所開設の可否の見方 ……△は災害の規模に応じて開設を行います。

※特殊な場合を除き、災害時要援護者関連施設（病院・幼稚園・保育所・授産施設等）は、避難所設置施設から除外。

別表第24号 要配慮者施設

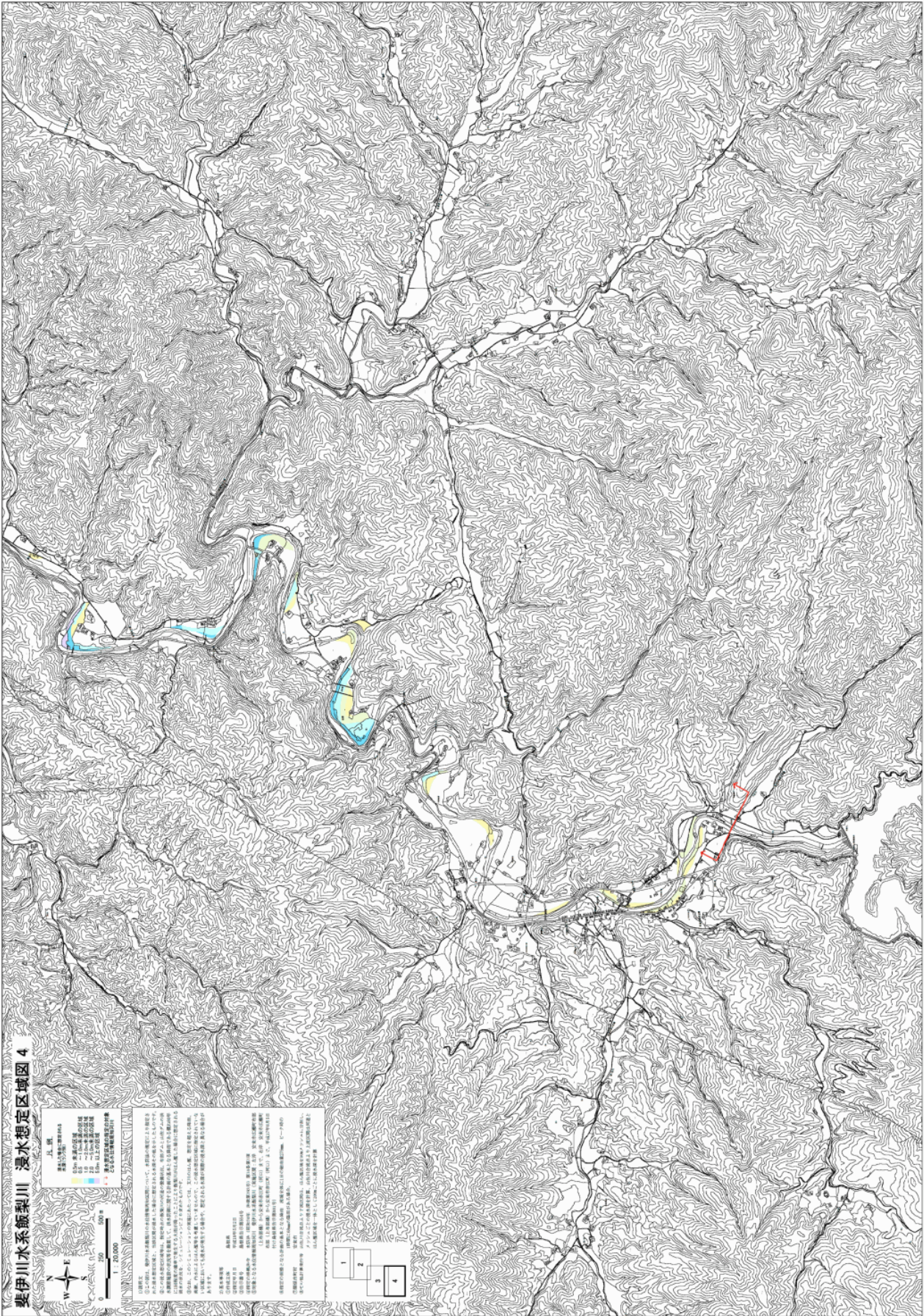
No	施設名称	施設種類	所在地	延べ面積	収容人員(予)	浸想定区域内	水定(対象河川名)	土砂災害警戒区域内	情報周知手段				情報伝達所管部署※
									同報系無線	有線放送	広報車	電話FAX	
1	グループホーム かも	A	安来町641-1	725.81	18	●	伯太川			○	○	○	高齢者安心課
2	グループホーム きららの家	A	安来町899-9	247.50	9	●	伯太川			○	○	○	高齢者安心課
3	介護老人保健施設 昌寿苑	A	安来町899-1	6,093.42	68	●	伯太川			○	○	○	高齢者安心課
4	介護療養型老人保健施設 昌寿苑	A	安来町899-1		52	●	伯太川			○	○	○	高齢者安心課
5	特別養護老人ホーム やすぎの郷	A	安来町970-1	4,094.01	80	●	伯太川			○	○	○	高齢者安心課
6	グループホーム絆	A	安来町970-1	-	18	●	伯太川			○	○	○	高齢者安心課
7	グループホームかがやきの園	A	安来町960-1	-	9	●	伯太川			○	○	○	高齢者安心課
8	ケアハウス やすぎ	A	安来町958-2	2,280.36	50	●	伯太川			○	○	○	福祉課
9	コミュニティハウス あさひ	A	安来町927-2	576.60	20	●	伯太川			○	○	○	福祉課
10	私立みゆき保育園	B	安来町924-3	679.32	120	●	伯太川			○	○	○	子ども未来課
11	安来第一病院	C	安来町899-1	19,486.42	394	●	伯太川			○	○	○	いきいき健康課
12	市立安来保育所	B	安来町858-6	837.53	80	●	伯太川			○	○	○	子ども未来課
13	安来幼稚園	B	安来町853	1,039.15	180	●	伯太川			○	○	○	教育総務課
14	吉岡病院	C	安来町789-1	1,181.63	22	●	伯太川			○	○	○	いきいき健康課
15	市立城谷保育所	B	安来町583	497.73	90	●	伯太川			○	○	○	子ども未来課
16	コミュニティハウス やすぎ	A	安来町1080-2	-	8	●	伯太川			○	○	○	福祉課
17	日立記念病院	C	安来町1278-5	5,387.03	80	●	伯太川			○	○	○	いきいき健康課
18	私立やすぎ保育園	B	安来町1134-1	539.43	60	●	伯太川			○	○	○	子ども未来課
19	たわら眼科	C	南十神町17-2	422.33	5	●	伯太川			○	○	○	いきいき健康課
20	鴨来荘	A	月坂町563	1,636.27	50					○	○	○	高齢者安心課
21	コミュニティハウス にしき	A	飯島町1514	924.44	26	●	伯太川			○	○	○	福祉課
22	市立荒島保育所	B	荒島町3508	516.00	60	●	飯梨川	●		○	○	○	子ども未来課
23	荒島幼稚園	B	荒島町1263	661.25	35	●	飯梨川	●		○	○	○	教育総務課
24	医療法人社団 白根整形外科医院	C	荒島町1817-1	708.62	19	●	飯梨川			○	○	○	いきいき健康課
25	グループホームバルツガーデン 1	A	荒島町前田2177-14	750.28	9	●	飯梨川			○	○	○	高齢者安心課
26	グループホームバルツガーデン 2	A	荒島町前田2177-14	320.32	9	●	飯梨川			○	○	○	高齢者安心課
27	安来学園	A	赤江町1768	1,992.26	60	●	飯梨川			○	○	○	福祉課
28	市立赤江保育所	B	赤江町1742	814.00	70					○	○	○	子ども未来課
29	私立ふたば保育園	B	下坂町197-1	700.00	150	●	飯梨川			○	○	○	子ども未来課
30	島田幼稚園	B	種日島町485	486.68	55					○	○	○	教育総務課
31	私立あゆみ保育園	B	島田町1203-1	199.65	35			●		○	○	○	子ども未来課
32	宇賀荘幼稚園	B	清井町323-1	442.85	55					○	○	○	教育総務課
33	市立切川保育所	B	切川町624-2	494.25	60	●	伯太川			○	○	○	子ども未来課
34	能義幼稚園	B	飯生町566-8	424.78	55					○	○	○	教育総務課
35	あおぞら	A	飯梨町615-1	310.50	10	●	飯梨川			○	○	○	福祉課
36	市立飯梨保育所	B	飯梨町447-2	646.00	60					○	○	○	子ども未来課
37	特別養護老人ホーム しらさぎ苑	A	古川町829-1	3,628.66	110			●		○	○	○	高齢者安心課
38	市立大塚保育所	B	大塚町399-1	527.81	60					○	○	○	子ども未来課
39	市立布部保育所	B	広瀬町布部233-2	481.12	40	●	飯梨川			○	○	○	子ども未来課
40	かじかの家	A	広瀬町宇波482-21	438.00	11			●		○	○	○	高齢者安心課
41	広瀬幼稚園	B	広瀬町広瀬754-22	727.56	55			●		○	○	○	教育総務課
42	市立広瀬保育所	B	広瀬町広瀬631-1	923.92	75					○	○	○	子ども未来課
43	安来市立病院	C	広瀬町広瀬1931	10,100.87	199					○	○	○	市立病院
44	グループホームなごみ	A	広瀬町広瀬1911-1	2,721.65	18					○	○	○	高齢者安心課
45	私立ひろせ保育園	B	広瀬町広瀬1834-1	654.65	120					○	○	○	子ども未来課
46	しののめの家	A	広瀬町東比田950-1	222.75	20			●		○	○	○	高齢者安心課
47	市立比田愛育園	B	広瀬町西比田1701-1	406.00	45					○	○	○	子ども未来課
48	安来市特別養護老人ホーム 尼子苑	A	広瀬町下山佐330-3	3,800.09	82			●		○	○	○	高齢者安心課

施設種類【A:老人福祉施設、老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、児童福祉施設等、B:幼稚園、保育所、C:病院、診療所】

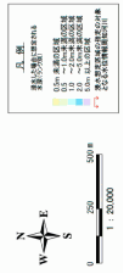
No	施設名称	施設種類	所在地	延べ面積	収容員(予)	浸水想定区域内	(対象河川名)	土砂災害警戒区域内	情報周知手段				情報伝達所管部署※
									同報系無線	有線放送	広報車	電話FAX	
49	市立山佐児童館	B	広瀬町上山佐618-1	226.80	30					○	○	○	子ども未来課
50	市立安田保育所	B	伯太町安田中166	981.05	80	●	伯太川		○	○	○	○	子ども未来課
51	安来市特別養護老人ホーム 伯寿の郷	A	伯太町安田1705	3,457.73	50	●	伯太川		○	○	○	○	高齢者安心課
52	介護老人保健施設 コスモス苑	A	伯太町安田1700-2	1,428.25	50	●	伯太川		○	○	○	○	高齢者安心課
53	安来市医師会病院	C	伯太町安田1700	3,676.44	52	●	伯太川		○	○	○	○	いきいき健康課
54	市立母里保育所	B	伯太町母里1042-1	660.50	60	●	伯太川		○	○	○	○	子ども未来課
55	市立井尻保育所	B	伯太町井尻857-1	898.69	40			●	○	○	○	○	子ども未来課
56	市立赤屋保育所	B	伯太町赤屋122-1	381.25	25				○	○	○	○	子ども未来課

※情報伝達所管部署とは、洪水予警報・土砂災害危険度情報などの避難準備情報を電話・ファックス、徒歩等何らかの手段を用いて施設管理者に伝達を行う課を示す。要配慮者施設(病院、老人福祉センター、幼稚園・保育所、授産施設等)は、原則避難施設として使用しない。ただし災害想定区域の外であり、かつ避難所としての収容能力がある場合、また営業時間外で施設使用者がいない状況下においては、避難施設としての使用を検討する(その際は、災害時要援護者を対象とした福祉避難所としての利用に重きを置く)。

自力での避難活動が施設利用者には困難なことに注意し、気象警報や避難準備情報などから考察して、避難勧告等の発令前から適切な避難活動がとれるよう、避難マニュアルの策定や避難訓練を実施し、災害への備えを心がける。



斐伊川水系伯太川 浸水想定区域图 1



1. 浸水想定区域の範囲は、河川水位が平常水位より1.5m高水位に達した場合を想定し、河川沿いの低地帯に浸水する範囲を想定している。浸水想定区域は、浸水想定区域図の注記事項を参照すること。

2. 浸水想定区域は、浸水想定区域図の注記事項を参照すること。

3. 浸水想定区域は、浸水想定区域図の注記事項を参照すること。

4. 浸水想定区域は、浸水想定区域図の注記事項を参照すること。

5. 浸水想定区域は、浸水想定区域図の注記事項を参照すること。

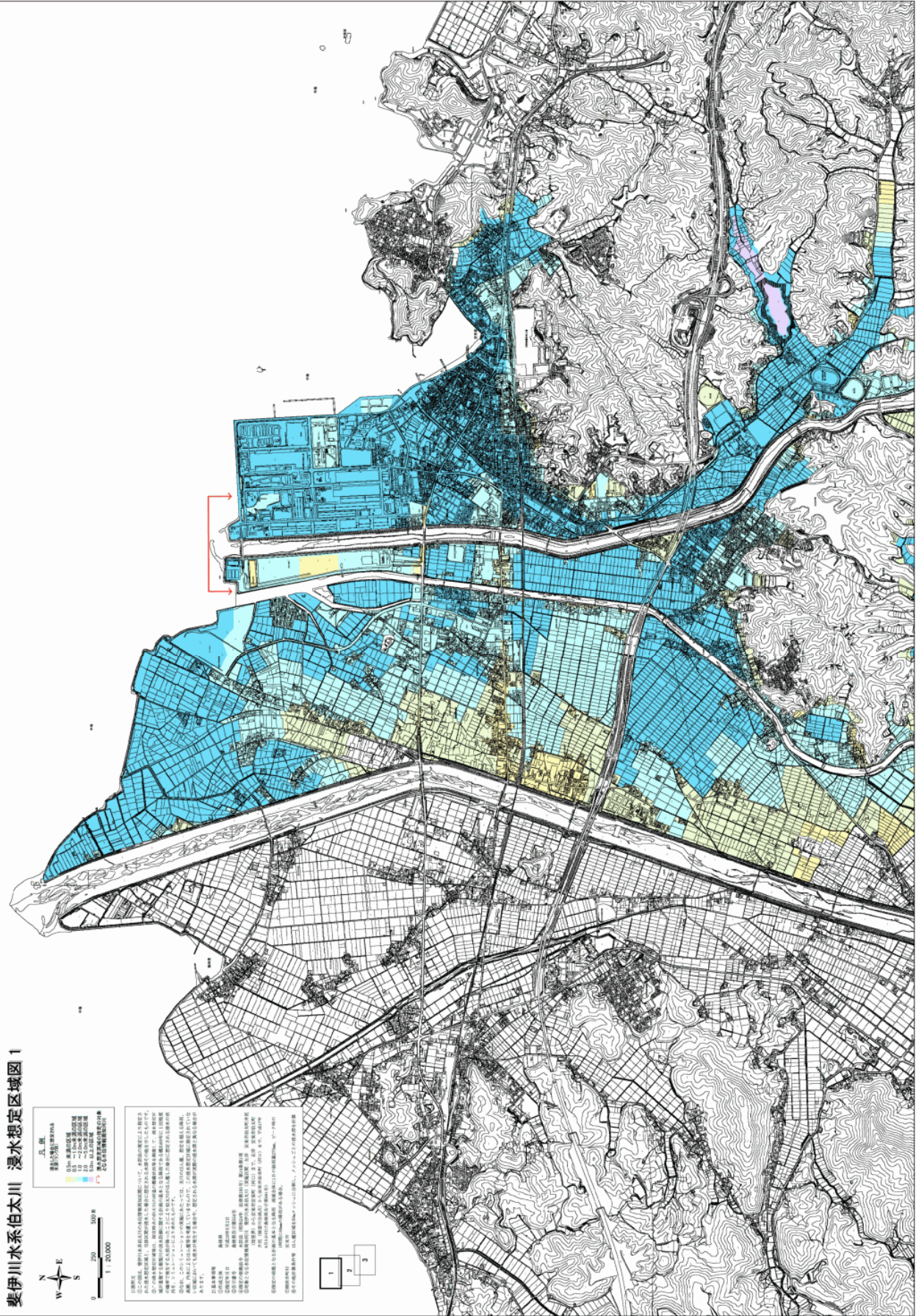
6. 浸水想定区域は、浸水想定区域図の注記事項を参照すること。

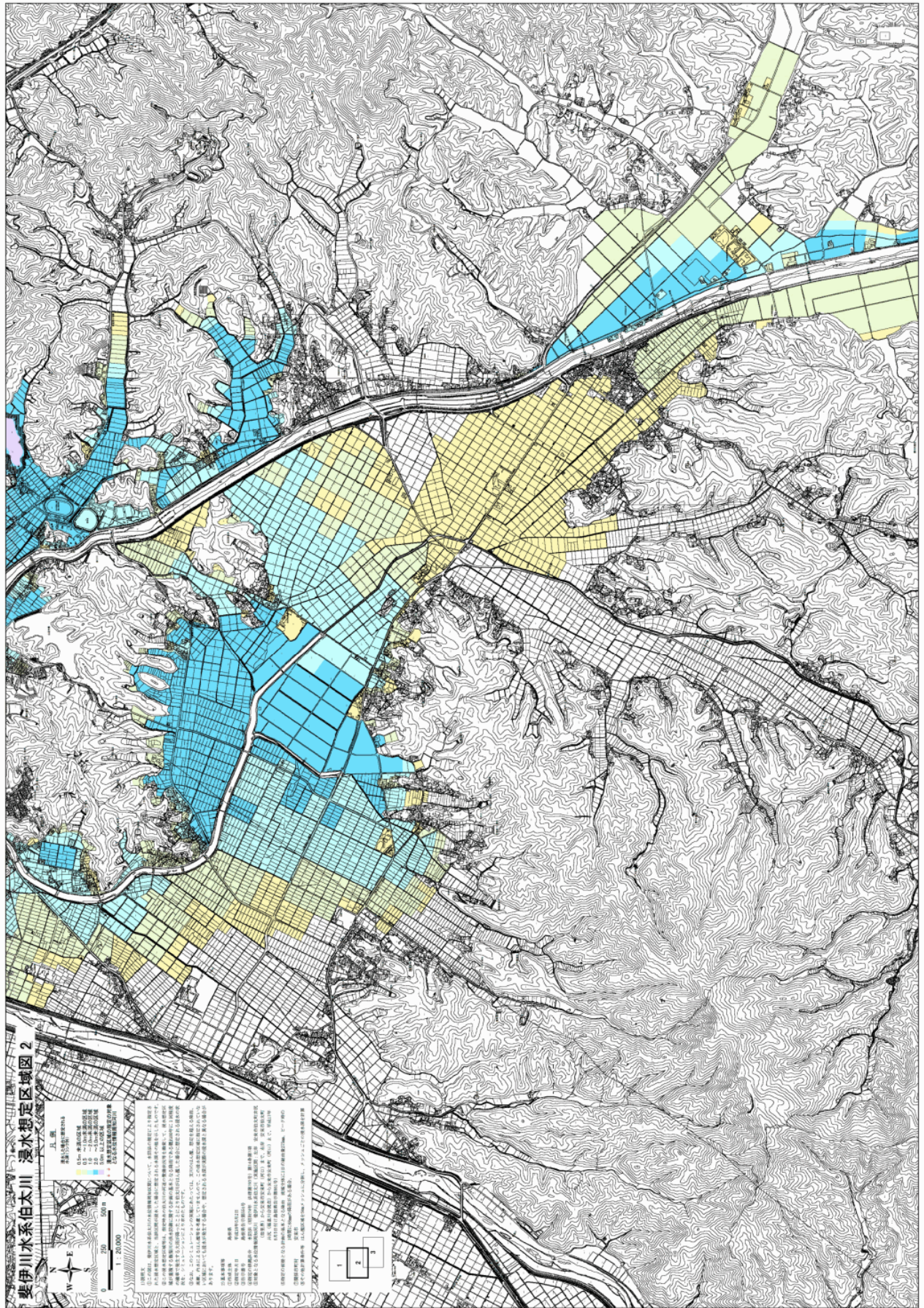
7. 浸水想定区域は、浸水想定区域図の注記事項を参照すること。

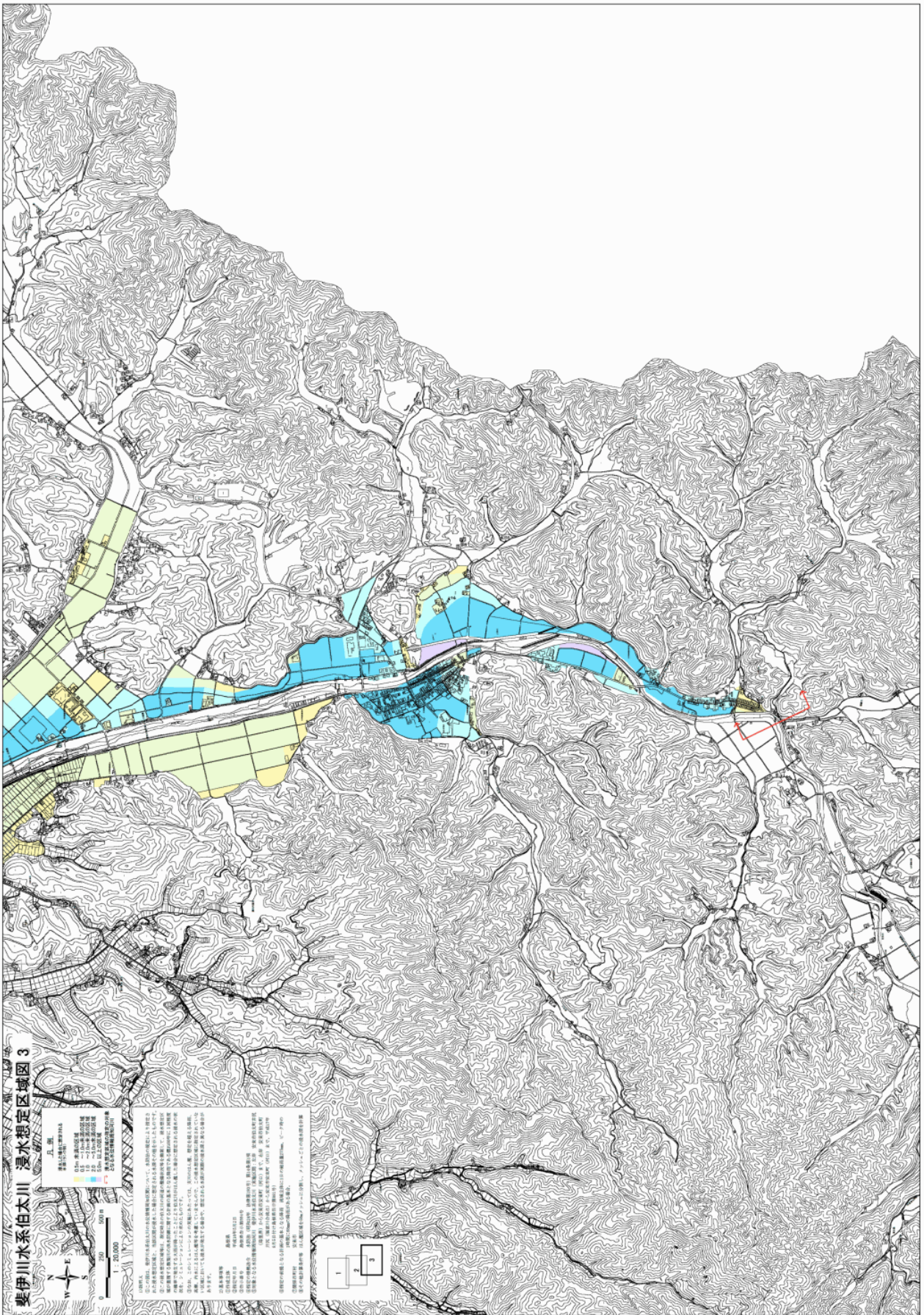
8. 浸水想定区域は、浸水想定区域図の注記事項を参照すること。

9. 浸水想定区域は、浸水想定区域図の注記事項を参照すること。

10. 浸水想定区域は、浸水想定区域図の注記事項を参照すること。







水防倉庫並びに資材器具一覧表(平成28年5月10日現在)

河川名		伯太川	飯梨川	飯梨川	飯梨川	飯梨川	飯梨川		伯太川	伯太川	計
所在地		①本署	②赤江	③矢田	④西松井	⑤広瀬分署	⑥広瀬拠点	⑦比田分駐所	⑧伯太分署	⑨八幡原	
資機材名	単位										
掛矢	丁	25				5	3	1	8	5	47
鋸	丁	1				5	2			4	12
スコップ	丁	148				14	16	10	22	12	222
つるはし	丁	2				1	4				7
おの	丁	10				2	2			1	15
蛸	丁	3									3
シノ	丁	7				1					8
一輪車	合	2									2
ベンチ	丁	10					1			5	16
鉋	丁	5				2		2			9
金棒	丁										0
ゴムボード	艇										0
照明具	個										0
救命胴衣	個										0
手箕	枚	15									15
ハンマー	丁	7				4	6			2	19
クリッパー	丁						1				1
ジョレン	丁										0
鍬	丁	14				3		3	4	6	30
鎌	丁	66				8	3	9	2	1	89
鉄線	kg	3								2	5
竹	束										0
杭(丸太)	本		18	1,454	585		9			190	2,256
かすがい	個										0
縄	玉		45							5	50
筵	枚										0
空俵	枚										0
土嚢袋	枚	3,504				890	1,000	1,430	1,128	700	8,652
麻袋	枚		7,000							200	8,934
吠	枚	4	1,600							130	1,734
ロープ	m										0
杭(小)	本										0
ビニール紐	玉	19				7	15	11	11		63
メガホン	個										0
鋼杭	kg	182								68	250
釘	kg										0
杉板	枚									216	216
シート	枚	60				30	16	34	57		197
防水マット	枚										0
水のう	個										0
SPパイル	本	1,196				110	251	65	49		1,671
草刈機	機	3									3

別表 第27号 水防輸送車両配置一覧表

区分	機 関 名	車種											備 考	
		乗用車		ジ ー プ	トラック			バン			二 輪 車	そ の 他		
		大 型	小 型		大 型	小 型	軽 四	大 型 2,000 cc	小 型	軽 四				
水防支部	松江県土整備事務所			1		2				25				
	〃 広瀬土木事業所			3		1				6				
	雲南県土整備事務所			3		2				22				
	〃 仁多土木事業所			2		1				5				
	出雲県土整備事務所			3		1				18	9			
	県央県土整備事務所			2		1				12				
	〃 大田事業所			3						10	3			
	浜田県土整備事務所			2		1				25	5			
	益田県土整備事務所			4						2	19	1		
	〃 津和野土木事業所		1			2				1	10	1		
	隠岐支庁県土整備局			5		1				13	1	2		
〃 島前事業部			1		1				3	1				
国土交通省	出雲河川事務所	2	7	3					6	4	1		1	マイクロバス
	〃 平田出張所		1	1						1				
	〃 大橋川出張所		1	2						1				
	〃 中海出張所		1	2						1				
	浜田河川国道事務所								2	9				
	〃 江の川下流出張所			1						2				
	〃 川本出張所			1					1	1				
	〃 高津川出張所			1					1	1				
	志津見ダム管理所		1	1						1				
尾原ダム管理所		1	1						1					

所属水防支部	水防管理団体名	車種											備考
		乗用車		ジ ー プ	トラック			バン			二 輪 車	そ の 他	
		大 型	小 型		大 型	小 型	軽 四	大 型 2,000 cc	小 型	軽 四			
松江	松江市	43	59	5	1	25	41		47	226	5	124	マイクロバス 他
(広瀬)	安来市		18		2		4			19		2	マイクロバス
雲南	雲南市		75			3	14		1	52	1	8	マイクロバス
	飯南町			2	2	2	3		2			2	マイクロバス
(仁多)	奥出雲町	1	7	2		2	1		1	2			
出雲	出雲市	8	82			8	22	1	37	74	2	35	福祉車両、マイクロバス、ワゴン車
県央	川本町	1	1			1	2		2	11		2	マイクロバス、10人乗ワゴン
	美郷町		14	2		2	4			21		3	マイクロバス2、10人乗ワゴン1
	邑南町		39			2	6		1	35		24	マイクロバス
(大田)	大田市	7	22			3	5		3	76	1	4	マイクロバス2、路線バス1、10人乗りワゴン1
浜田	浜田市		44			3	4		67	60		15	マイクロバス
	江津市	3	12	1		1		2	8	23		1	フロン回収車
益田	益田市	15	11	1	3	8	15		4	95	7	15	マイクロバス
津和野	津和野町	4	2			2	2		3	45		18	7~10人乗ワゴン、マイクロバス
	吉賀町		10				3			19		3	マイクロバス2、10人乗ワゴン1
隠岐	隠岐の島町		5	1		1	4		4	20		2	マイクロバス2、10人乗ワゴン1
	西ノ島町		1			3			4				
	海士町		2			1	1			6		1	マイクロバス
	知夫村		5	1		1			1		1	2	8人乗りワゴン、マイクロバス

○安来市防災会議条例

平成16年10月1日

条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、安来市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 安来市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員の定数は、25人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市の区域を管轄する指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 自衛隊に所属する者のうちから市長が任命する者
- (3) 島根県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (4) 安来警察署署長
- (5) 副市長
- (6) 教育委員会教育長
- (7) 消防本部消防長及び消防団長
- (8) 市の職員(前3号に掲げる者を除く。)のうちから市長が指名する者
- (9) 市の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員若しくは職員のうちから市長が任命する者
- (10) その他識見を有する者のうちから市長が任命する者

6 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、島根県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び識見を有する者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に任命される委員の任期は、第3条第6項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

安来市防災会議委員名簿

会長 近藤 宏樹 安来市長

役職	氏名	職名	該当条項
委員	柳田 誠二	海上保安庁 境海上保安部 部長	1号該当
委員	長谷川 俊文	松江地方気象台 次長	1号該当
委員	高橋 和久	航空自衛隊 第3輸送航空隊 司令	2号該当
委員	安河内 一彦	陸上自衛隊 出雲駐屯地 司令	2号該当
委員	坂本 浩二	広瀬土木事業所長	3号該当
委員	丸本 到	安来警察署長	4号該当
委員	森脇 光成	安来市副市長	5号該当
委員	井上 博	安来市副市長	5号該当
委員	勝部 慎哉	安来市教育長	6号該当
委員	池田 志信	安来市消防長	7号該当
委員	山本 純	安来市消防団長	7号該当
委員	岩田 理詞	安来市広瀬地域センター長	8号該当
委員	太田 健司	安来市伯太地域センター長	8号該当
委員	清水 保生	安来市総務部長	8号該当
委員	板持 功毅	安来市市民生活部長	8号該当
委員	内田 修次	安来市健康福祉部長	8号該当
委員	石井 信行	安来市産業振興部長	8号該当
委員	小林 勝則	安来市基盤整備部長	8号該当
委員	仁田 隆敏	安来市上下水道部長	8号該当
委員	川本 修司	中国電力株式会社松江営業所長	9号該当
委員	江崎 順一	西日本電信電話株式会社島根支店長	9号該当
委員	足立 薫	安来市自治会代表者協議会 会長	10号該当
委員	石井 末子	安来市女性連絡協議会 会長	10号該当

(平成28年4月1日現在)

